

多可町都市計画 マスタートップラン



令和4年3月
多可町

目次

序章 都市計画マスタープランとは	1
1 都市計画マスタープランの役割と位置づけ.....	1
2 都市計画マスタープランの構成と目標年次.....	3
第1章 多可町のまちづくりの現状と課題	4
1 上位関連計画における方向づけ.....	4
2 社会潮流	11
3 多可町の現状、動向.....	15
4 住民意向	41
5 企業ニーズ	46
6 多可町のまちづくりの課題.....	48
第2章 全体構想	49
1 基本的な方向性	49
1－1 目標	49
1－2 将来都市構造.....	50
1－3 まちづくりの基本的な方向性.....	54
2 まちづくりの方針.....	58
2－1 土地利用及び市街地整備の方針.....	58
2－2 都市基盤施設及び交通の整備の方針.....	61
2－3 安全・安心まちづくりの方針.....	65
2－4 景観づくりの方針.....	68
第3章 地域別構想	71
1 地域別構想の役割.....	71
2 地域別構想	72
2－1 中区	72
2－2 加美区	78
2－3 八千代区.....	84
第4章 まちづくりの推進方策	90
1 参画と協働によるまちづくり.....	90

2 計画の進捗管理	91
参考資料	93
1 計画策定の経緯、体制.....	94
2 質問書、答申書	96
3 用語解説	97

序章 都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

(1) 都市計画マスタープランの背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映して策定するものです。

本町のみならず我が国全体が、従来の人口増加と都市の拡大を基調とした都市化社会から、安定・成熟した都市型社会へと移行し、地方都市や中山間部では、少子高齢化の一層の進展により、本格的な人口減少社会を迎えてます。さらに、自然災害の頻発、地球環境問題の深刻化、経済のグローバル化、高度情報化、地方分権社会への移行などにより、人々の価値観やライフスタイル、地域経済に大きな変化が生じています。

都市をめぐるこうした転換期にあって、本町のこれからまちづくりには、長期的・広域的な観点から都市の将来像や整備方針を明確かつ計画的に進めることが求められます。また、住民・事業者・NPO・行政など多様な主体が参画・協働して、生活環境の充実や地域の個性を活かしたまちづくりに取り組んでいくことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、本町の最上位の計画である多可町総合計画を基本に、より具体的なまちづくりの方針として、多可町都市計画マスタープランを定めます。

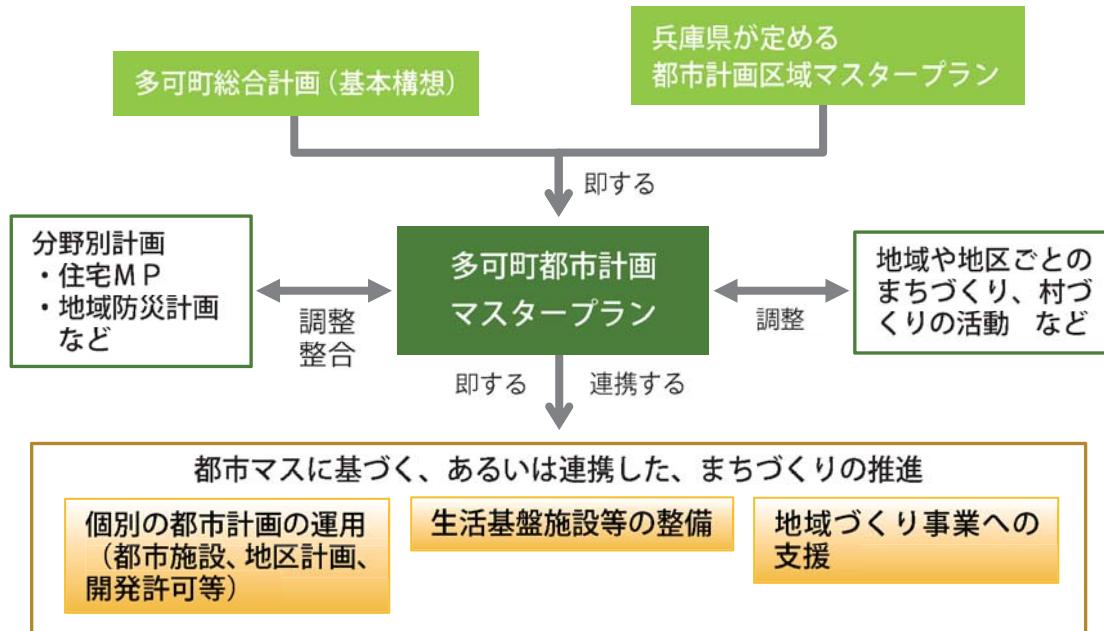
(2) 都市計画マスタープランの役割

多可町都市計画マスタープランは、以下のような役割を担います。

- ①本町の現況や住民の意向、多可町総合計画などの上位・関連計画を踏まえて、まちづくりの主要課題を把握し、まちづくりの基本的な方向性を明らかにします。
- ②都市の将来像に基づき、主要な土地利用のあり方や都市施設の将来の概ねの配置・規模等を示し、目指すべき都市や地域の構造を示します。
- ③都市の将来像やまちづくりの目標を住民に示して共有し、まちづくりや生活環境の整備・改善等に関する住民の理解を進めるとともに、実現化の方策を協働で進める際の指針となります。
- ④都市計画法をはじめ個々の土地利用規制や都市基盤施設の整備、都市計画に関連する各種事業の推進、変更等の指針となります。

(3) 都市計画マスターplanの位置づけ

都市計画マスターplanは、本町の最上位の計画である「多可町総合計画」と、兵庫県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスターplan)に即して定めます。



2 都市計画マスタープランの構成と目標年次

(1) 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランの対象は、都市計画区域が基本となります。本町は、現在、中区のみ都市計画区域に指定され、加美区及び八千代区は都市計画区域外となっています。全町で一体的にまちづくりを推進していくためには、全町的観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要があることから、都市計画区域外を含め、町全域について都市計画マスタープランを策定します。

多可町都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「推進方策」で構成します。全体構想では、都市全体の将来の目標像やまちづくりの目標、都市構造のほか、土地利用や都市施設等のあり方などを示します。

地域別構想では、3つの地域ごとに、まちづくりの目標や取組の方向などを示します。推進方策では、全体構想及び地域別構想に基づくまちづくりを推進するための方策や都市計画の運用方針などについて示します。

(2) 目標年次

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しながら、令和4(2022)年度から13(2031)年度を計画期間とする10年間の計画とします。

なお、本町を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、多可町総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 多可町のまちづくりの現状と課題

1 上位関連計画における方向づけ

(1) 第2次多可町総合計画(平成29(2017)年3月)

【基本構想】

○計画期間

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度

○まちづくりの基本理念

天たかく元気ひろがる美しいまち多可～人がたからのまち きらり輝くまち～

○まちづくりの基本姿勢

私たちのまちは私たち一人ひとりが創る

- ・自分たちでできることは自分たちです（自助）
- ・地域共同でできることは地域です（共助）
- ・行政は法律で定められた責務を果たしながら
自助・共助を応援する（公助）



○将来の目標人口

人口対策を講じることにより、2060年で12,400人と設定するとともに、高齢化比率を39.4%に抑制することをめざす。

定住人口対策に併せて、町の地理的条件や自然環境など交流環境の優位性を生かし、二地域居住や週末滞在、リピーター滞在などを積極的に呼び込むことで交流・連携による地域の活性化に取り組んでいく。

【基本計画】※土地利用や都市施設に関するものの抜粋

○基本目標1：まちの誇り「水と緑」を守りつなぐまち

政策：水と緑の保全

施策：森林環境の保全を推進する

低コストで効率的な原木供給体制の整備/多面的な機能をもつ森林の整備/森林の保全と再生

施策：美しい田園景観の保全を推進する

農業生産基盤と農山村生活の環境整備/遊休農地、耕作放棄地の対策

施策：きれいな川を維持する

河川の保全と水質の向上

○基本目標2：安全・安心・快適を実感できるまち

政策：生活基盤の整備

施策：おいしい水を安定して飲める環境を整備する

水道の整備

施策：下水道の適切な維持管理を図る

下水道の整備

施策：安心して住み続けるための住環境をつくる

路線バス・コミュニティバスの運行維持確保/安全・安心・快適に利用できる公共交通システムの実現/住まいの新築助成、中古住宅購入助成制度、住宅リフォーム助成制度の推進/安心できる住環境の整備/特定空き家対策/定住の基盤となる計画的な土地利用の推進/安全安心の公園整備

施策：まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する

空き家等情報バンク制度の推進/宅地造成地「ハイランドかみの郷」の販売促進/町営住宅の適正供給と適正な維持管理/空き家活用の支援

政策：交通環境の整備

施策：交流と経済を支える幹線道路を整備する

高速道路との連絡道路網の整備/地域連携道路の整備

施策：快適な暮らしを実現する生活道路を整備する

生活道路の整備/橋梁の整備

政策：安全・安心のまちの形成

施策：災害に強いまちづくりを推進する

河川改修の推進/治山事業の推進/農業用施設の災害対策/危機管理体制の強化/防災体制の強化/自主防災組織の育成/福祉避難所の開設/避難支援個別計画の策定

施策：安全安心で暮らせるまちづくりを推進する

交通安全対策の推進/防犯体制の充実

○基本目標3：働く場が充実し、地域の魅力が高まるまち

政策：働く場の充実

施策：生きがいをもって安心して働ける場の創出をめざす

企業誘致事業の推進

○基本目標5：子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち

政策：生涯学習・スポーツの推進

施策：生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する

生涯学習に必要な拠点施設の整備

(2) 第2期多可町総合戦略

○計画期間

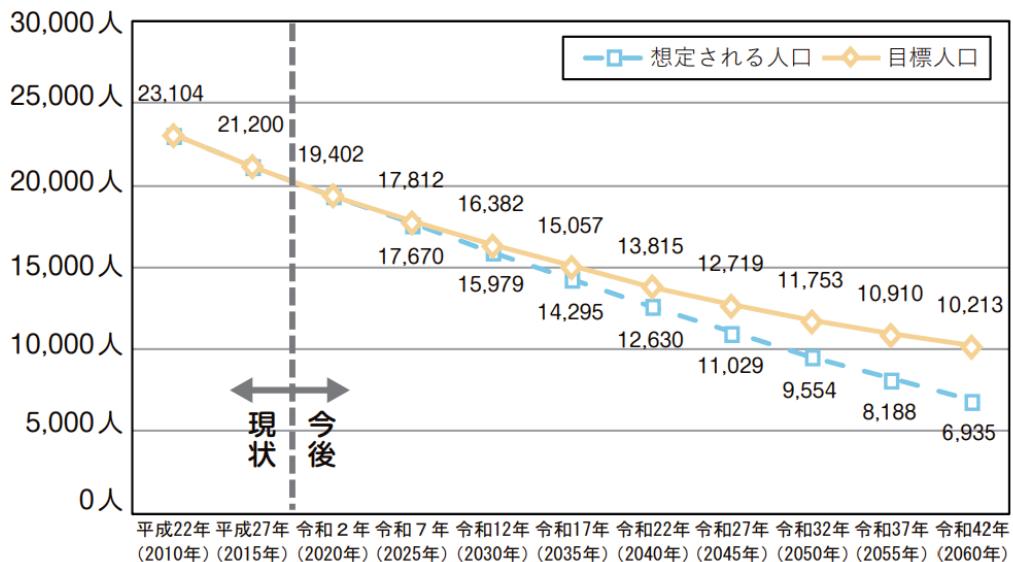
令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

【人口ビジョン】

○総人口将来展望

- ・令和6（2024）年時点で18,000人以上
- ・令和42（2060）年時点で10,000人以上
- ・子育て環境の整備等の子育て支援をリーディング戦略として起業者への支援等による雇用の場の創出、定住・移住促進に向けた支援など、各政策が連動・連携した取り組みを継続し、多可町の地方創生の推進と多可町の活性化に繋げる。

今後想定される人口と目標とする人口



【総合戦略】

○基本目標

だれもが自分に合ったスタイルを選べるまち たくさんの魅力が光る、みんなから選ばれるまち
選べるまち・選ばれるまち 多可町をめざす

○地域創生戦略

- 雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ
- 住みたい田舎として新しい人の流れをつくるまちへ
- 結婚・出産・子育ての希望を叶えるまちへ
- 健康・交流と安心・安全の魅力あふれるまちへ

○政策パッケージ

- 雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ

■企業誘致事業の推進

- ・企業促進策による新規優良企業の誘致

II 住みたい田舎として新しい人の流れをつくるまちへ**■定住支援事業**

- ・宅地分譲地の斡旋や町有地の活用等
- ・空き家等対策による定住促進

IV 健康・交流と安心・安全の魅力あふれるまちへ**■暮らしの安心・安全を守る**

- ・地域共生社会づくり

(3) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン**○目標年次**

「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22（2040）年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7（2025）年とする。

○役割

都市計画法に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの

○対象地域等

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稻美町、播磨町及び多可町の8市3町で構成される東播磨地域に含まれる東播磨都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域

○目指すべき都市づくり**①安全・安心な都市空間の創出**

- ・総合的な防災・減災対策の強化
- ・全員活躍社会の推進

②地域主導による都市づくり

- ・エリアマネジメントの促進
- ・地域資源を生かした都市の活性化
- ・民間投資の誘導
- ・情報ネットワーク等の活用

③持続可能な都市構造の形成

- ・地域連携型都市構造の実現

○目指すべき都市構造

内陸部 公共交通の利便性の向上と利用者の確保に配慮しつつ、隣接する地域都市機能集積地区間において都市機能の相互補完を図るとともに、既存産業団地等への産業立地、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道等における新たな産業団地の形成を促進する。

市街地エリア 利便性の高い駅周辺の土地の高度利用等を図り、一定の人口を維持するとともに、市街地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な農地の保全・活用を推進する。土砂災害特別警戒区域等の自然災害の発生のおそれのある区域は、災害リスク等を総合的に勘案し、必要に応じて、市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。

市街地以外のエリア 地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進するとともに、コミュニティバス等により市街地エリアの都市機能集積地区等との連携を維持・確保し、活力を維持する。

○区域区分の有無

中都市計画区域においては、過度な人口集積等ではなく、今後も急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。用途地域等の活用により土地利用コントロールが可能であることから、区域区分は定めない。

○都市づくりに関する方針

●地域連携型都市構造化の方針

内陸部では、コンパクトに市街地が形成された現在の都市構造を生かすとともに、隣接する都市機能集積地区間での都市機能の代替又は相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図る。

持続可能な運送サービスを確保するため、地域公共交通計画の作成、新たな技術・システム等を活用した交通手段の導入等を促進する。

●土地利用に関する方針

ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール

中都市計画区域及び都市計画区域外では、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）により定められた「北播磨北部地域環境形成基本方針」の考え方を基本とし、規制誘導手法を活用した土地利用コントロールを行う。

イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

多可町中心部等の緑条例に基づく「まちの区域」等においては、都市機能の充実と良好な市街地環境の形成を図るため、用途地域や地区計画等の活用を検討する。

基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地における産業立地を促進する。

●都市施設に関する方針

「東播磨地域社会基盤整備プログラム」及び「北播磨地域社会基盤整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的・効率的に推進し、「ストック効果の最大化」を図るとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10箇年計画」に基づき計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進するなど、戦略的な維持管理・更新を進める。

●市街地整備に関する方針

多可町中心市街地地区等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進する。

●防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靭化をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを促進する。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

●景観形成に関する方針

景観法や景観の形成等に関する条例等の活用により、岩座神地区の棚田等の文化的な景観の形成・保全を図る。

●地域の活性化に関する方針

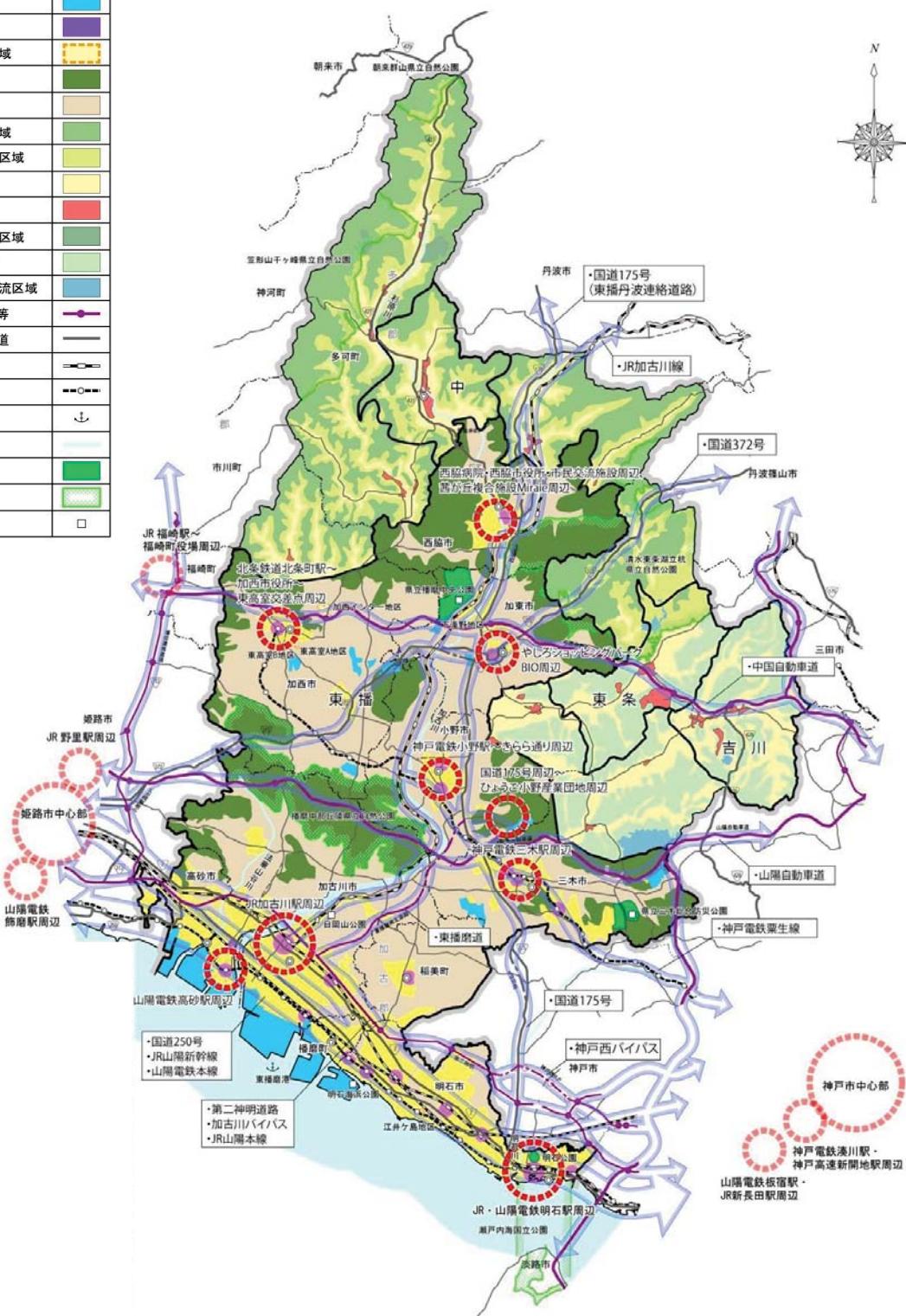
「北はりま田園空間博物館」等の参画と協働の取組を促進するとともに、内陸の工業団地、播州織等の地場産業や産業遺産など、伝統と匠の技が生きるものづくり産業の集積を生かした広域・周遊型の産業ツーリズムを推進する。

北部の自然環境豊かな地域等においては、レクリエーション施設や滞在型市民農園等の整備、古民家再生等による二地域居住や移住定住、働く場の提供や企業誘致を促進するとともに、地域のまちづくりの取組を支援する「地域再生大作戦」により住民が主体となった地域の活性化を促進する。

第1章 多可町のまちづくりの現状と課題

1 上位関連計画における方向づけ

凡　例	
行政区域界	---
都市計画区域界	—
区分界	—
地域都市機能集積地区	○○○
広域連携軸	↔↔
市街化区域	
住宅地	■
商業・業務地	●
工業地	□
流通業務地	■
市街化調整区域	
特定保留区域	○○○
山林	■
田園	■
環境形成区域	
森を守る区域	■
森を生かす区域	■
田園の区域	■
まちの区域	■
風土を守る区域	■
丘陵の区域	■
水と緑の交流区域	■
自動車専用道路等	—●—
国道、主要地方道	—
鉄道（JR）	—○—
鉄道（私鉄）	—○—
重要港湾	△
河川	—
県立都市公園	■
自然公園	■
広域防災拠点	□



2 社会潮流

(1) 社会潮流

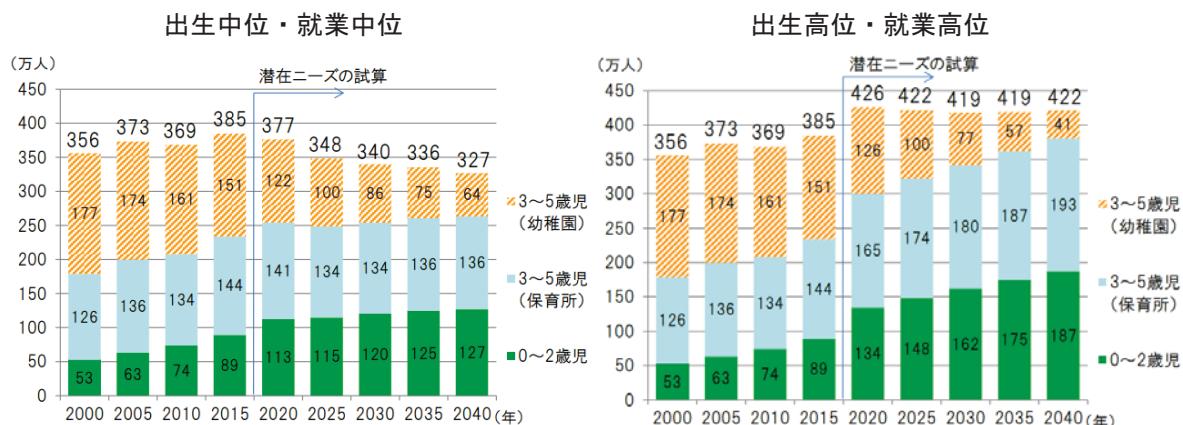
①人口減少・高齢化時代への対応

- 全国的に人口減少がとどまること無く、少子高齢化が加速しています。
- 人生100年時代に備えたまちづくりのあり方を考えていく必要があります。

②子育て・介護ニーズの増加への対応

- 保育ニーズや保育所・幼稚園の過不足の見通しは地域により大きく異なりますが、幼稚園ニーズは減少する一方、少子化対策や女性の活躍推進が結実すると、保育所ニーズは増加します。
- 社会構造の変化に即し、長期的な保育ニーズの変化に対応した子育て環境の整備が求められます。
- 65歳以上の一人暮らし高齢者は増加傾向であり、介護ニーズは全国的に増加傾向となります。一方で介護人材の需給ギャップが拡大する見込みとなり、高齢者福祉環境の整備が求められます。

保育所・幼稚園ニーズの将来推計



出典：「自治体戦略2040構想研究会（第2回 平成29年10月）」資料

介護人材の需要推計

	2000年	2013年	2025年
介護職員	55万人	171万人	<p>【需要見込み】 253.0万人</p> <p>【現状推移シナリオによる供給見込み】 215.2万人</p> <p>【需給ギャップ】 37.7万人</p>

※ 需要見込み(約253万人)については、市町村により第6期介護保険事業計画に位置付けられた サービス見込み量等に基づく推計

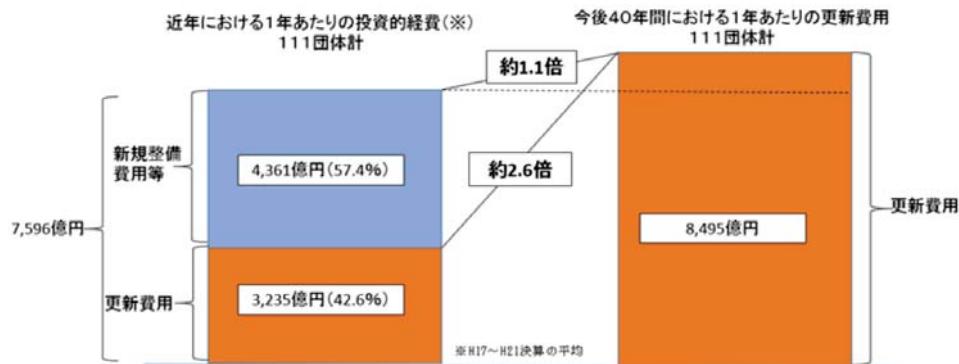
※ 供給見込み(約215万人)については、現状推移シナリオ(近年の入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を反映)による推計
(平成27年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)

出典：「自治体戦略2040構想研究会（第1回 平成30年4月）」資料

③インフラ・公共施設の老朽化や維持管理費の増大への対応

- 全国的に高度成長期に集中投資したインフラや公共施設の老朽化が進み、将来の更新費用は、現状の更新費用を大きく上回る見込みとなっています。
- 特に小規模市町村では、社会資本の維持管理・更新を担当する体制の確保が求められます。

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用



出典：「自治体戦略 2040 構想研究会（第1回 平成30年4月）」資料

④防災リスクが高まるおそれ

- 近年、気候変動や大規模な地震が頻発しています。特に、今後首都直下型地震（M7クラス）、南海トラフ地震（M8～9クラス）の発生確率は、30年以内に70%程度となります。
- 防災リスクが高まるなか、都市基盤の安全性の向上、防災まちづくりが求められます。

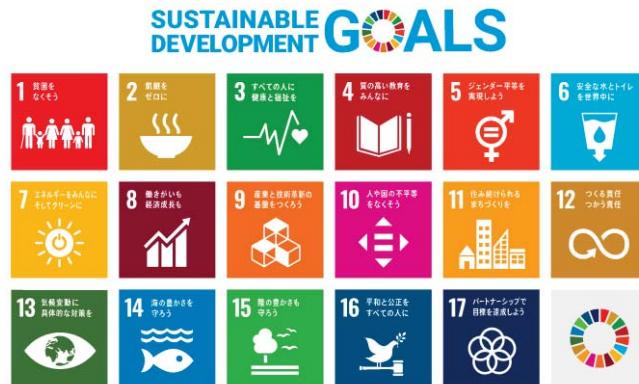
首都直下地震・南海トラフ地震の被害想定



出典：「自治体戦略 2040 構想研究会（第1回 平成30年4月）」資料

⑤持続可能な社会への対応

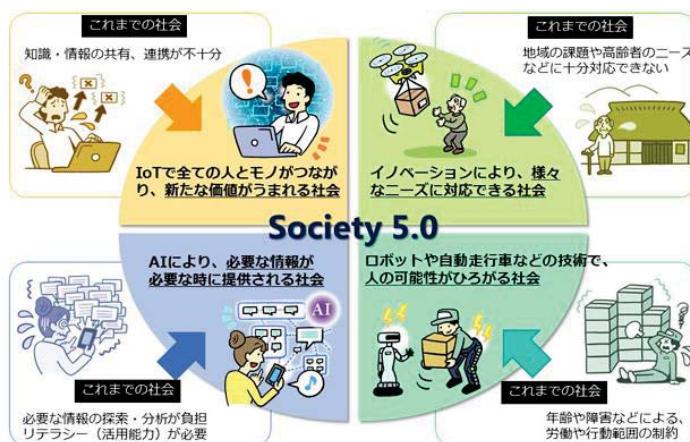
- ・2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- ・SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。
- ・我が国においても、誰一人として取り残さない世界をめざして取組が進められています。



資料：国際連合広報センター

⑥新技術の活用 (Society5.0)

- ・ICT、ビッグデータ、人工知能（AI）等が大きく発展し続けています。このような新技術等がもたらす未来の社会像として、国の「第5期科学技術基本計画」において「Society5.0」という概念が提唱されました。
- ・Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会の姿のことです。Society5.0の実現に向けて、都市分野では「スマートシティ」の取組が進められています。



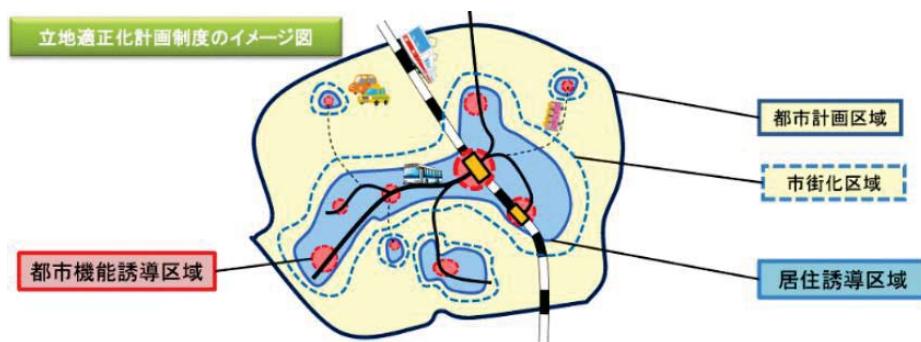
資料：内閣府資料

(2) 都市計画の潮流

①コンパクトなまちづくりの促進

- ・国においては、人口減少・高齢化、財政制約・経済の低迷、地球環境問題とエネルギー制約等に起因する様々な課題の顕在化に対して、わが国の都市政策のあり方として、郊外部の開発圧力の規制的手法によるコントロールを基に、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造化」の本格的展開に大きく転換してきています。

立地適正化計画制度のイメージ図



出典：国土交通省資料

②「小さな拠点」の形成

- ・国においては、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域が行う自主的かつ自立的な取組として、地域に合った生活サービス機能や交通ネットワークの確保等により小さな拠点の形成を推進しています。

「小さな拠点」づくりの取組のイメージ図



出典：まち・ひと・しごと創生本部資料「小さな拠点」づくり手引き（平成28年3月）

3 多可町の現状、動向

(1) 歴史・沿革

中村が大正 13 (1924) 年に町制施行し、「中町」が誕生しました。昭和 30 (1955) 年に松井庄村と杉原谷村が合併し加美村になり、昭和 35 (1960) 年に「加美町」が誕生しました。また、昭和 29 (1954) 年に多可郡野間谷村と加西郡大和村が合併し八千代村となり、昭和 35 (1960) 年に「八千代町」が誕生しました。そして、「中町」・「加美町」・「八千代町」が平成 17 (2005) 年 11 月 1 日に合併して誕生したのが多可町となります。

本町は、日本一の酒造好適米『山田錦』、『杉原紙』及び『敬老の日』発祥の町です。

中区では、現在でも山田錦生産に取り組む農家は多く、収穫された山田錦は全国各地の蔵元へ出荷されています。

加美区の杉原谷では、奈良時代から和紙の生産を開始しました。千年以上もこの地で、和紙が生産されてきたのは、原材料である楮（こうぞ）が豊富に自生していたこと、深い谷の奥から湧き出て冷たく澄んだ清らかな水が良質であったことが影響しています。

八千代区は、「敬老の日」発祥の地であり、「敬老の日提唱の地」と彫られた石碑が現在も八千代コミュニティプラザの玄関脇にあります。戦後の動乱期、野間谷村（旧八千代町）で初めて村主催の敬老会を開催し、長い間社会に貢献してきたお年寄りに敬意を表すとともに、知識や人生経験を伝授してもらう場を設けたのが始まりです。

多可町政の歩み

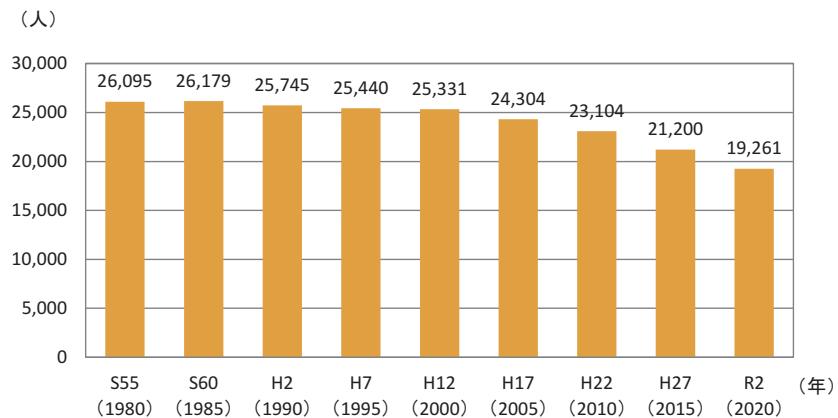
大正 13 年 4 月 1 日	町制施行	中村が町政施行し中町となる
昭和 29 年 3 月 25 日	合併	野間谷村・大和村が合併し八千代村が発足
昭和 30 年 1 月 1 日	合併	松井庄村・杉原谷村が合併し加美村が発足
昭和 35 年 1 月 1 日	町制施行	加美村が町政施行し加美町となる
昭和 35 年 1 月 1 日	町制施行	八千代村が町政施行し八千代町となる
平成 17 年 11 月 1 日	合併	中町・加美町・八千代町が合併し多可町が発足

(2) 人口

①人口推移

本町の人口は、令和2（2020）年には19,261人となっています。経年にみると、人口は昭和60（1985）年から減少が続いており、平成17（2005）年以降減少率が大きくなっています。

人口推移



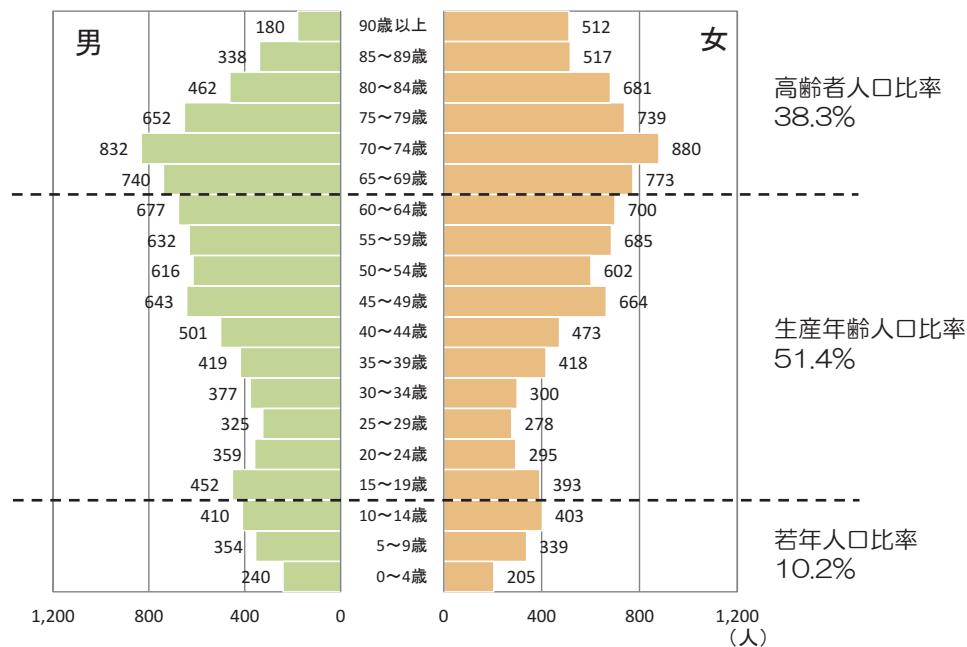
出典：国勢調査

②人口構成

本町の年齢別的人口構成を年齢3区分でみると令和2（2020）年時点における高齢者人口比率は38.3%となっており、若年人口比率10.2%と少子高齢化の傾向が進んでいます。

年齢5歳階級別にみると、0～4歳と20～34歳の人口比率が低くなっています。

年齢別的人口構成（令和2（2020）年）



出典：国勢調査

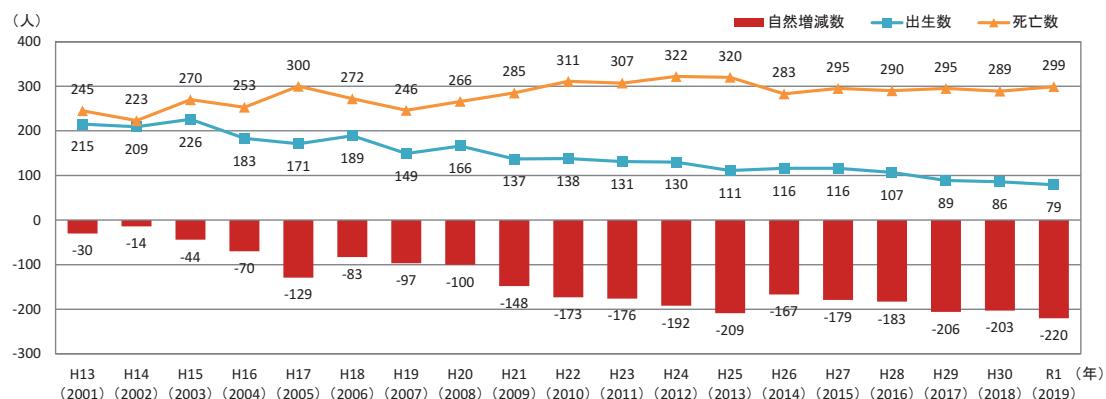
③人口動態

自然動態では、平成14（2002）年頃まで出生数と死亡数がほぼ横ばいで均衡していましたが、平成15（2003）年以降出生数の低下及び死亡数の増加が進んだことにより、自然減が進展しています。

社会動態では、平成17（2005）年以降転入者数に対する転出者数の数が大きくなり、社会減が進展しています。

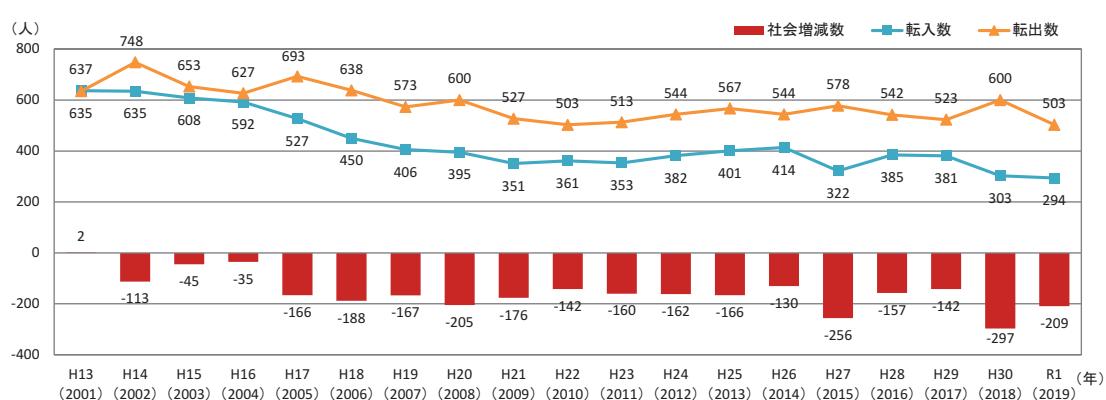
転入者数が多い転入元は、県内では西脇市、丹波市、神戸市で、県外では大阪府、東京都、京都府となっています。転出者数が多い転出先は、県内では西脇市、加東市、神戸市で、県外では大阪府、京都府、岡山県となっています。

出生・死亡数の推移



出典：兵庫県「保健統計年報」

転入・転出数の推移



出典：兵庫県「保健統計年報」

転入者数と転出者数【県内の上位10市町】

転入元	転入者数(人)	転出先	転出者数(人)
西脇市	270	西脇市	376
丹波市	78	加東市	198
神戸市	66	神戸市	156
加東市	53	丹波市	79
加西市	42	姫路市	71
姫路市	33	小野市	54
加古川市	28	加古川市	52
小野市	24	西宮市	45
高砂市	15	加西市	40
明石市	13	三木市	25

転入者数と転出者数【県外の上位10都道府県】

転入元	転入者数(人)	転出先	転出者数(人)
大阪府	79	大阪府	148
東京都	21	京都府	65
京都府	18	岡山県	43
神奈川県	10	滋賀県	22
奈良県	9	奈良県	22
愛知県	8	千葉県	15
高知県	6	愛知県	15
千葉県	5	岐阜県	14
岐阜県	5	静岡県	14
三重県	5	東京都	13
愛媛県	5		

出典：平成27年国勢調査

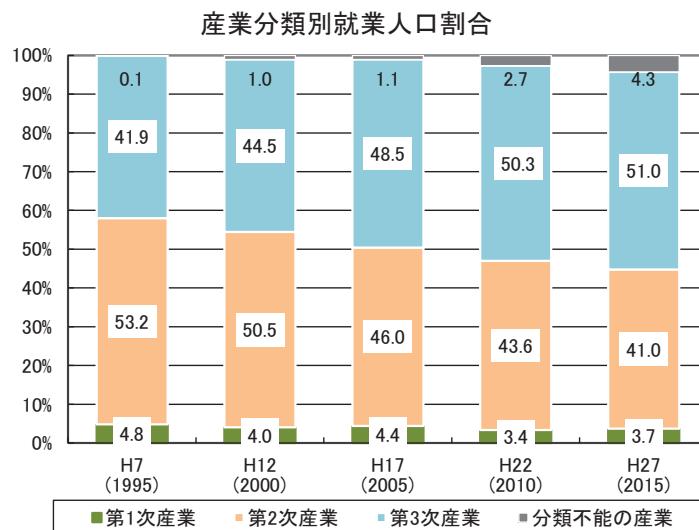
(3) 産業

①産業構造

本町の産業構造を産業分類別就業人口からみると、産業分類別就業人口は、平成27(2015)年は10,729人となっており、平成7(1995)年以降減少傾向が続いている。

産業3分類別の割合では、第1次産業が3.7%、第2次産業が41.0%と全県や北播磨地域平均と比較して大きく、第3次産業が51.0%と小さくなっています。平成7(1995)年以降は第2次産業が縮小し、第3次産業の割合が増大しています。

本町では、第3次産業へのシフトが見られるものの、県や北播磨地域と比較しても第1次産業、第2次産業の従業人口割合が高くなっています。



出典：国勢調査

②製造業の現状、動向

本町の製造業を営む事業所数は平成30（2018）年で97事業所、従業者数は2,477人、製造品出荷額等は533億円となっています。平成24（2012）年以降、事業所数・従業者数ともに概ね横ばいとなっています。

製造業の産業中分類別にみると、事業所数は繊維工業が最も多くなっており、製造品出荷額等は、電気機械器具製造業が最も多くなっています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等

	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
事業所数	98	108	104	124	97
従業者数(人)	1,950	2,311	2,425	2,516	2,477
製造品出荷額等(億円)	351	427	437	451	533

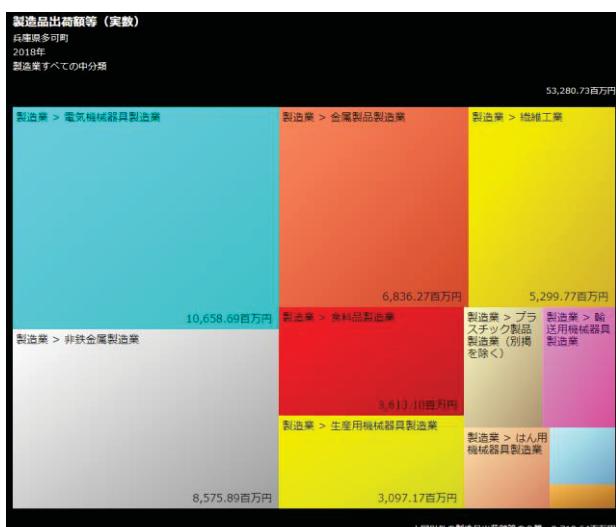
出典：兵庫県市区町別主要統計指標

製造業の産業中分類別にみた事業所数



産業中分類	事業所数
繊維	20
金属製品	16
輸送用機械器具	9
食料品	8
非鉄金属	7
電気機械器具	6
生産用機械器具	6
プラスチック製品	6
はん用機械器具	3
窯業・土石製品	3
その他	13

製造業の産業中分類別にみた製造品出荷額等



産業中分類	製造品出荷額等(百万円)
電気機械器具	10,659
非鉄金属	8,576
金属製品	6,836
繊維	5,230
食料品	3,613
生産用機械器具	3,097

出典：RESAS（地域経済分析システム）

③商業の現状、動向

本町における平成 28 (2016) 年の商業を営む事業所数は合計 186 となっています。そのうち小売業は 166、卸売業は 20 と、小売業が約 90% を占めています。

小売業の従業者数は 805 人、年間商品販売額は 113 億円となっています。経年にみると、平成 19 (2007) 年から 28 (2016) 年にかけて、事業所数が 21% 減少し、年間商品販売額は 13.8% 減少しています。

卸売業の従業者数は 196 人、年間商品販売額は 108 億円となっています。平成 19 (2007) 年以降、事業所数および従業者数は減少していますが、年間商品販売額は横ばい傾向となっています。

一人当たりの年間商品販売額は 53 万円/人で、兵庫県平均や北播磨地域平均を下回っており、周辺市へ購買が流出していることが予想されます。

商店数・従業者数・年間販売額

		平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	H28/H19 増減率
小 売 業	事業所数	210	158	157	166	-21.0%
	従業者数(人)	966	707	762	805	-16.7%
	年間商品販売額 (百万円)	13,123	10,318	11,619	11,316	-13.8%
卸 売 業	事業所数	27	23	23	20	-25.9%
	従業者数(人)	261	189	215	196	-24.9%
	年間商品販売額 (百万円)	10,624	10,711	10,326	10,790	1.6%
合 計	事業所数	237	181	180	186	-21.5%
	従業者数(人)	1,227	896	977	1,001	-18.4%
	年間商品販売額 (百万円)	23,746	21,029	21,946	22,106	-6.9%

出典：平成 24 年・28 年経済センサス、平成 19 年・26 年商業統計調査

小売業の状況比較（平成 28 (2016) 年）

	年間商品販売額 (百万円)	人口 (人)	一人当たり年間販売額 (万円/人)
多可町	11,316	21,152	53
北播磨地域	256,137	272,191	94
兵庫県	5,487,306	5,532,969	99

出典：平成 28 年経済センサス

※人口は平成 28 年 1 月 1 日時点の推計人口

④観光

令和元(2019)年に本町を訪れた観光客総数は104万人で、平成24(2012)年以降100万人前後で推移しています。日帰り客は102万人と全体の約98%を占めます。

観光の目的別では、その他を除き、スポーツ・レクリエーションが最も多く33.4万人、続いて都市型観光(買物・食事)が15.8万人、自然が11万人となっています。

宿泊・居住地・目的別客数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(千人・%) 令和元年度
日帰り・宿泊別	観光客総数	997	1,078	1,144	1,153	1,159	1,068	1,101 1,038
	日帰り客	950	1,031	1,098	1,112	1,118	1,030	1,088 1,021
	宿泊客	47	47	46	41	41	38	13 17
	宿泊客割合(%)	4.7	4.4	4.0	3.6	3.5	3.6	1.2 1.6
目的別	自然	107	121	125	125	117	120	115 110
	歴史・文化	44	39	43	42	40	39	45 44
	温泉・健康	18	19	22	22	22	18	15 14
	スポーツ・レクリエーション	361	345	390	371	380	321	327 334
	都市型観光(買物・食事)	137	179	193	185	168	163	178 158
	その他	305	361	358	393	416	393	408 371
	行催事・イベント	25	14	13	15	16	14	13 7

出典：兵庫県観光客動態調査

(4) 土地利用

①土地利用現況

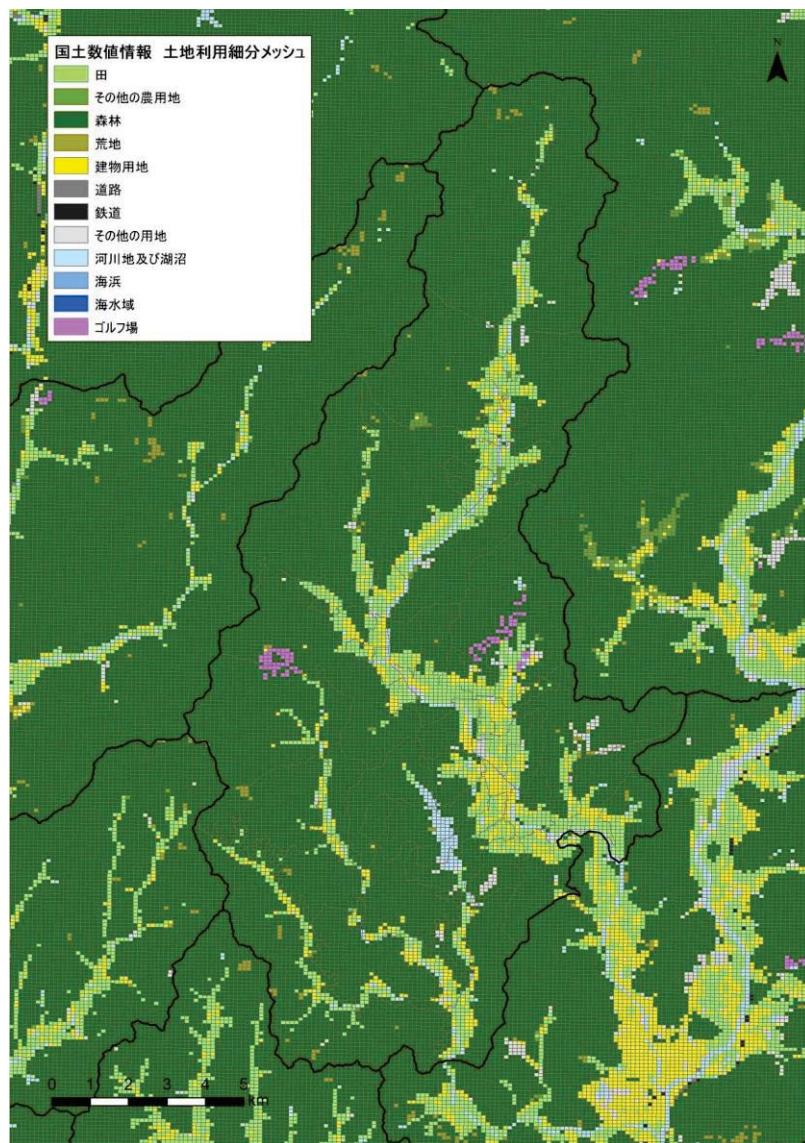
山林原野が約80%を占め、農地が約8%、宅地が約3%となっています。国道427号と西脇八千代市川線、加美八千代線沿いの中区と加美区松井庄周辺、八千代区野間谷周辺には宅地が集まり、周辺には農地が広がっています。

土地利用の状況

	山林原野	田畠	宅地等	その他	合計
面積(ha)	14,778	1,500	519	1,722	18,519
割合(%)	79.8	8.1	2.8	9.3	100.0

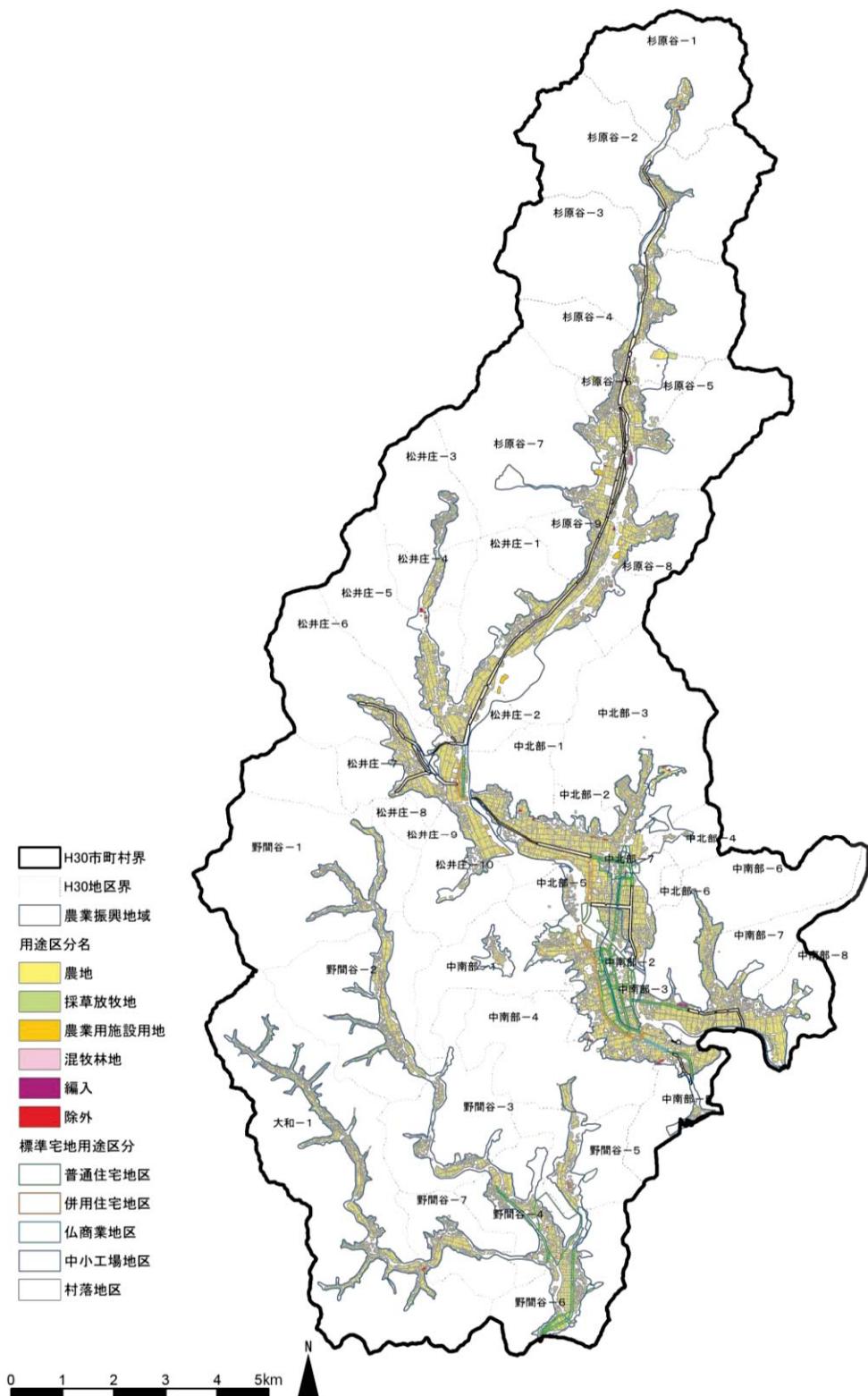
出典:多可町資料

土地利用状況図（その1）



出典:国土数値情報

土地利用状況図(その2)



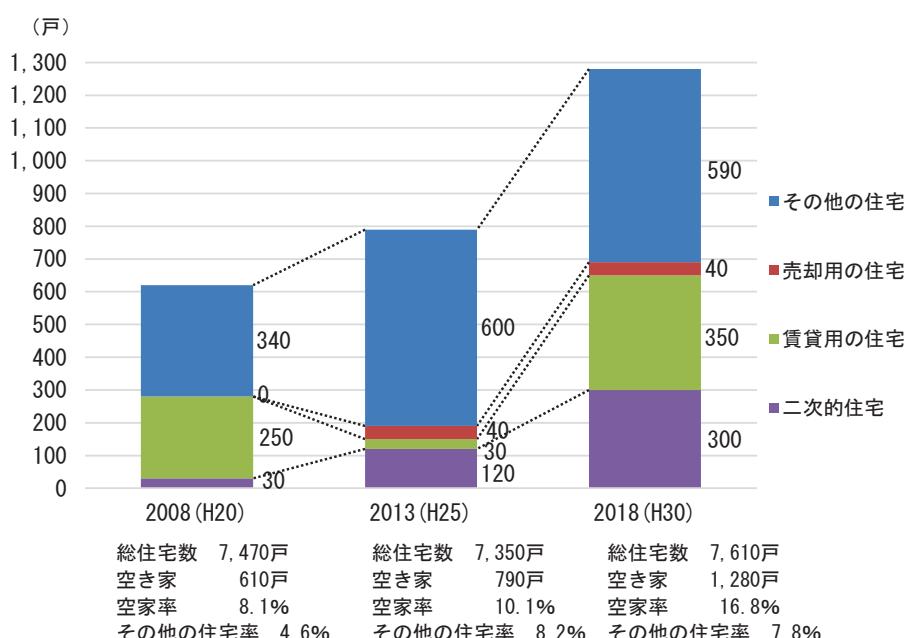
出典:多可町資料

②空き家の状況

本町の空き家数は、住宅・土地統計調査によると平成 20 (2008) 年に 610 戸でしたが、平成 30 (2018) 年には 1,280 戸となっており、空き家率は 16.8% と北播磨地域や兵庫県と比較しても高くなっています。

平成 29 (2017) 年度に実施した空き家実態調査によると、空き家の疑いがある建築物は 500 戸 954 棟となっています。地区別では、中区 350 棟、加美区 340 棟、八千代区 264 棟となっています。

種類別の空き家数の推移



出典：多可町空家等対策計画、平成 30 年住宅・土地統計調査

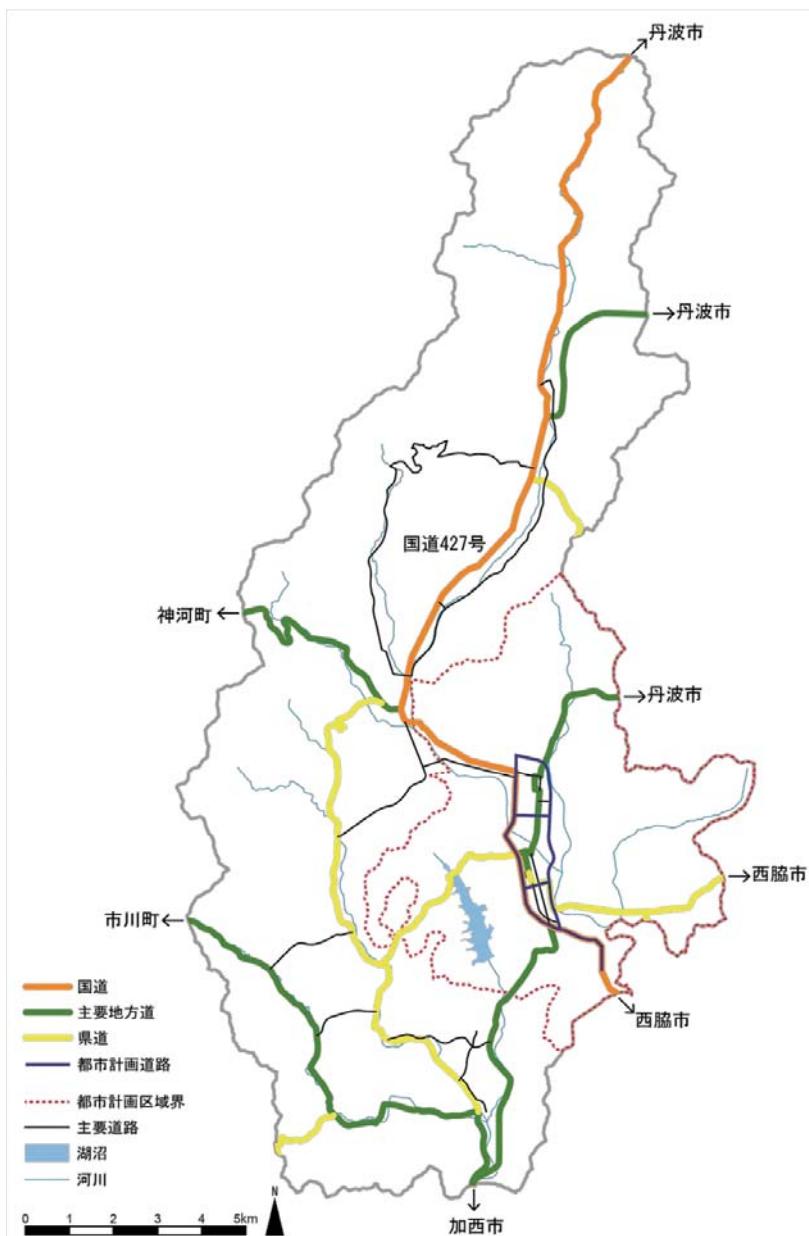
(5) 道路・交通体系

①道路

道路ネットワークでは、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が中区、加美区を縦断し丹波市へ通じています。また、国道427号から分岐した県道が、加西市や神河町、市川町へ通じています。

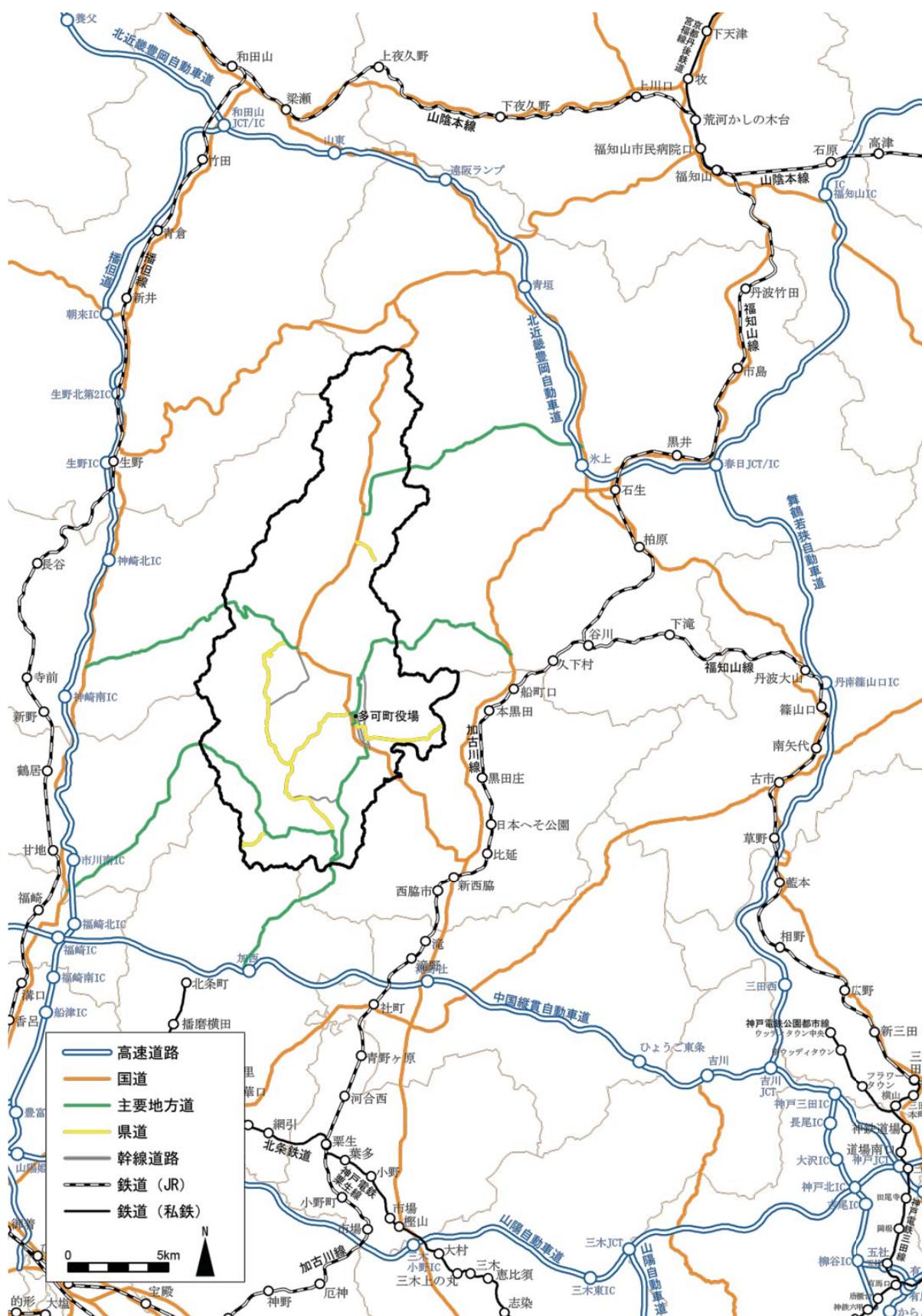
広域のネットワーク状況については、町内には高速道路が通っておらず、中国自動車道の滝野・社IC、加西ICは町役場から約20kmとなっています。播但連絡道路の市川南ランプ、神崎南ランプも町役場から約20kmとなっています。

道路現況図



出典：国土数値情報、多可町資料

広域道路ネットワーク図



出典：国土数値情報

②バス

本町の公共交通は、路線バスが神姫バス1路線（大和線）、神姫グリーンバス4路線（加美中線、大屋線、中八千代線、中黒田線）、コミュニティバスとして「のぎくバス」が1路線運行しています。

本町のバス停勢圏人口は、推計約14,000人となっており、町人口の7割弱をカバーしています。

多可町のバス路線

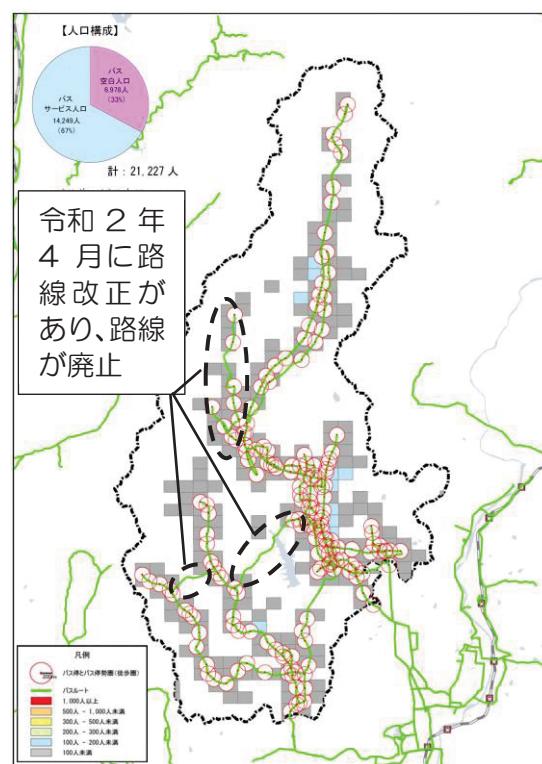
路線	運行範囲	運行本数	
大和線	大和～アスティアかさい	◆平日のみ アスティアかさい方面：1日5本 大和方面：1日5本(4/1～10/31は1日6本)	
加美中線	山寄上方面～西脇市駅	◆平日 西脇市駅方面：1日13本 山寄上方面：1日12本	◆休日 西脇市駅方面：1日11本 山寄上方面：1日8本
大屋線	大屋～西脇市役所	◆平日 西脇市役所方面：1日5本 大屋方面：1日5本 (4/1～10/31は1日6本)	◆休日 西脇市役所方面：1日4本 大屋方面：1日4本 (4/1～10/31は1日6本)
中八千代線	八千代プラザ～多可高校口・日赤病院	◆平日のみ 多可高校口・日赤病院方面：1日3本 八千代小学校方面：1日6本(11/1～3/31は1日5本)	
中黒田線	多可高校口・鍛冶屋～本黒田駅前	◆平日のみ 本黒田駅方面：1日5本 多可高校口・鍛冶屋方面：1日4本	
のぎくバス	牧野北～西脇市駅	◆平日 西脇市駅方面、牧野北方面：1日5本	

多可町のバス勢圏

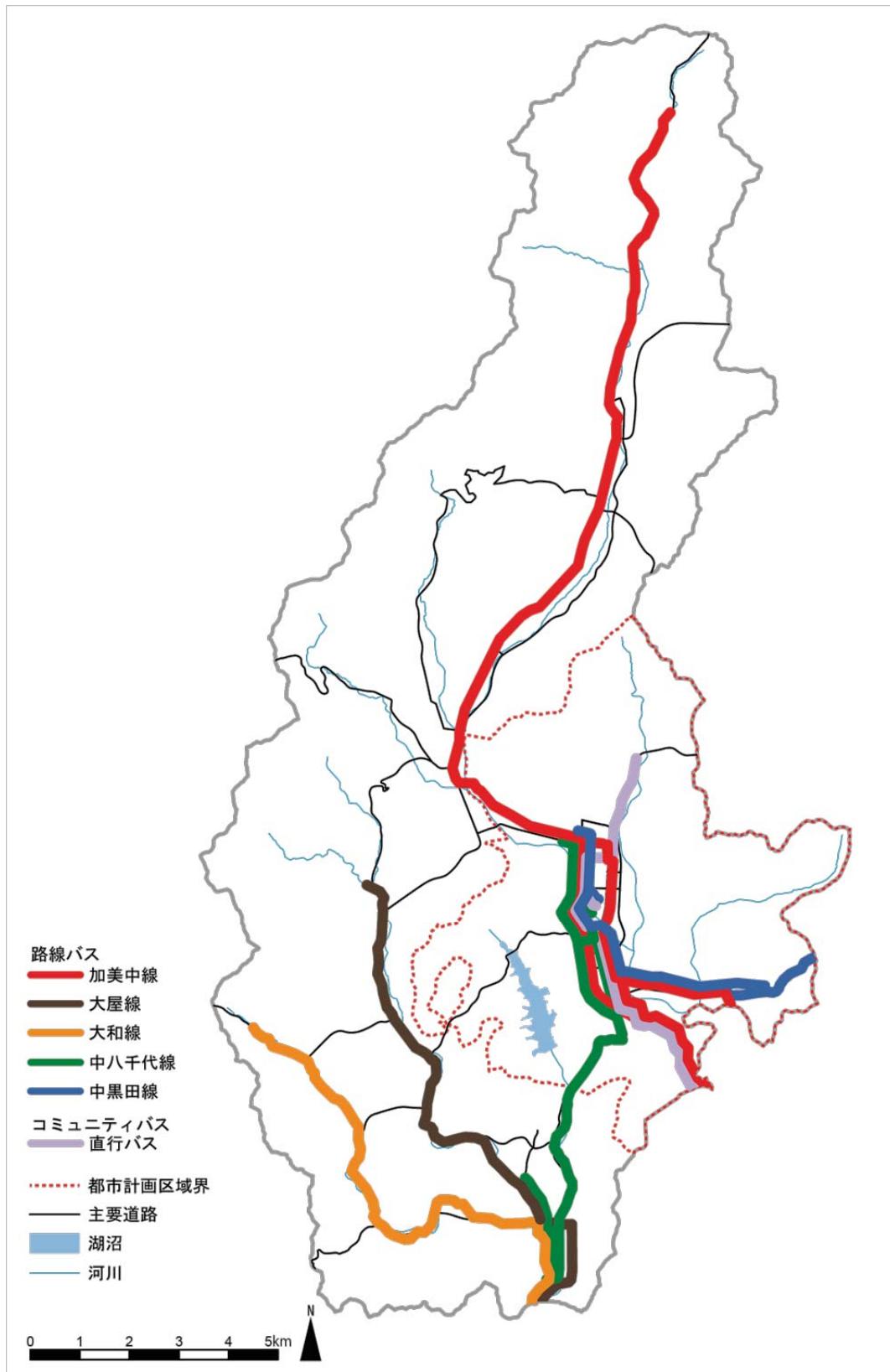
「多可町地域公共交通網形成計画」（令和元（2019）年6月）では、バス停勢圏人口を示しています。

「各メッシュ面積」のうち「バス停勢圏」が重なる面積割合を「各メッシュ人口」に乗算（面積按分）することでバスサービス人口を算出しており、その結果、バス停勢圏人口は、推計約14,000人となっており、町人口の7割弱をカバーしています。

ただし、現在は路線改正により一部区間が廃止されています。



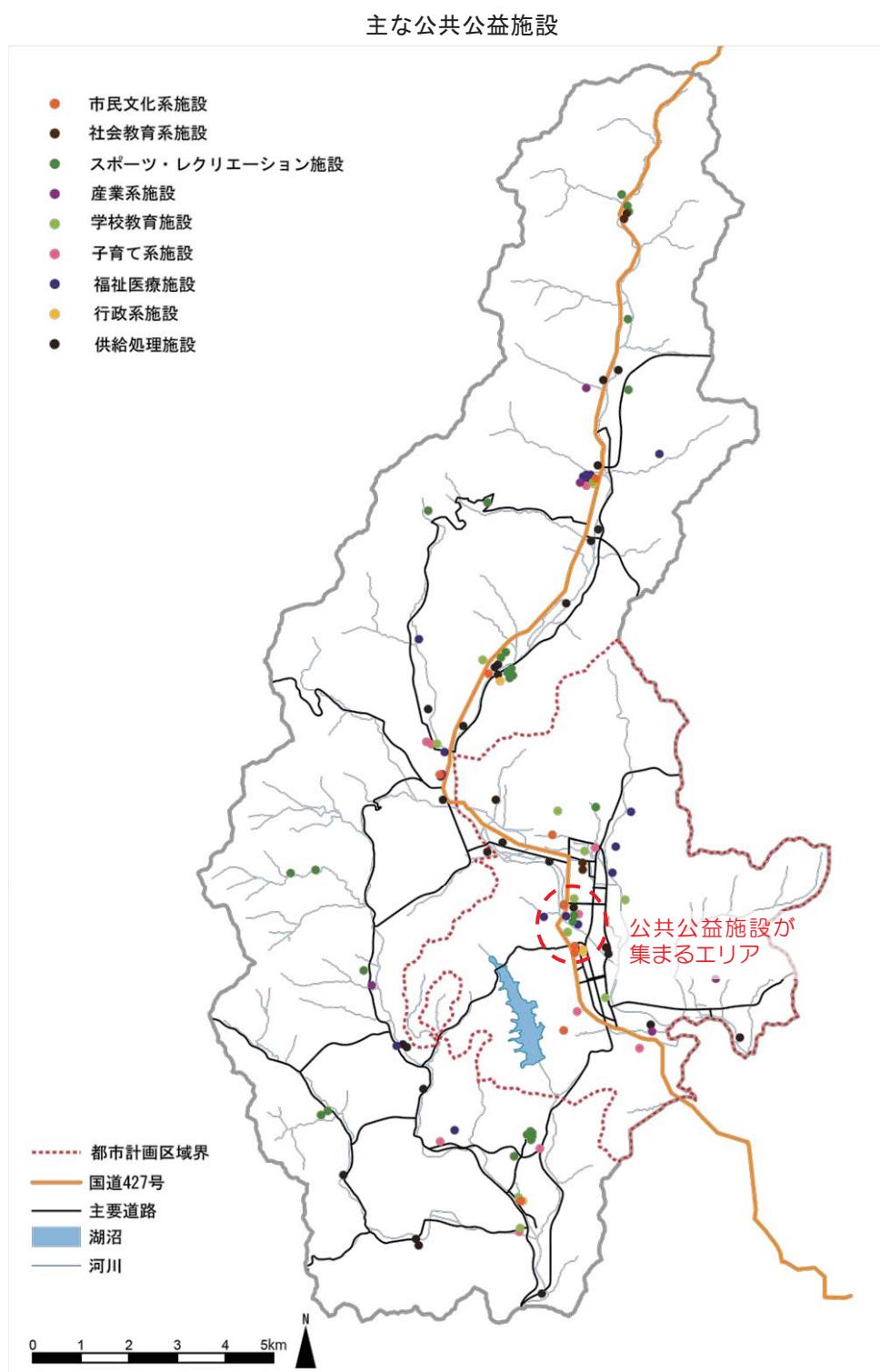
多可町のバス路線図（令和2（2020）年4月路線）



出典：多可町資料

(6) 公共公益施設

本町の公共公益施設は、国道427号沿道に集積がみられるとともに、その中でも特に中区の中心部に集まっています。



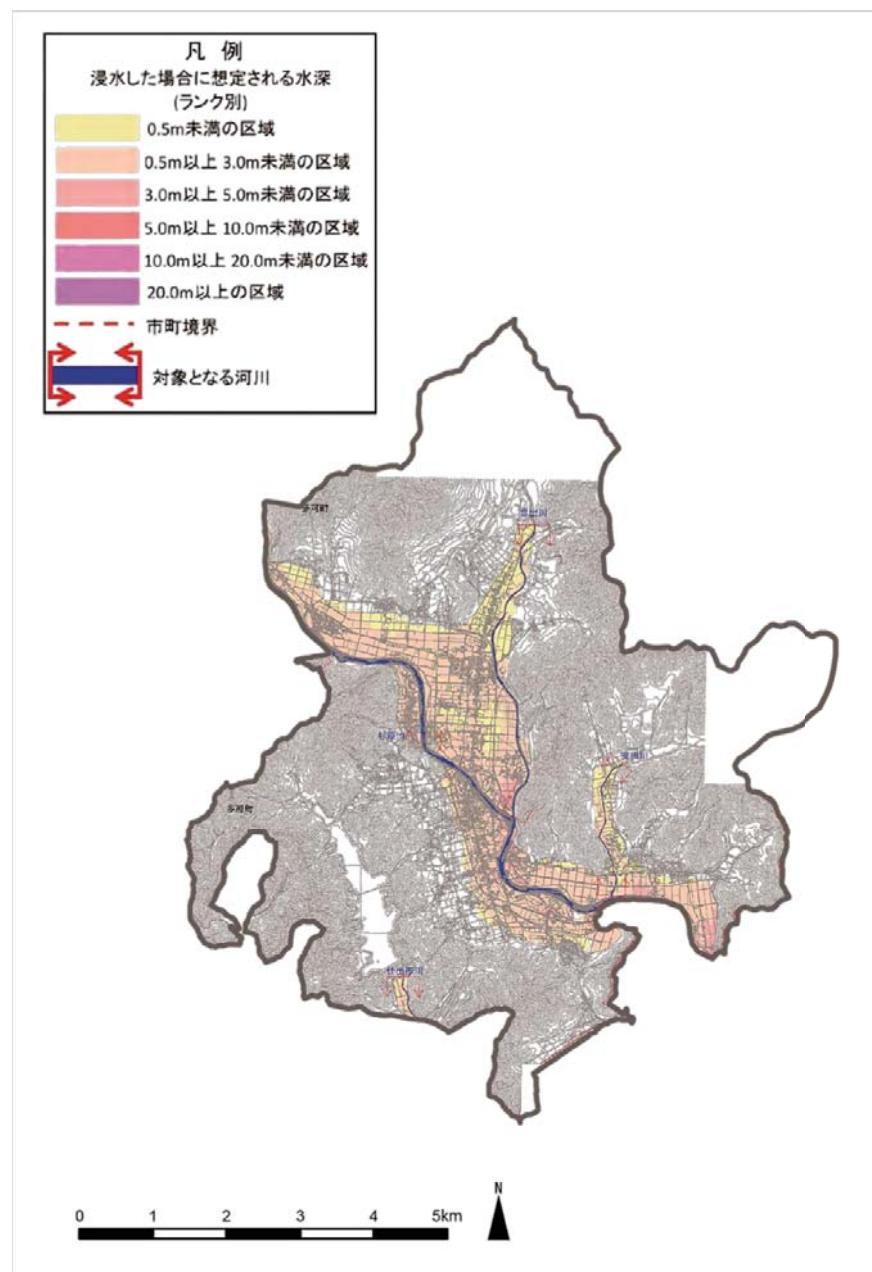
出典：多可町公共施設等総合管理計画

(7) 防災

①浸水想定区域（想定最大規模降雨）

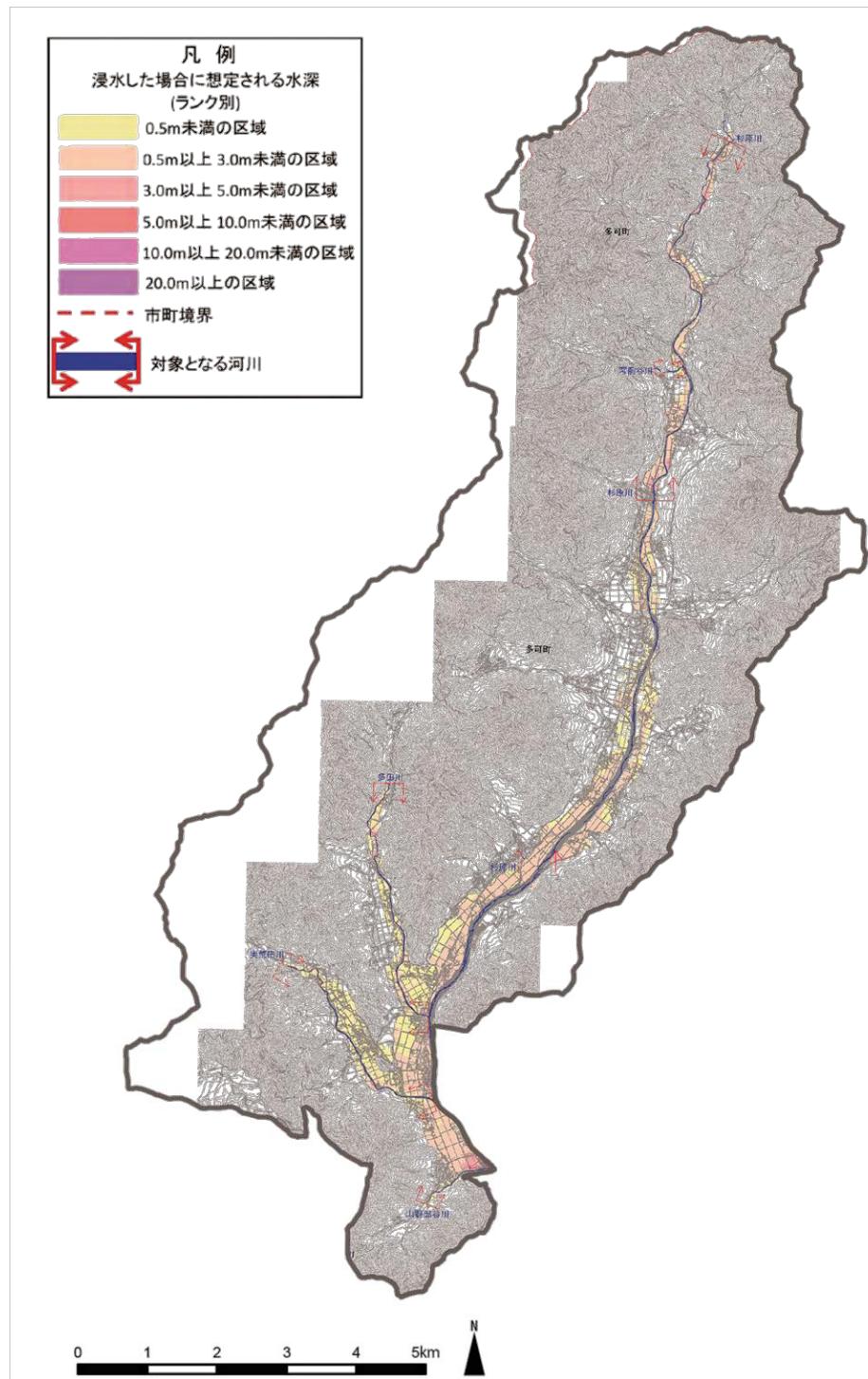
想定最大規模降雨（1/1000年確率規模以上）による浸水想定区域については、本町の中央部を貫流する杉原川の沿岸を中心に広く分布しています。0.5m以上 3.0m未満の区域が多くなり、5.0m以上 10.0m未満の区域も見られます。

浸水想定区域（想定最大規模降雨）（中区）



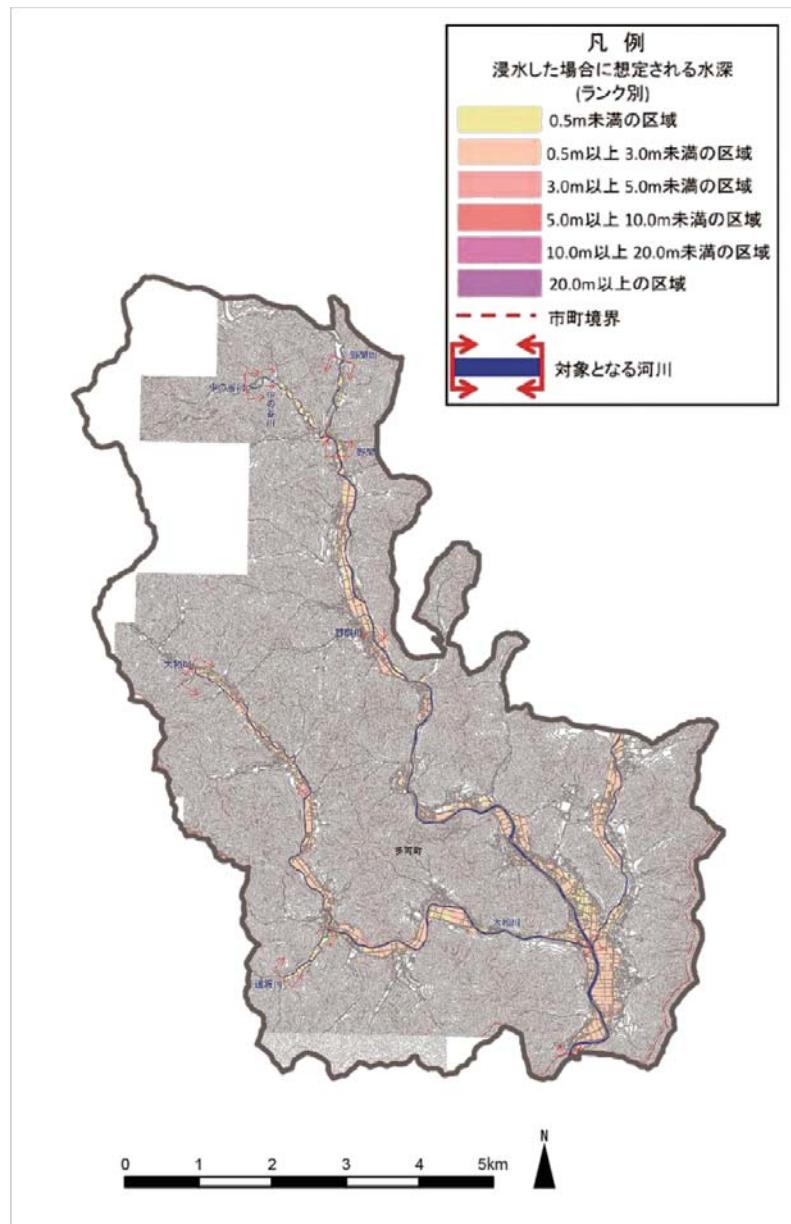
出典:兵庫県資料

浸水想定区域（想定最大規模降雨）（加美区）



出典: 兵庫県資料

浸水想定区域（想定最大規模降雨）（八千代区）

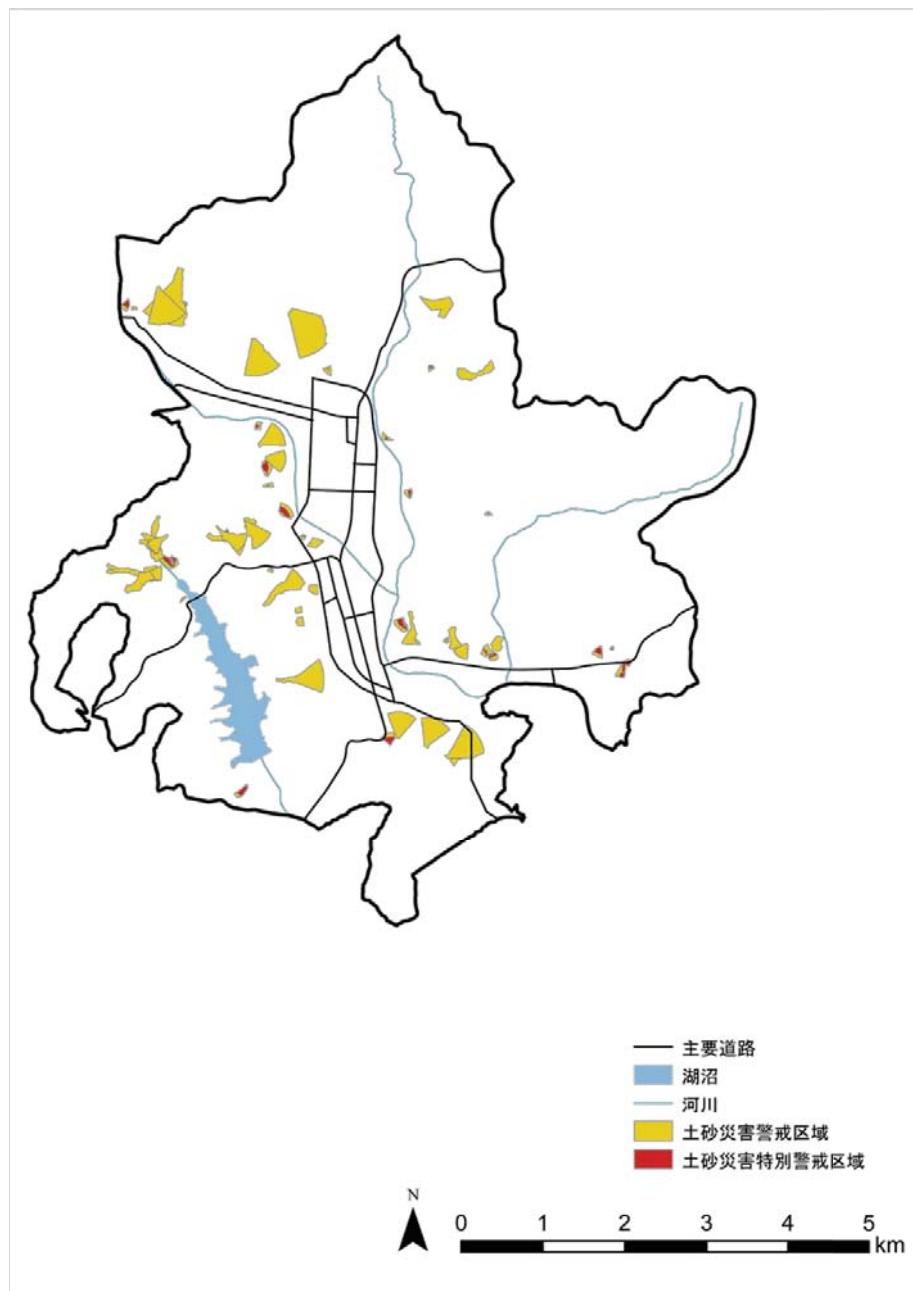


出典：兵庫県資料

②土砂災害警戒区域

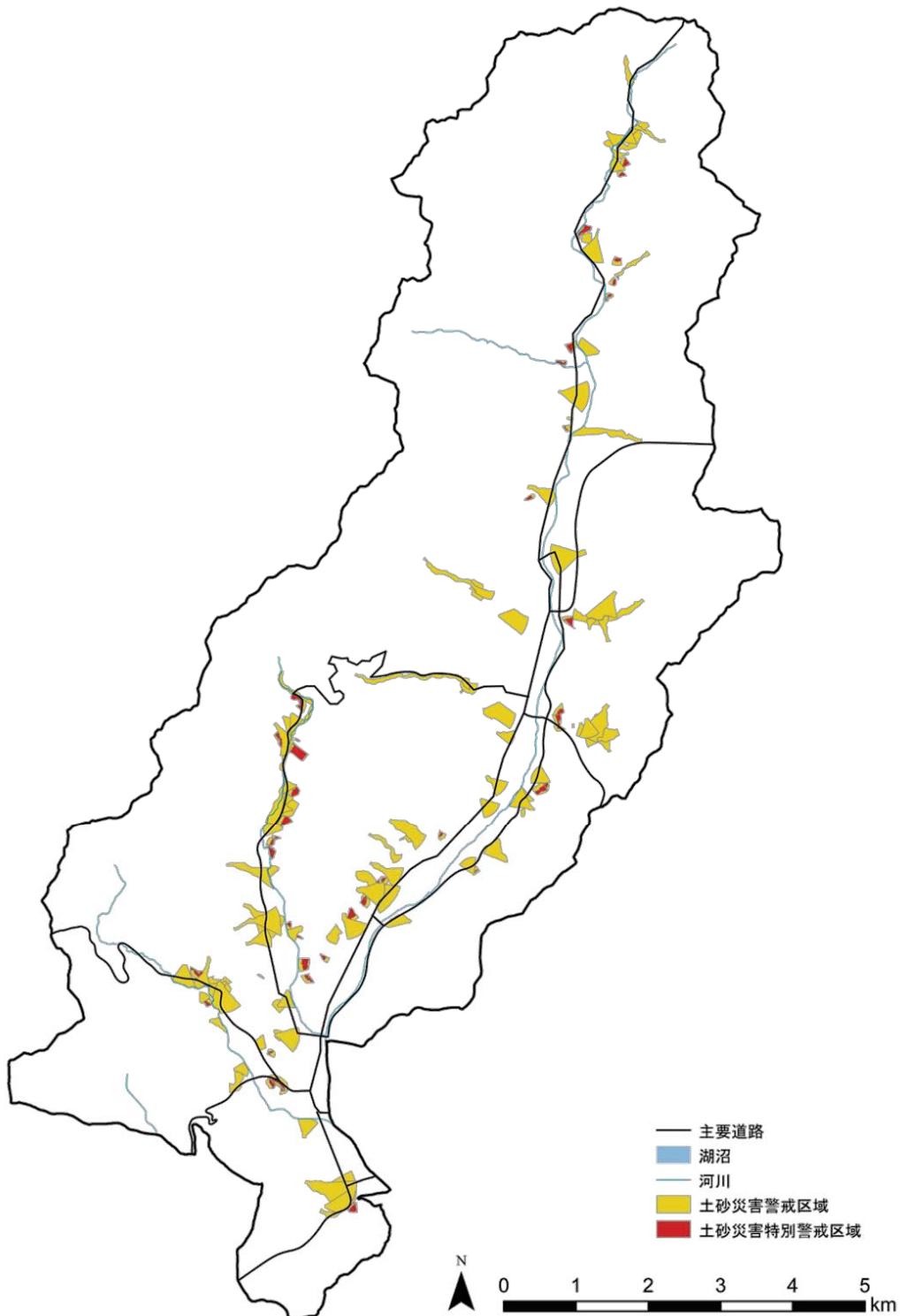
周辺を山に囲まれ、土砂災害警戒区域が全域に広く分布しています。

土砂災害警戒区域（中区）



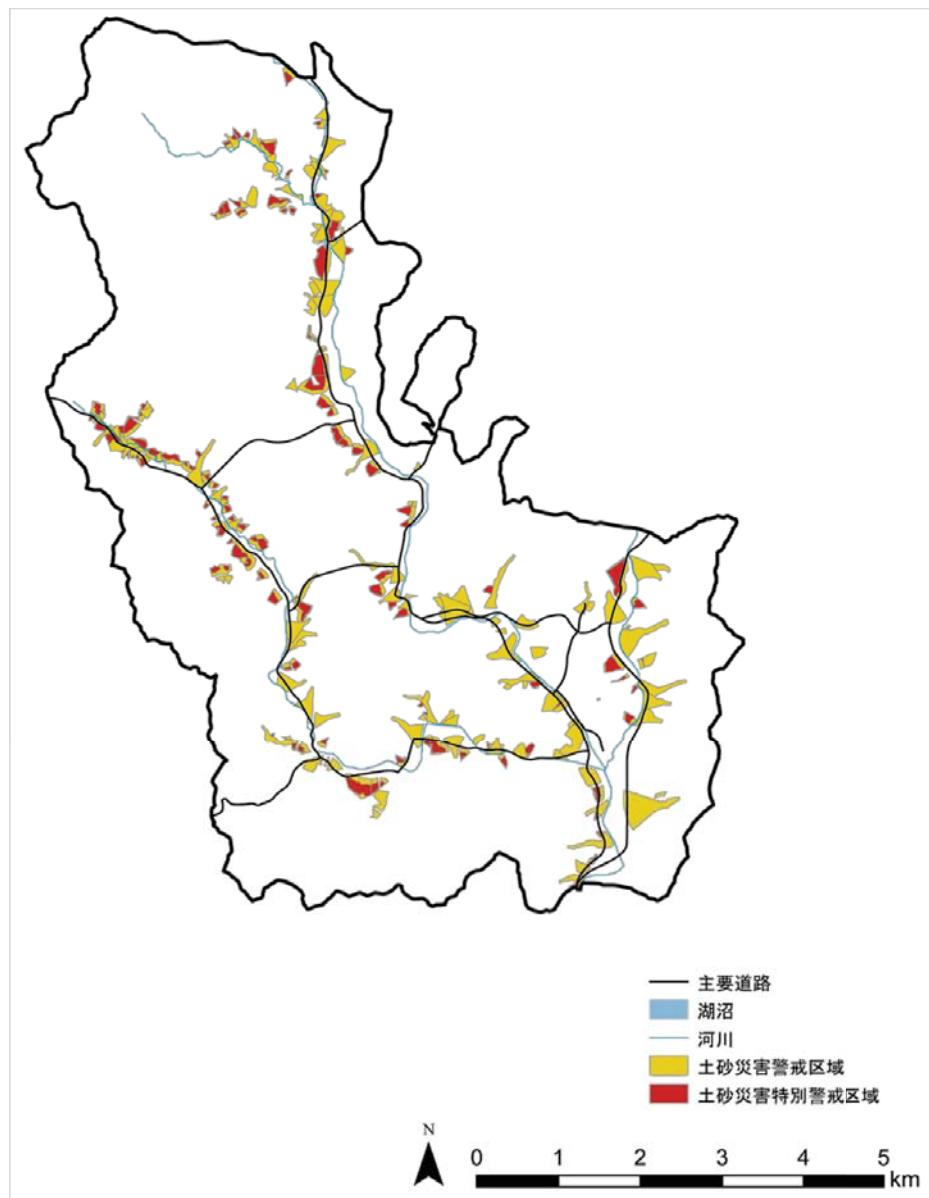
出典: 国土数値情報

土砂災害警戒区域（加美区）



出典：国土数値情報

土砂災害警戒区域（八千代区）



出典：国土数値情報

(8) 景観

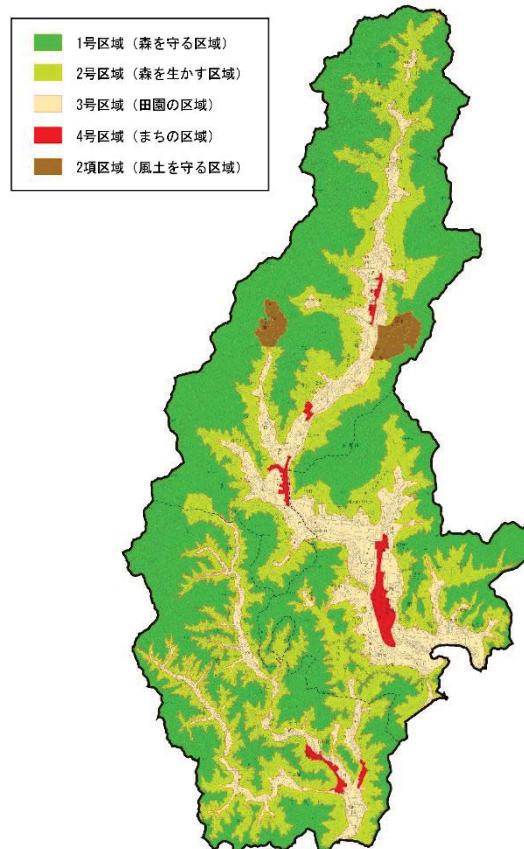
① 基本的な景観構造

本町は、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づき、全域が環境形成地域に指定されています。指定地域の中で5つの区域に土地利用区分がされており、第1号区域（森を守る区域）、第2号区域（森を生かす区域）、第3号区域（田園の区域）、第4号区域（まちの区域）、第2項区域（風土を守る区域）に区分されています。これらの区域は、地形的特徴や法規制状況、土地利用状況等を加味した上で、主として景観特性に基づいて区分されていることから、全町の景観構造を代表しています。ここでは、緑条例に基づく環境形成地域指定とともに基本的な景観構造を把握します。

本町は、急峻な山並み（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区と中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、これら河川により掘り込まれたフィンガー状に入り組んだ谷間地形と平地を開墾された農地の広がりが景観の基調をなしています。特に八千代区は谷間が狭く奥行きの深い景観構造が特徴となっています。

こうした景観を基礎に、山裾や平地の微高地あるいは旧街道沿いに集落が形成され、近代化に伴って市街地として成長してきました。集落部では伝統的な農家建築も残るもののは基本的には現代的な住宅に建て替わっています。市街地部では住宅・商業施設・工場・公共施設等が集積し現代的な街並みが形成されていますが、一部に伝統的な家屋景観が残されており、往時の町並みを伝えています。また、棚田やラベンダー畑といった特徴的な景観要素も有しています。

環境形成地域指定図



出典：兵庫県資料

【環境形成地域】

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づき指定を受けた地域のことである。自然環境や社会的なまとまりから広域的に緑豊かな地域環境の形成を図ろうとする地域が指定される。

【緑条例】

都市計画法により市街化区域と市街化調整区域とに区分された線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図ろうとするものである。

②特徴的な景観の形成に関する取組

○歴史的景観形成地区

歴史的景観形成地区とは、兵庫県景観の形成等に関する条例に基づき、伝統的な建造物または集落が周辺の環境と一体をなしている区域として指定された地区のことです。本町では、岩座神地区が歴史的景観形成地区として平成11（1999）年に指定されています。

岩座神地区は、杉原川の支流・多田川の上流部に位置する自然に恵まれた集落で、日本の棚田百選にも選出されている石垣のある棚田が特徴であり、五霊神社、神光寺等の歴史的資源とも調和した景観を形成しています。

岩座神地区の棚田を中心とする景観



出典：景観シート多可町（北播磨県民局加東土木事務所）

○箸荷景観むらづくり協定

箸荷地区では、平成11(1999)年度から景観むらづくりに取り組んでおり、平成12(2000)年にむらづくりや景観づくりの目指すべき方向性や建物の新築・改築の際に農村景観に配慮した構造、色、形とすることなどを申し合わせた「箸荷景観むらづくり協定」を兵庫県に提出しました。平成13(2001)年に兵庫県景観形成等に関する条例に基づく初めての住民協定として認定されました。

景観づくりに関連する活動としては、「花クラブ」による沿道の花植えなどが住民主導により行われています。

箸荷地区の農村景観と景観づくりの活動



花いっぱい運動の取組み



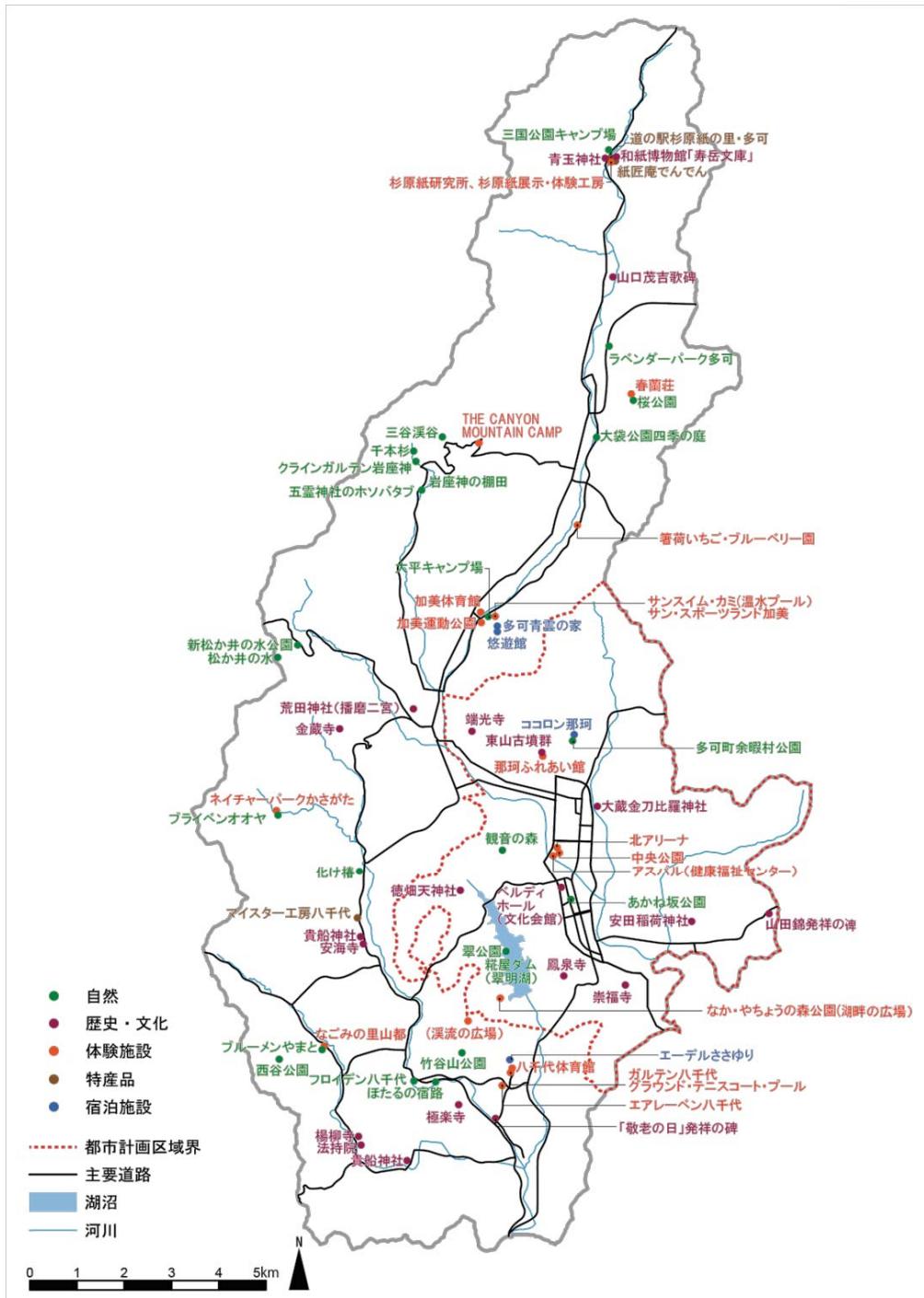
出典：景観シート多可町（北播磨県民局加東土木事務所）

(9) 地域づくりの拠点になる資源

本町は岩座神歴史的景観地区をはじめ自然や歴史的資源に恵まれています。

滞在型市民農園であるフロイデンハ千代や自然体験ができる余暇村公園など、農や緑などの自然関連の施設が地域外住民と多可町民をつなぐ観光交流拠点として機能しています。

観光資源の分布



出典：多可町資料

(10) 都市計画の状況

本町では、中区が都市計画区域に指定されています。都市計画区域の面積 4,802ha で、町域の 25.9% となっています。中都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分はされておらず、用途地域の指定もありません。

都市計画道路は 4 路線あり、全て改良を終えています。また、都市計画公園は 15 か所あり、面積の合計 23.69ha となります。

公共下水道は、1 処理区であり、排水区域の面積は汚水が約 395ha、雨水が約 194ha となります。また、中浄化センターがあり、処理人口は 7,300 人となります。

都市計画区域の指定状況

区域名	区域面積(ha)	指定状況
中都市計画区域	4,802	昭和 36 年

都市計画道路の整備状況

路線名	決定告示年月日	幅員	車線数	計画延長	改良延長・概成済延長	改良率(%)
中町西線	H11.3.26	12	2	5,710	5,710	100.0
中町東線	H12.10.10	16	2	4,580	4,580	100.0
中町北線	H26.3.14	16	2	800	800	100.0
中町南線	H17.10.28	12	2	600	800	100.0

都市計画公園の整備状況

公園名	面積(ha)	当初告示年月日	供用面積(ha)	供用率(%)
竹ヶ鼻公園	0.10	S48.11.17	0.10	100.0
東山公園	0.33	S51.10.28	0.33	100.0
金比羅公園	0.24	S51.10.28	0.24	100.0
城山公園	0.22	S52.9.19	0.22	100.0
中安田公園	0.27	S53.8.1	0.27	100.0
東安田公園	0.31	S54.3.9	0.31	100.0
安楽田公園	0.33	S54.3.9	0.33	100.0
奥中公園	0.34	S54.12.17	0.34	100.0
牧野公園	0.27	S59.9.10	0.27	100.0
思い出公園	0.17	S61.12.1	0.17	100.0
稻荷公園	0.89	H16.10.29	0.89	100.0
西安田公園	0.29	H16.10.29	0.29	100.0
曾我井公園	0.13	H16.10.29	0.13	100.0
中央公園	6.80	S49.2.12	6.80	100.0
余暇村公園	13.00	S51.3.5	13.00	100.0
合計	23.69			

公共下水道の整備状況

整備項目	種別	名称	面積もしくは延長
排水区域	污水	中処理区	約 395ha
		田野口排水区	約 29ha
	雨水	鍛冶屋排水区	約 24ha
		岸上排水区	約 30ha
		中村町排水区	約 53ha
		中村排水区	約 7ha
		安坂排水区	約 16ha
	下水管渠	牧野排水区	約 9ha
		間子排水区	約 26ha
その他の施設	処理施設	汚水	幹線数: 1 本、幹線延長: 約 2,310m
		放流管渠	幹線数: 1 本、放流管渠延長: 約 20m
	中浄化センター	面積: 約 10,600 m ² 、処理人口: 7,300 人	

4 住民意向

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、住民の意向を把握し、検討に活かすための住民意向調査を実施しました。

■調査概要

- 調査時期：令和2（2020）年1月15日～2月20日
- 調査方法：郵送による配布及び回収（無記名）
- 調査対象：令和2（2020）年1月1日の住民基本台帳より、無作為に抽出した18歳から80歳までの住民2,013人
- 回収状況：978人（48.6%）

■回答者属性

- 性別：男性43.1%、女性56.9%（※無回答を除く）
 - 居住地：中区45.0%、加美区32.3%、八千代区22.8%（※無回答を除く）
 - 年齢別：10歳代1.6%、20歳代4.6%、30歳代5.3%、40歳代14.0%、
50歳代17.4%、60歳代26.3%、70歳以上31.0%（※無回答を除く）
- ※留意点：各設問における母数（N）は、無回答と無効票を調査数から除いた数値としている。
単数回答の設問はSA、複数回答はMA、複数回答のうち回答数の上限を定めた設問は2LA（2つまで選択）や3LA（3つまで選択）と表記している。

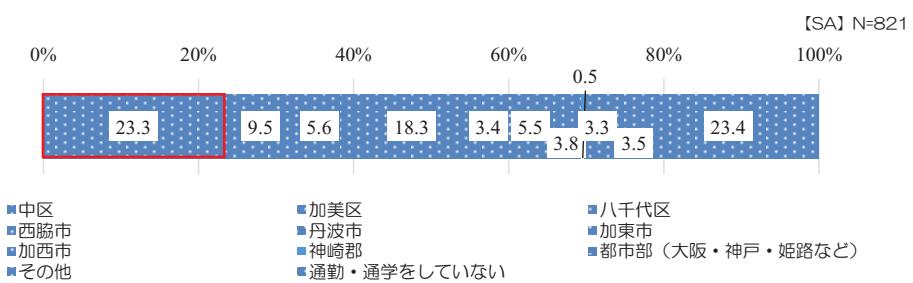
(2) 調査結果の概要

①生活行動の実態

- ・買い物、通院、通勤・通学など日常生活については、町内及び西脇市内が多く、交通手段としては自家用車が圧倒的に多い結果となっています。
- ・今後、まちづくりの検討にあたって、町内はもちろんのこと、生活圏としてつながりの深い西脇市や丹波市との関係性や連携のあり方についても考慮していく必要があります。

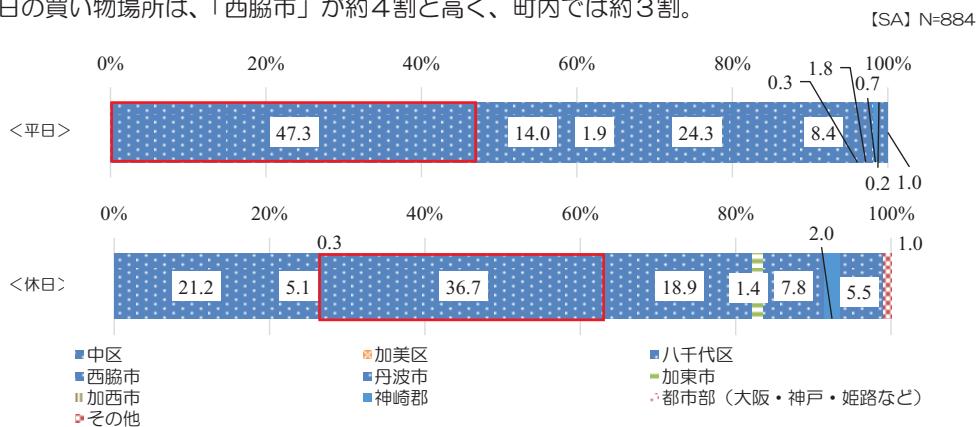
○通勤・通学場所

- ・勤務地は、「通勤・通学をしていない」を除き、「中区」が約2割と高く、次いで「西脇市」が多い。町内の通勤・通学が約4割。



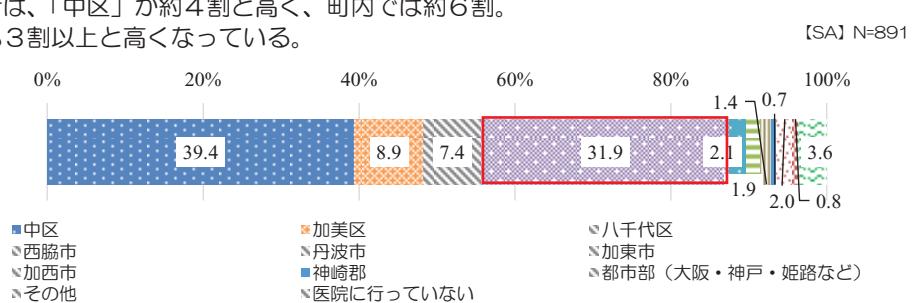
○買い物場所

- ・平日の買い物場所は、「中区」が約5割と高く、町内では約6割。
- ・休日の買い物場所は、「西脇市」が約4割と高く、町内では約3割。



○診療場所

- ・診療場所は、「中区」が約4割と高く、町内では約6割。
- ・西脇市も3割以上と高くなっている。



○生活行動に関する交通手段

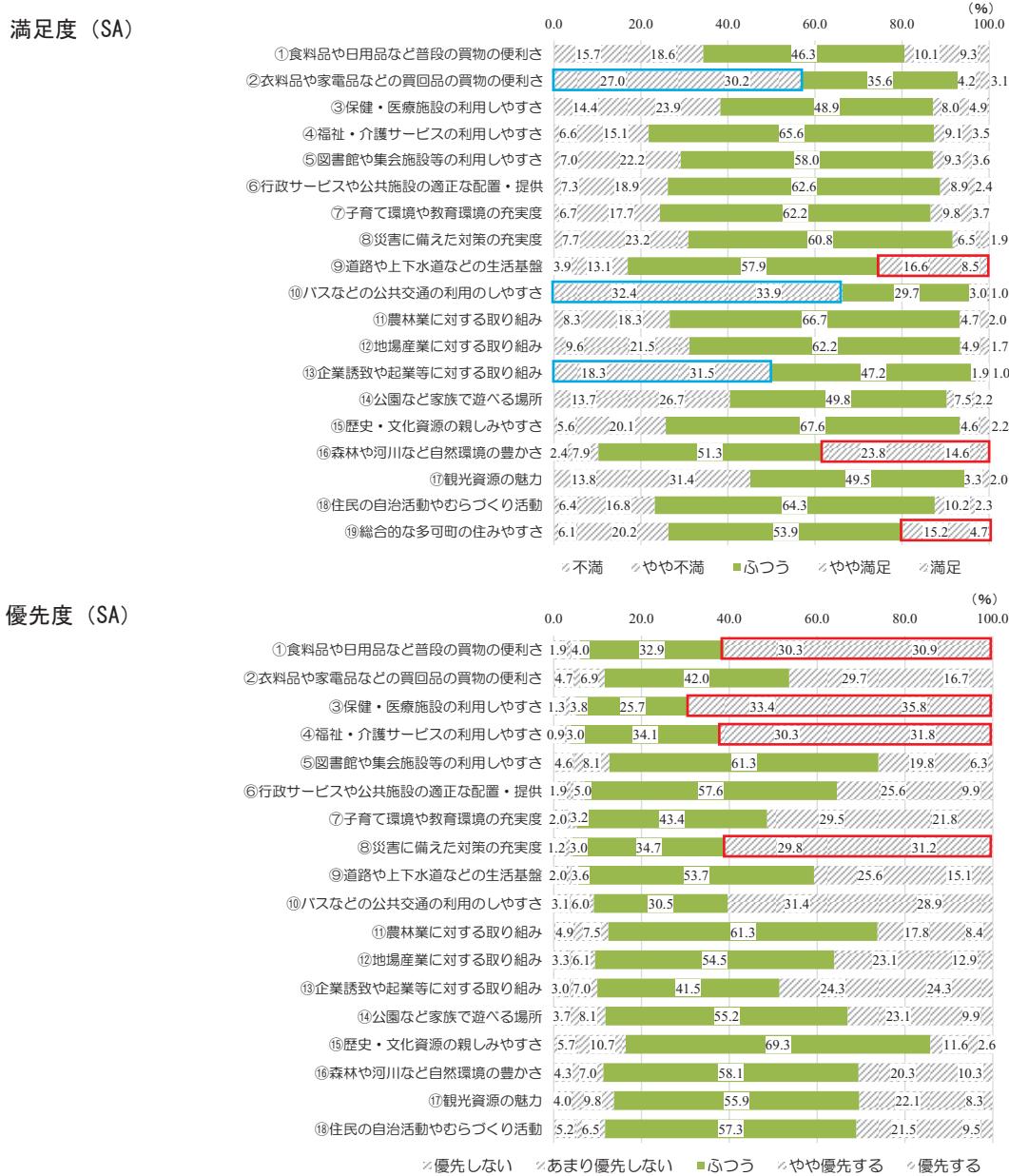
- ・日常生活で使う交通手段は、どの目的でも9割程度自家用車を使っている。

②多可町の住みやすさ評価

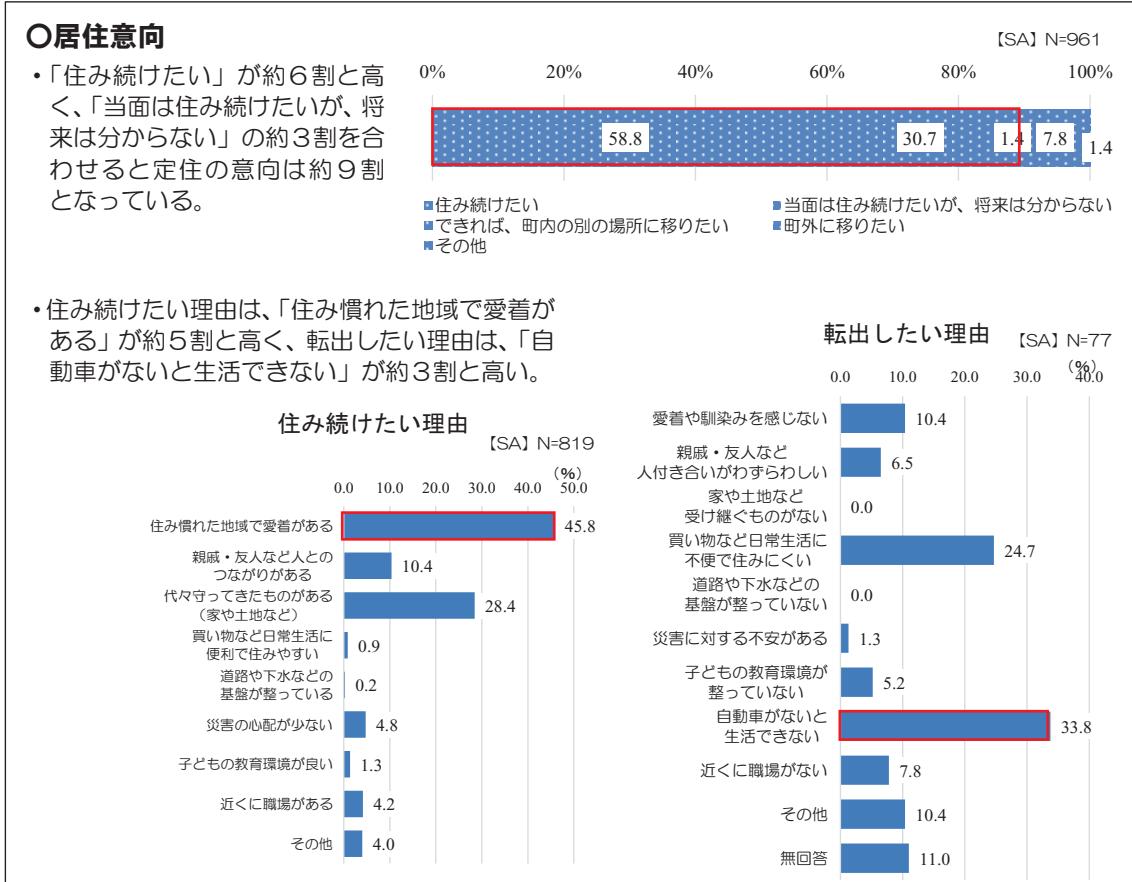
- ・満足度が高いのは「自然環境」や「生活基盤」であり、結果としての「総合的な住みやすさ」が比較的高評価となっています。
- ・「公共交通」や「買回り品の買い物」「企業誘致や起業等」は不満が多く、特に「自動車がないと生活できない」とする意見が多いことも考慮して、これらの課題について、引き続き検討が必要となっています。
- ・優先すべき施策としては、「買い物」「保険・医療」「福祉・介護」「災害対策」などが比較的多く挙げられており、安全・安心して暮らし続けられるまちづくりが求められています。

○多可町の評価

- ・満足度が高いのは、「⑯森林や河川など自然環境の豊かさ」、「⑨道路や上下水道などの生活基盤」、「⑯総合的な多可町の住みやすさ」等。
- ・満足度が低いのは、「⑩バスなどの公共交通の利用のしやすさ」、「②衣料品や家電品などの買回品の買物の便利さ」、「⑬企業誘致や起業等に対する取り組み」等。
- ・優先度が高いのは、「③保健・医療施設の利用しやすさ」、「④福祉・介護サービスの利用しやすさ」、「①食料品や日用品など普段の買物の便利さ」、「⑧災害に備えた対策の充実度」等。

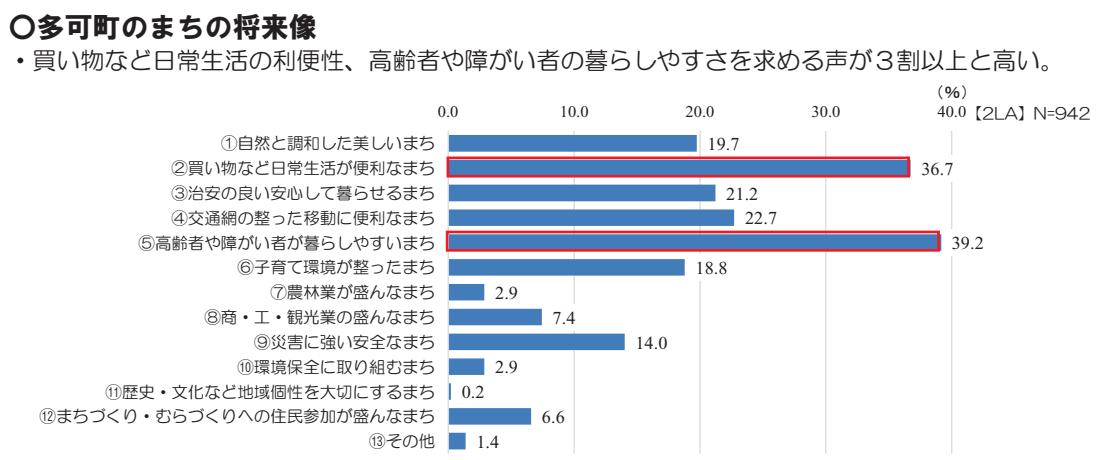


- 居住意向の高さからも、多くの住民が「日常生活が営める環境である」と評価していると捉えることができます。
- 20歳代と学生では「町外に移りたい」といった声が2割程度あり、子育て環境の充実を求める声も多いことから、若年層では地域愛着は高いが将来の子育て環境を考え移住を検討している可能性があります。



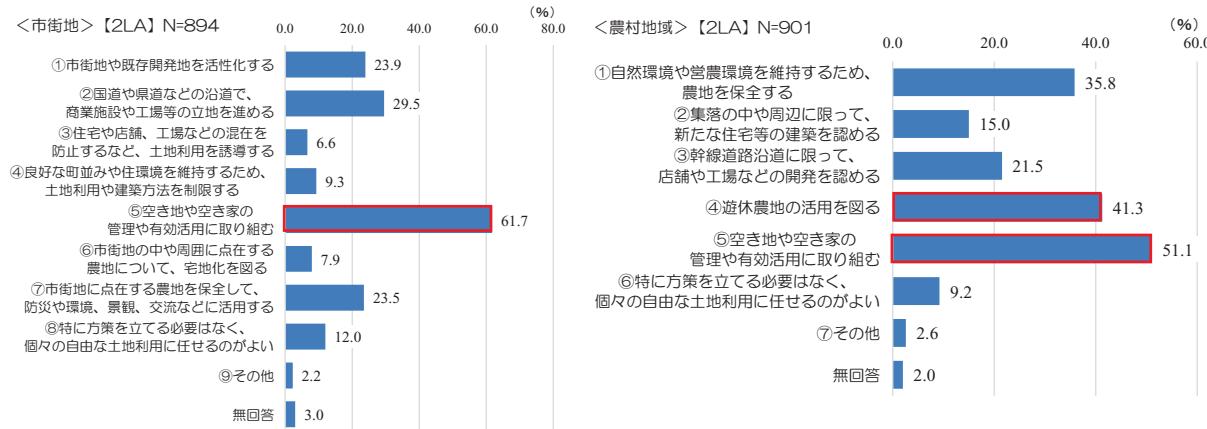
③将来に向けたまちづくりについて

- 「日常生活が便利なまち」「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」等を求める声が多くなっています。
- まちづくりの方向としては、空き地や空き家対策、遊休農地対策、公共交通対策、自然保全と防災対策などが多く求められています。



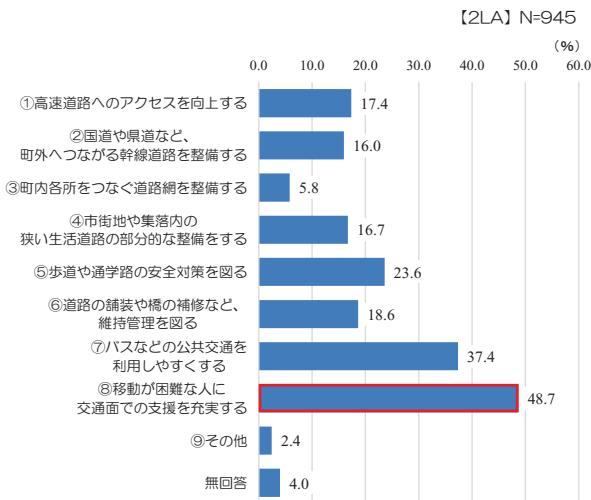
○土地利用の方向性

- 市街地では「空き地や空き家の管理や有効活用に取り組む」が6割以上と高い。
- 農村地域では、「空き地や空き家の管理や有効活用に取り組む」が5割以上、「遊休農地の活用を図る」が4割以上と高い。



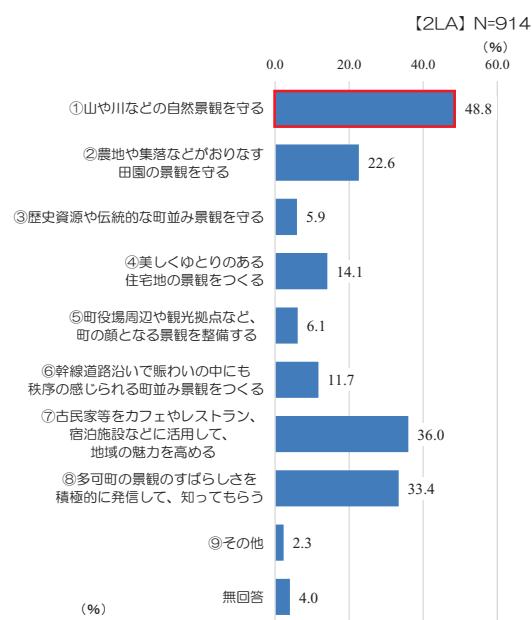
○道路・交通の方向性

- 「移動が困難な人に交通面での支援を充実する」が約5割、「バスなどの公共交通を利用しやすくする」が約4割と高い。



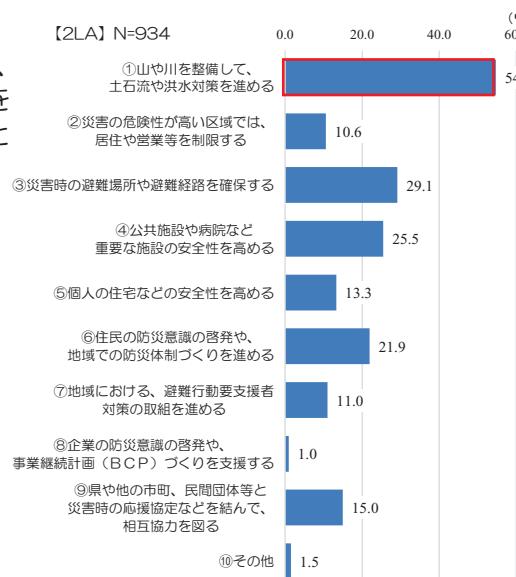
○風景・景観の方向性

- 「山や川などの自然景観を守る」が約5割と高い。



○防災・減災

- 「山や川を整備して、土石流や洪水対策を進めること」が約5割と高い。



5 企業ニーズ

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、産業振興の観点から、事業者に対して本町における立地の魅力や課題を調査しました。

■調査概要

- 調査時期：令和2（2020）年1月15日～1月31日
- 回収状況：郵送による配布及び回収
- 調査対象：多可町商工会 会員事業者 740件（※定款会員除く）
- 回収状況：299件（40.4%）

■回答者属性

○業種等

- ・回答事業者の約5割が個人事業主。
- ・製造業が約3割、サービス業と建設業が15%前後。

○立地状況等

- ・所在地では、中区が約5割、加美区が約3割、八千代区が約2割。
- ・約8割の企業が町内にのみ事業所を有する。
- ・操業からの経過年数平均は、41.65年。
- ・事業所の面積は、1,000m²未満が約6割。

○従業員数

- ・平均値では正規従業員数が4.96人、非正規従業員数が3.45人。
- ・回答事業者の多くが小規模な事業者。

(2) 調査結果の概要

① 経営課題と今後の事業展開

- ・現在の経営課題は、販路開拓、設備更新、人材確保などとなっています。
- ・「廃業予定」が3番目に来ている点は、特筆すべき状況です。

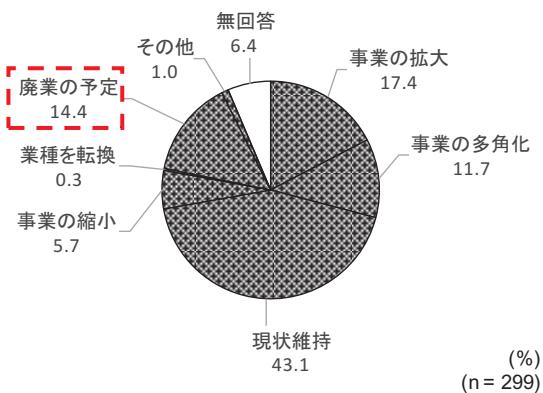
○経営課題

- ・経営上の課題について、上位5件は右の通りで、販路開拓や設備更新、人材確保に関する項目が上位。

- （1位）販売先や取引先の開拓（39.1%）
- （2位）施設・設備の老朽化・不足（21.4%）
- （3位）後継者の確保・育成（21.1%）
- （4位）技術・技能の継承（19.4%）
- （5位）正規従業員の確保（19.1%）

○今後の事業展開

- ・今後の主な事業展開では、「現状維持」が最も多く43.1%、以下、「事業の拡大」が17.4%、「廃業の予定」が14.4%。

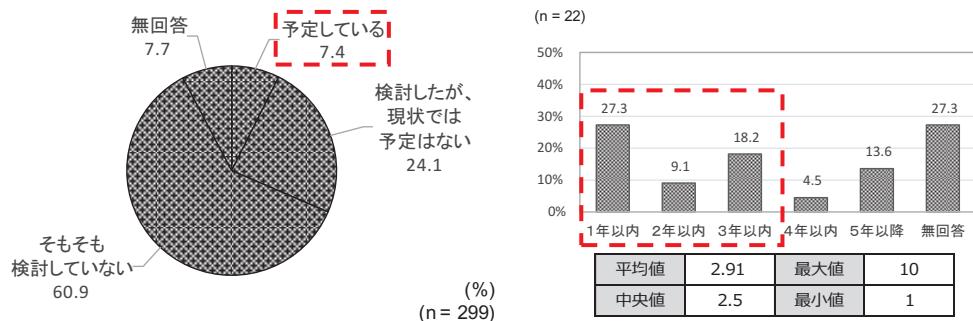


②事業所の拡張・移転ニーズ

- 多くはありませんが、事業所の拡張ニーズがあります。

○事業所の拡張意向

- 事業拡大等に伴う事業所の拡張予定では、7.4%（22件）が「予定している」と回答し、予定時期は「3年以内」が約半数。必要面積は「1000m²未満」4件、「1000m²～3000m²未満」5件。



○事業所の移転意向

- 事業の移転意向は、「あり」が約3%（8件）。うち「町外へ移転」が2件、いずれも個人事業主。

③事業環境の満足度や支援施策

- 土地調達、周辺調和、従業員の住環境、交通利便性のニーズが大きくなっています。

○事業環境に係る満足度

- 満足度について、上位と下位、それぞれ3件は右の通りで、土地利用関係では、「土地や敷地の調達のしやすさ」は10.4%にとどまっている。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1位) 人材確保のしやすさ (37.2%) | |
| (2位) 取引の拡大や集客への期待 (30.5%) | |
| (3位) 取引先との距離 (29.8%) | |
| <hr/> | |
| (10位) 土地や敷地の調達のしやすさ (10.4%) | |
| (11位) 事業所と周辺環境との調和 (7.0%) | |
| (12位) 従業員の居住環境 (6.6%) ※最下位 | |

○多可町における支援施策の方向性

- 1位・2位には「人材確保・育成のための支援」や「資金融資制度の充実」など、人材面と資金繰りに関する項目が挙げられている。
- 3位以降では、「道路等の交通環境整備」や「設備導入への支援」、「情報化・IT化への支援」など、インフラや設備投資に関する支援が多く挙げられている。

期待する支援施策について					
1位	<ul style="list-style-type: none"> ●人材確保・育成のための支援 15.4% ●資金融資制度の充実 15.1% ●道路等の交通環境整備 11.4% ●設備導入への支援 7.7% ●販路開拓・マーケティングの支援 5.4% 	4位	<ul style="list-style-type: none"> ●設備導入への支援 7.0% ●販路開拓・マーケティングの支援 6.4% ●情報化・IT化への支援 6.0% ●人材確保・育成のための支援 5.7% ●資金融資制度の充実、広報・PR活動に関する支援 5.0% 		
2位	<ul style="list-style-type: none"> ●人材確保・育成のための支援 11.0% ●設備導入への支援 8.7% ●資金融資制度の充実 8.0% ●後継者確保・育成のための支援 6.7% ●経営相談・経営診断の充実、用地の斡旋や情報提供 4.7% 	5位	<ul style="list-style-type: none"> ●設備導入への支援 6.7% ●技術開発・新製品開発等支援 5.4% ●道路等の交通環境整備 5.4% ●WiFi等の情報通信環境の整備 5.0% ●情報化・IT化への支援 4.7% 		
3位	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の交通環境整備 9.4% ●人材確保・育成のための支援 8.4% ●後継者確保・育成のための支援 7.4% ●情報化・IT化への支援 5.4% ●設備導入への支援 5.4% 				

6 多可町のまちづくりの課題

(1) まち・むらでの暮らし、住環境を持続的なものにするにはどうしていくか

- ・人口減少・高齢化が進行する中、特に山間部集落や小規模集落で集落の維持が難しくなるおそれがあり、対応が必要です。
- ・空き家や空き地が増加しており、安全・安心な住環境や地域活力の維持の観点から、発生抑制や有効活用の取組が必要です。
- ・町の中心部では、住環境の整備や働く場・賑わい施設の誘導、全町的な都市機能の維持などの取組が必要です。
- ・地域の中心部では、引き続き定住・移住を促進しつつ、生活サービス機能の充足の取組が必要です。
- ・高齢者が増加する中、過度にマイカーに依存することなく地域で暮らし続けられるように、移動サービスのあり方を検討することが必要です。

(2) 自然災害への対応も含め、基盤となる自然環境や土地利用をどう維持していくか

- ・森林や河川等の自然環境は町の魅力であるが災害リスクも抱えています。農林業を通じた、町土保全の担い手減少や土地の荒廃、土地利用規制との調整等への対応が必要です。
- ・防災から防災・減災へと社会的要請が変化していく中、各種リスク評価を踏まえた対応策や土地利用計画が必要です。

(3) 将来の見通しに即して、公共施設・インフラはどうしていくか

- ・人口・財政等の見通しに即して、公共施設（建築物）は量・配置の適正化、インフラはストックの維持管理を着実に進めることができます。
- ・サービス提供や跡地活用等に民間活力やコミュニティビジネス等を導入して地域の価値向上に繋げる等の工夫が必要です。

(4) 地域活力を生み出す企業誘致や産業振興に向けて、計画的・戦略的な土地利用をどうしていくか

- ・高速道路ICなどの産業インフラが弱い中で、企業誘致の戦略とともに、町内企業の留置・振興施策のあり方も検討が必要です。
- ・地域活力の受け皿となる土地利用計画の検討、土地利用規制との調整等が必要です。
- ・高速道路ICへのアクセスなど広域交通条件の向上に向けた取組の検討が必要です。
- ・本町に多数ある観光資源の更なる活用を進め、地域活力の向上につなげることが必要です。

(5) 住民主体のまちづくり・むらづくりを支える仕組みはどうしていくか

- ・ワークショップや住民研修会など既存の仕組みや取組を踏まえて、社会状況の変化に対応した仕組みへの充実が必要です。

第2章 全体構想

1 基本的な方向性

1-1 目標

第2次総合計画においては、本町の基本理念を次のように掲げております。歴史文化や美しい農と林を継承し、その中でより住みよいまちに発展させていくこと、人々が生き生きと活動しているまちであることが目指されています。

そのため、都市計画マスタープランにおいてもこの基本理念を共有しながら、都市計画の観点から実現していくことを念頭に将来像を設定しています。

○理念（第2次総合計画と整合）

「天たかく元気ひろがる美しいまち多可～人がたからのまち きらり輝くまち～」

私たちのふるさとは、大昔の大人（おおひと）が背筋をのばして暮らしたという、天たかく、のびのびとした土地です。

私たちは、この歴史文化を引き継ぎ、水と緑の恵みを得て、美しい農と林のまちをめざします。そして、ここに暮らす子どもから高齢者まで誰もが生きがいに満ち、笑顔を互いに大切にしながら、もっと住みやすく、もっと楽しいまちにしたいと願い、一人ひとりの元気と美しい心が空いっぱいにひろがるまちをめざします。

このようなまちをめざすなかで、私たちのまちの良さは地域コミュニティ力や地域の絆が強いところであり、将来にわたって「人がたからのまち」であることを大切にしていきます。さらに、小さくともきらりと輝き続けるまちでありたいという願いをもち続けていきます。

○将来像（都市像）

子育て世代に選ばれ全ての世代が豊かに働き暮らせる

文化的で自然あふれるまち

1 - 2 将来都市構造

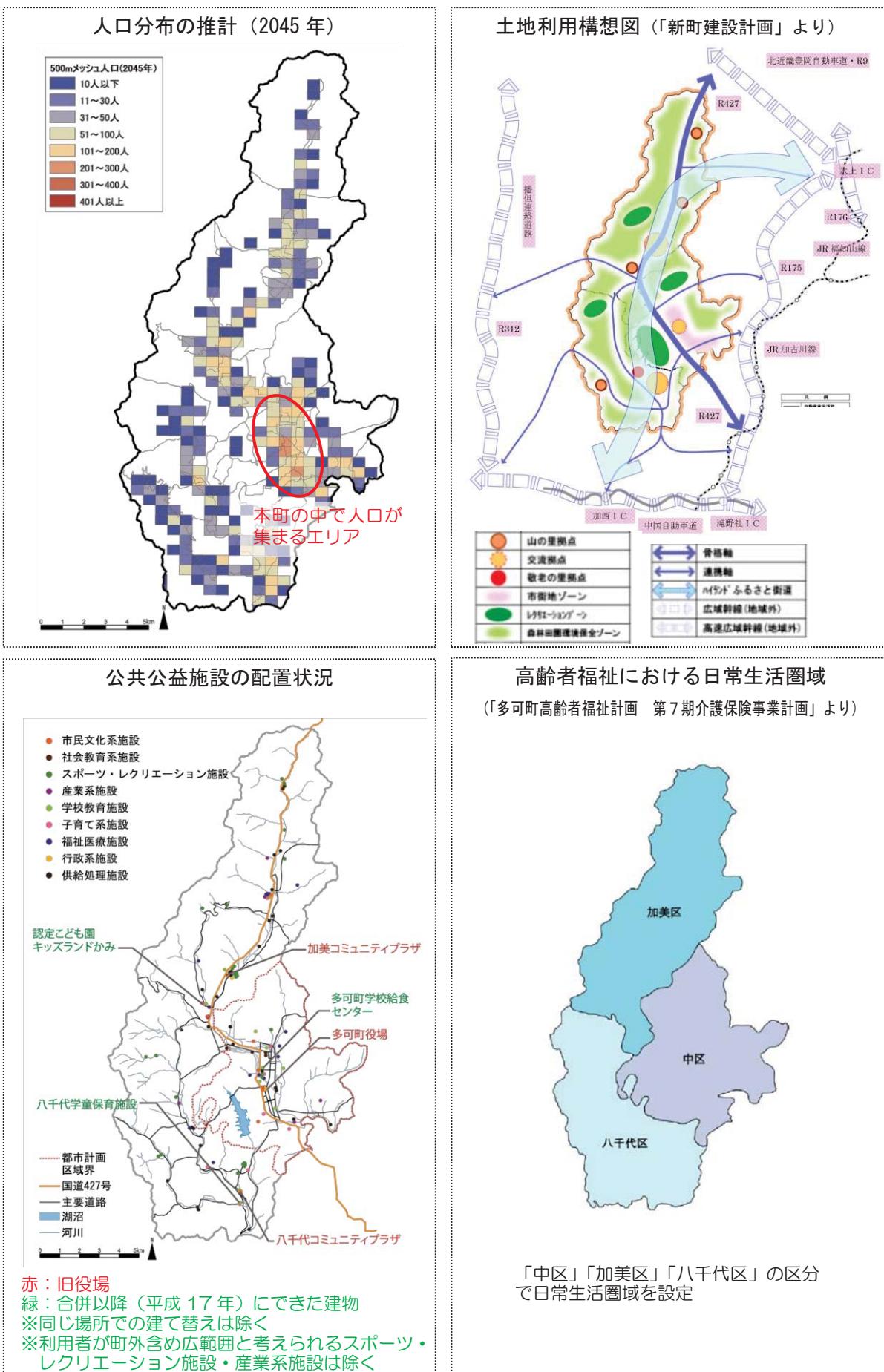
都市構造とは、自然環境や土地利用、これまで積み重ねてきた社会資本等を基盤として、主要な都市機能の配置など都市の骨格的な構造を示すものです。

全国的に人口減少が進行し、本町においても、今後もその傾向は続く見通しです。このような状況のなか、本町の暮らしを持続させていくためには、中心的な場所に人口や都市機能を集積させながら、周辺の集落においても、日常生活に必要なサービスを享受できる環境を維持していくことが必要です。

また、本町は中町、加美町、八千代町の3町が合併してできた形成過程があり、3町それぞれでコミュニティや日常生活圏が形成されてきたため、その歴史的背景を尊重した都市構造を維持・形成します。

更に、自然環境は本町の基盤となる土地利用であり、自然を活かしたレクリエーションが豊富にあるのも特徴です。このような本町の良さを生かしながら、魅力的で豊かな暮らしを支えるまちづくりが必要であると言えます。

以上を踏まえ、都市の骨格構造として、次のように拠点や軸を位置づけます。



(1) 拠点

【都市拠点】都市活動の中心地

- ・行政施設・商業施設・医療・福祉施設など、全町的な都市機能が集積する中区中心部を都市拠点とします。利便性を高め、活性化に資する都市機能や全町的な公共施設が集積するシビックゾーンとしての機能の充実・強化や、計画的な市街化の誘導を図ります。
- ・都市活動を担う市街地の拠点として、多様な機能の集積を図るとともに、計画的な誘導により無秩序な市街地の拡散を防ぎます。
- ・地域コミュニティの維持・育成のため、暮らしの持続や新規居住者の受け入れ可能な環境づくりを図ります。

【生活拠点】日常生活の拠点

- ・加美区、八千代区のコミュニティの中心、機能の集積が見られる区域を各地域の生活を支える拠点とします。
- ・良好な生活環境の維持・形成を図りながら、都市拠点と役割分担し、診療所・福祉・教育・金融・コミュニティ機能など、暮らしを支える生活機能を維持していきます。

【観光交流拠点】観光交流活動の拠点

- ・豊かな自然環境など地域資源を活かした観光交流の拠点です。
- ・観光客によるレクリエーションとともに、住民の日常生活の憩いや安らぎなど多様な観光交流を生み出す場として機能強化します。

【産業拠点】産業の集積地

- ・企業誘致施策との連携のもと、周辺景観に調和し、計画的な産業拠点としての土地利用の促進や操業環境保全を進めます。

(2) 軸

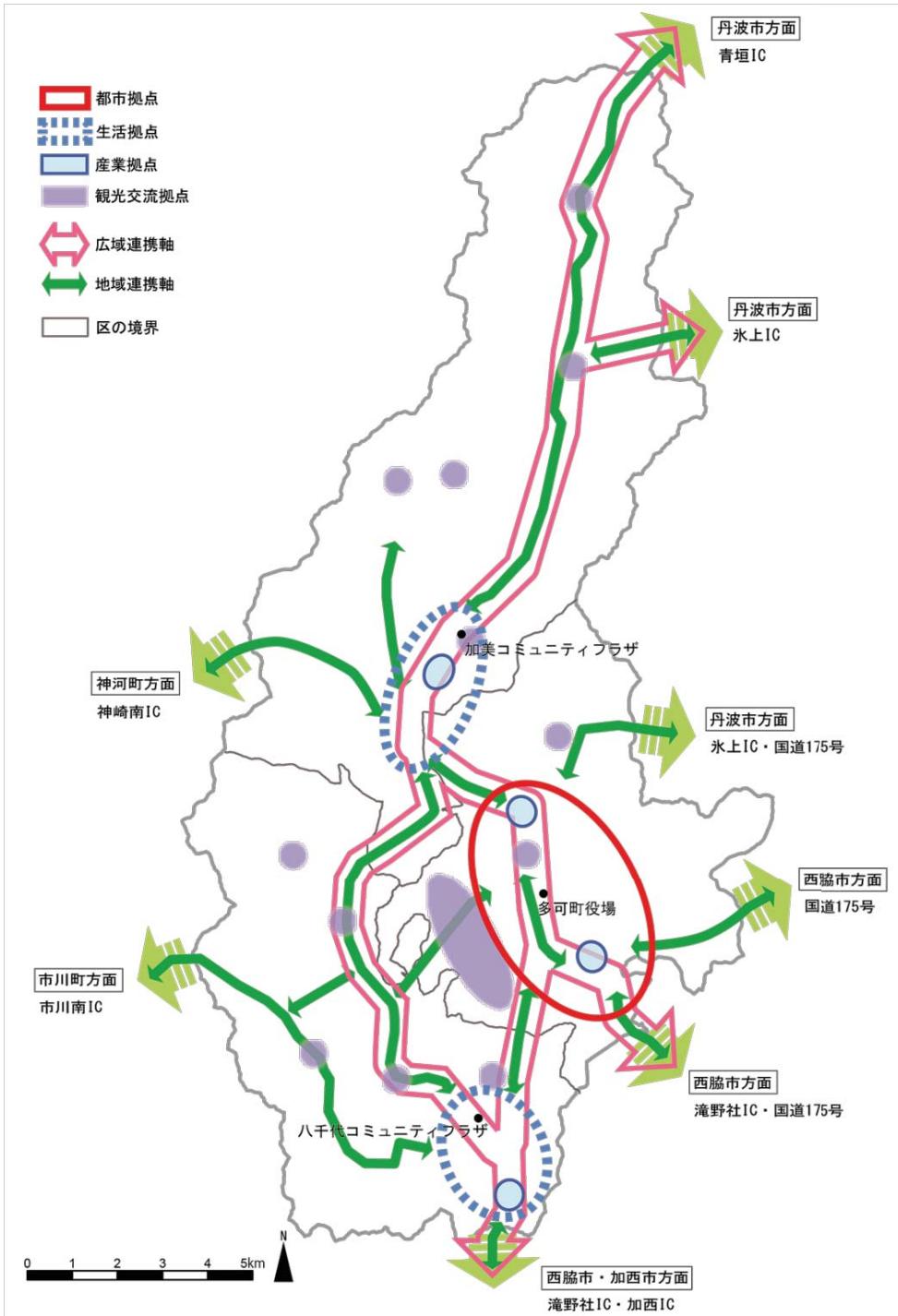
【広域連携軸】ネットワークの中心となる軸

- ・国道427号・主要地方道多可北条線・県道加美八千代線が町の南北を縦断し、町内各地域への移動の中心の道となるとともに、西脇市、加西市及び丹波市方面へと接続し、広域のネットワークを構築しています。
- ・この国道427号を広域の連携軸として、公共交通や自動車通行の基幹軸として強化し、ネットワーク機能を維持向上します。

【地域連携軸】地域の移動の軸

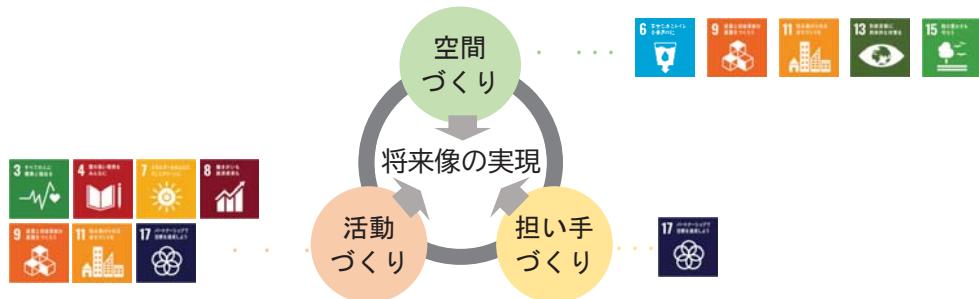
- 各地域を結ぶ県道や幹線道路が、広域連携軸のネットワークを補完しています。また、町外へとつながる路線もあり、町外とのネットワークも形成しています。
- 本町や町外の拠点同士をつなぐ主要な道路を地域連携軸と位置づけ、バスを中心とした公共交通環境や自動車の通行環境を維持し、拠点相互の連携を強化します。

■都市構造図



1－3 まちづくりの基本的な方向性

将来像（都市像）を実現するにあたって、「空間づくり」・「活動づくり」・「担い手づくり」の3つの視点から実現していきます。いずれか1つではなく、この3つの視点すべてからバランスよくまちづくりを進めることで、将来像の実現につながります。



■まちづくりの基本的な方向性と持続可能な開発目標（SDGs）の対応

まちづくりの基本的な方向性は、将来像の実現に向けた視点となり、この方向性に基づいた取組を推進することで、SDGs達成への貢献が期待されます。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

- | | |
|---|---|
| 1.貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
 | 10.人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する
 |
| 2.飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 | 11.住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 |
| 3.すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 | 12.つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する
 |
| 4.質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 | 13.気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 |
| 5.ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
 | 14.海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 |
| 6.安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 | 15.陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 |
| 7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 | 16.平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 |
| 8.働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 | 17.パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 |
| 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 | |



空間づくり(※主として都市整備による取組)

豊かな自然環境を基盤として形成されてきた空間構造を継承しながら、拠点配置や都市機能・土地利用の計画的な誘導の考え方を持ち、秩序立てて空間づくりを進めていきます。

今後は、産業基盤の強化などにつながる必要な整備は進めつつも、基本的には都市のインフラは維持・管理に重点が移ることとなります。また、交通ネットワークやサービスを強化することで、足りない機能やサービスを補完していきます。

地域資源を活かしたまちづくりをさらに進め、地域内外の交流を促し、地域の活力や魅力向上と暮らしの向上へとつなげる空間づくりを行います。

日常の暮らしの安全・安心の確保を支える都市基盤の形成が重要となり、災害などにも対応した都市基盤づくりを進めていきます。

取組の方向

- ①市街地や集落のまとまり・連続性や周辺の農地との調和を重視し、豊かな水と緑の自然環境を保全しながら、計画的で秩序ある土地利用、戦略的な土地利用の推進
- ②各拠点の性格により、都市機能と生活機能の分担配置を行いながら、広域連携も考慮して足りないサービスを補完
- ③本町の各地域、本町と隣接市町をつなぐ公共交通軸と多様な端末交通による移動サービスの確保
- ④ストックマネジメントの観点によるインフラの維持
- ⑤自然災害に対応し被害をおさえる防災・減災による安全・安心の環境整備
- ⑥子育て層や新規居住者の移住・定住に向けた環境整備
- ⑦観光振興の拡大に向けた景観資源、観光拠点を活用した空間整備や景観形成



活動づくり（※関連分野との連携による取組）

本町の伝統産業や農の営み、暮らしなど多様な都市活動を生み出す環境を整えます。

本町には、多数の企業や工場の立地があるとともに、地場産業として、豊かな自然を資源に「山田錦」発祥の里として栄えてきた農林業と、播州織・杉原紙などがあり、また、豊かな自然資源を活かした観光産業も行われています。このような本町の商工業の振興を進めます。

また、定住促進のため、子育て層や高齢者、あらゆる人たちが暮らしやすい環境づくりを行います。

取組の方向

- ①本町の伝統的な産業の継承や新たな産業の誘致など商工業の振興と働く場づくり
- ②安全・安心な暮らしを営むことができる環境とコミュニティづくり
- ③安心して子育てできる環境の充実
- ④高齢社会に対応した福祉や生涯学習の環境づくり



担い手づくり（※総合計画との連携）

本町のまちづくりを推進するために、住民、事業者、行政等それぞれが役割に応じて力を發揮し、まちづくりを推進していくことが必要となります。

総合計画の基本姿勢でもある「私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る」という考え方は、地域主体の動きがますます重視される流れの中で、さらに発展させていくべきものであり、コミュニティのまとまり・結びつきを大切にした地域の住民が主体となったまちづくりを進めます。

また、担い手発掘のためにあらゆる場面で住民や事業者等の参画と協働の機会をつくっていきます。

取組の方向

- ①住民自らが地域のまちづくりを考える取組の推進
- ②住民、事業者、行政がそれぞれの役割を發揮し、連携しながらより効果的な取組の推進
- ③様々な場面において住民、事業者、各種団体の参画と協働によるまちづくりの推進

【貢献が期待される SDGs の目標の一覧】

	1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジエンドー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済・雇用	9 産業・技術基盤	10 不平等	11 居住・都市	12 消費・生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和・公正	17 参加・実施
SUSTAINABLE GOALS 都市づくり・まちづくりの基本的な方向性																	
空間づくり																	
①計画的で秩序ある土地利用、戦略的な土地利用							●				●				●		
②都市機能と生活機能の分担配置											●						
③公共交通、移動サービスの確保											●		●				
④スマートメトロ、インフラ維持								●			●						
⑤防災・減災による安全・安心の環境整備											●						
⑥移住・定住の環境整備											●						
⑦景観資源、観光拠点の活用														●			
活動づくり									●	●	●						
①商業工業の振興、働く場づくり								●	●	●							
②暮らしの環境、コミュニティづくり											●					●	
③子育て環境の充実					●						●						
④福祉や生涯学習の環境づくり				●	●						●						
担い手づくり																	
①住民が自ら取組を推進																●	
②公民連携の推進																●	
③参画と協働の都市づくり																●	

2 まちづくりの方針

2-1 土地利用及び市街地整備の方針

ここでは、無秩序に市街地が広がることを防ぐ計画的な土地利用の推進、定住促進や地域活性化につながる土地利用の推進にかかる方針を示します。

なお、具体的な整備の内容や方策は、個別計画において定めるものとします。

(1) 基本的な考え方

- ①都市拠点の都市機能の充実と、計画的な土地利用を推進します。
- ②生活拠点の生活利便機能の充実と、集落での暮らしの持続性を確保します。
- ③安全・安心・快適な住環境、定住環境を形成します。
- ④産業振興や観光・交流促進など、地域活性化に対応した土地利用を推進します。
- ⑤無秩序な開発を防止し、自然環境や農林地と調和した秩序ある土地利用を推進します。

(2) まちづくりの方針

①保全区域

- ・森林、里山等の良好な自然環境の保全、様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源としての生態系等の保全や、土地の形質の保全を図ります。
- ・保安林に指定されているところでは、原則として土地利用の転換を抑制します。
- ・自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用等における小規模な施設整備については可能とし、周辺環境との調和を満たすよう配慮します。

②森林区域

- ・森林、里山等の多面的な機能を發揮するため、良好な自然環境の保全を図ります。
- ・都市的土地利用や開発を抑制し、自然環境の保全を前提としながら、自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。

③風土保全区域

- ・地域活動や都市住民との交流を行いながら、自然資源や歴史・文化資源と河川、農地、棚田、集落等が調和した地域の風土を象徴する環境の保全を図ります。

④農業区域

- ・農業の振興を図るとともに、農業生産活動や集落と関わりのない土地利用の転換を抑制し、

農村環境の保全を図ります。

- ・観光農業など、豊かな田園環境を活かした体験や交流の場としての活用を図ります。
- ・集落のゆとりある良好な生活環境を維持し、快適な生活環境の形成を図ります。

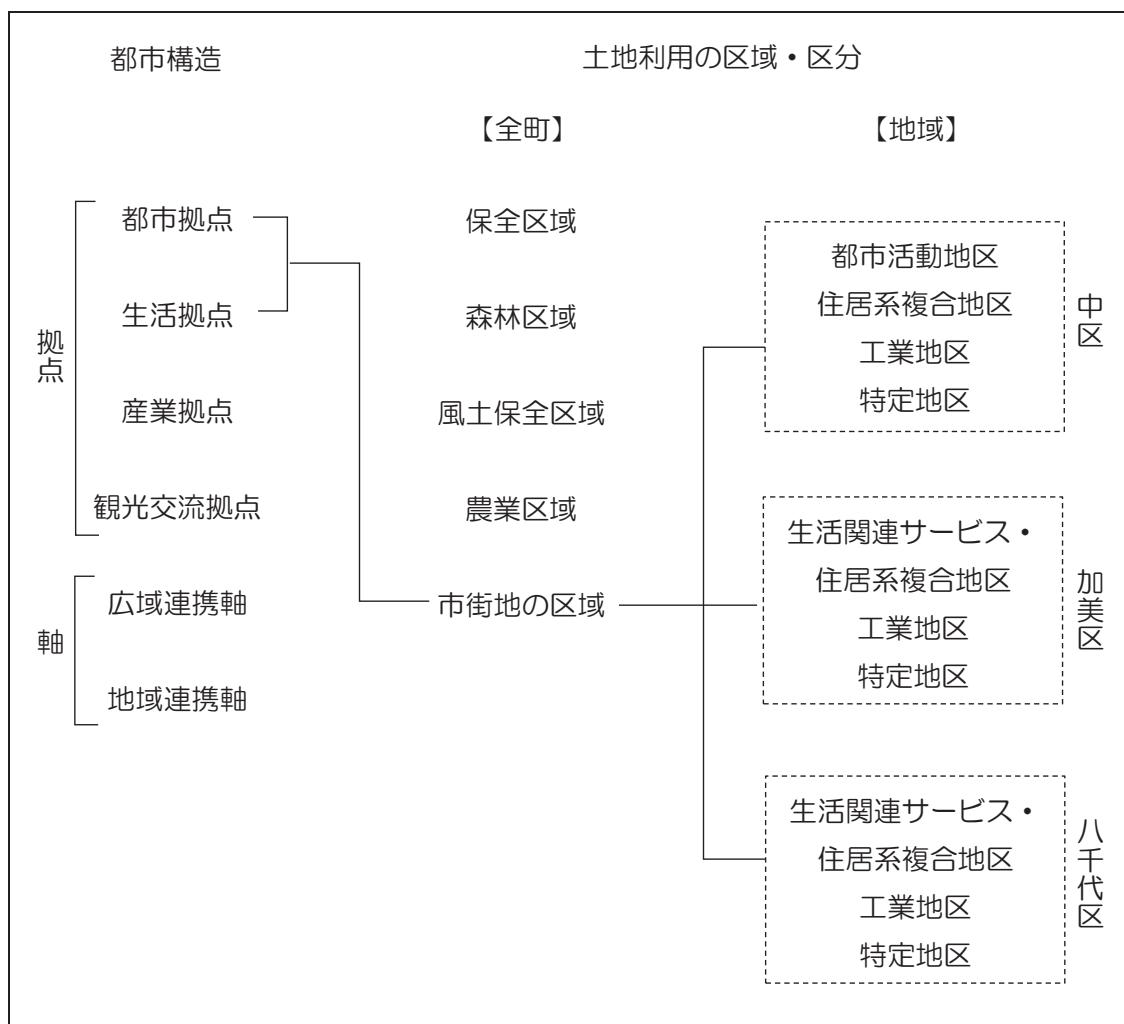
⑤市街地の区域

- ・都市拠点あるいは生活拠点の中で、今後計画的に住宅、商業、工業、公共施設などの配置を行い、市街地としての土地利用を誘導していくエリアです。

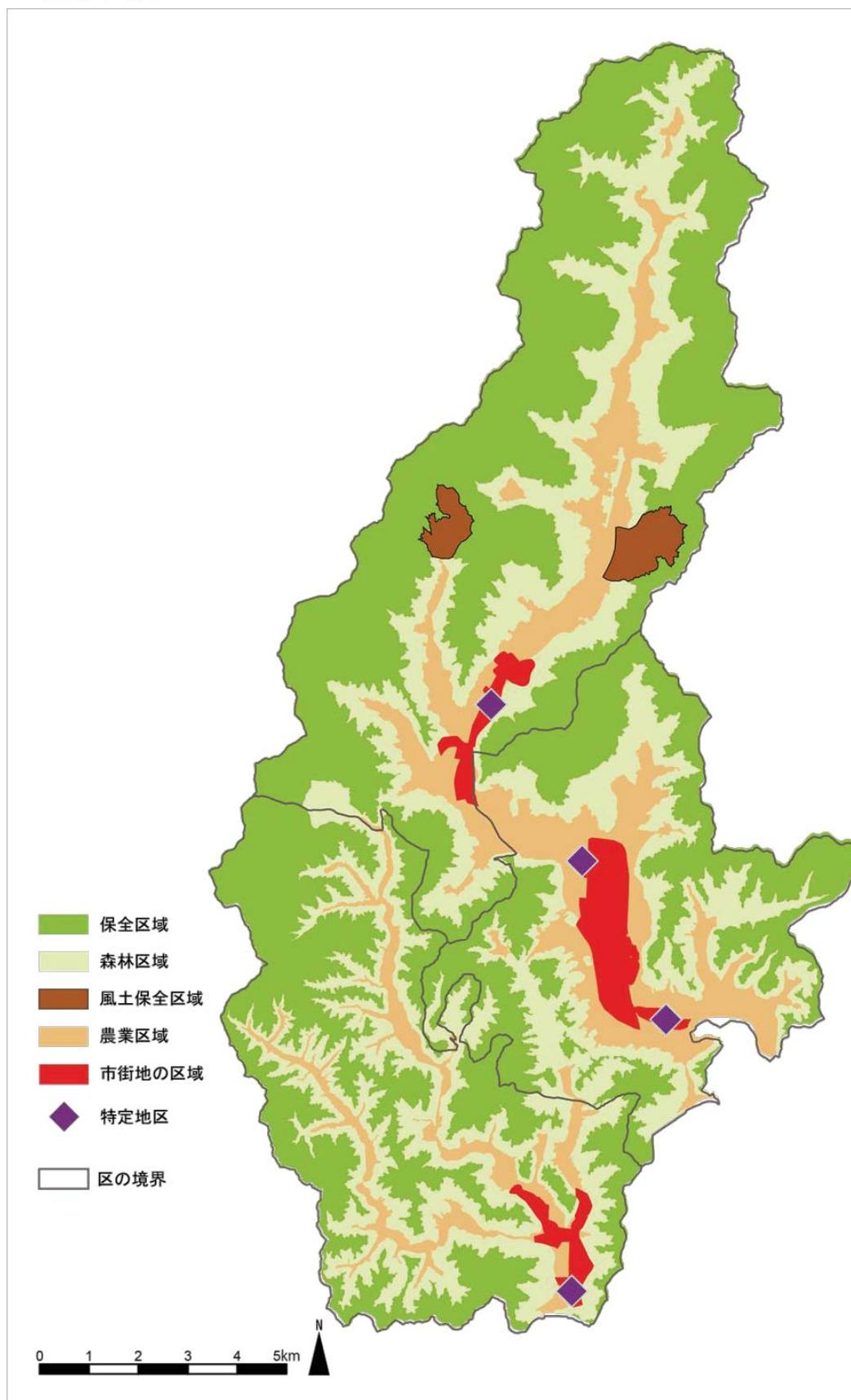
※地域別構想の土地利用方針において、詳細な土地利用計画を定めています。

- ・特定地区については、地域活力を生み出す産業振興に向けて、企業や商業施設の誘致など計画的な土地利用を図ります。

■都市構造と土地利用の区域・区分の関係



■土地利用方針図



2-2 都市基盤施設及び交通の整備の方針

ここでは、行政が主体となるべき都市基盤施設等の整備（既存施設の維持管理、更新、及び新設）にかかる方針を示します。

なお、具体的な整備の内容や方策は、施設ごとの個別計画において定めるものとします。

(1) 基本的な考え方

- ①今後の投資余力の減少を見据え、既存の都市基盤施設等について適切な維持管理及び計画的な長寿命化など施設のマネジメントに取り組むことを基本とします。
- ②行政が主体的役割を果たしつつ、官民連携による整備、維持管理、運用等の手法も含め、効率的・効果的な整備と運用を図ります。
- ③施設ごとの中長期的な事業計画を作成し、計画的な整備等に取り組むなど、適切な公共投資を図ります。

(2) まちづくりの方針

【道路の整備】

①幹線道路

- ・国道427号及び主要地方道・県道は、町内外をつなぐ主要な幹線道路であり、今後も機能の維持、管理、更新を働きかけていきます。
- ・幹線道路の未改良区間の改良や危険箇所の解消等について検討します。

②生活道路

- ・幹線道路へのアクセス向上や道路網の充実、あるいは土地利用計画との連携などの観点から、必要性の高い道路について整備を検討します。
- ・市街地内や集落内の幅員の狭い生活道路については、地域の特性や必要性を踏まえて、建築物の建て替えに合わせたセットバック誘導、生活道路の拡幅や改良などを検討します。
- ・山間部の集落付近においては、生活道路の適切な維持管理を行い、災害発生時の地区の孤立を防ぐなど安全性確保を図ります。

③自転車の安全性・快適性

- ・通学等の日常的な自転車利用の安全性・快適性を高めるため、「兵庫県自転車活用推進計画」や「多可町自転車ネットワーク計画」に基づいて、市街地における自転車ネットワークの整備を推進します。

【公共交通の整備】

- ・住民の重要な交通手段として、公共交通（路線バス、コミュニティバス）の維持・改善を図るため、「多可町地域公共交通網形成計画」に基づいて、交通事業者との協働を図ります。

- ・公共交通の利便性の低い地域においては、デマンド交通など新たな交通手段のほか、地域との連携や福祉施策との連携など、補完的な交通手段について検討します。
- ・自動運転やマイクロ交通（短距離・小型の電気自動車など）など、技術革新や規制緩和等の動きを捉えた柔軟な対応についても検討します。
- ・低炭素で環境負荷が少なく、自家用車に過度に依存せずに生活できる移動手段として、公共交通の利用促進を図ります。

【公園・緑地等の整備】

①公園・緑地等

- ・都市公園のみならず、本町にある自然公園や余暇施設、スポーツ施設等も含め、公園的施設の適正配置と公園環境の適切な維持・管理を図ります。
- ・公園・緑地の整備とともに、森と水の豊かな自然環境の保全・活用を進め、源流域のまちにふさわしい豊かな水と緑のネットワークの形成を進めます。
- ・「多可町地域防災計画」に基づき、防災拠点に指定されている公園については、防災拠点としての機能の充実に努めます。
- ・市街地や集落においては、公園や広場、集会所周りなどの身近なオープンスペース（広場的空間）について、住民の参画と協働による緑化や花づくり、遊具や施設の日常点検に取り組むなど、地域主体の維持・管理を推進します。
- ・住宅地や集落内の空き地等については、町が所有者と地域を仲介することにより、住民の交流や地区の環境改善等に寄与する広場的利用ができるよう、検討を促し支援します。

②緑化

- ・公共施設の緑化に積極的に取り組みます。
- ・都市拠点や生活拠点においては、うるおいある市街地環境づくりに向けて、道路空間や沿道敷地での緑化や花づくりを推進します。
- ・住宅地では良好な居住環境づくりの一環として、緑化や花づくりを促進します。
- ・工場や事業所については、周辺との調和を図り良好なイメージを形成するため、緑地確保や緑化にかかる法令順守に加えて、沿道や河川沿いなどへの緑化や適切な維持管理を促進します。

【上下水道及び河川等の整備】

①上水道

- 町内のほぼ全域で整備済みであり、今後も安全な水道水の安定供給を維持するため、計画的な施設の維持・管理、更新、耐震化などを図ります。

②下水道（生活排水処理施設）

- 生活排水処理は、「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水処理施設」、「コミュニティ・プラント」等により行っており、処理区域内の整備はほぼ完了しています。今後は、計画的な施設の維持・管理、更新、耐震化、施設の統廃合や区域の再編などを図ります。

③河川等

- 兵庫県の総合治水（加古川流域圏）の考え方に基づいて、県の定める「加古川水系 加古川中流圏域河川整備計画」と連携して、河川・水路、ため池等の計画的な維持・管理、更新、改修等を進めます。
- 本町は加古川の源流域にあたり、杉原紙づくり（川さらし）や棚田文化など、水と暮らしの結びつきが特徴の一つとなっています。水にまつわる生活文化の継承、生物の生息環境の保全、水辺の景観形成など、多様な観点を考慮しながら、環境保全や維持管理に努めます。

【その他公共施設の整備】

①教育施設等

- 小・中学校等の学校教育施設、子育てふれあいセンター等の子育て支援施設、ベルディホールやコミュニティプラザ等の文化施設などについては、適切な維持・管理、更新を図ります。
- 小・中学校等の学校教育施設については、子どもたちにとって望ましい教育環境となるよう「多可町学校規模適正化基本計画」に基づき、学校規模の適正化を計画的に推進します。
- 少子化等により、今後、統廃合を進める場合には、廃止する施設については教育・文化機能のみならず、時代変化や地域ニーズ等を考慮した有効活用について検討します。

②生涯学習施設

- 生涯学習を通じて、あらゆる世代が互いに学びあい、教えあい、人がつながるまちづくりを目指し、生涯学習の拠点となる施設整備を図ります。

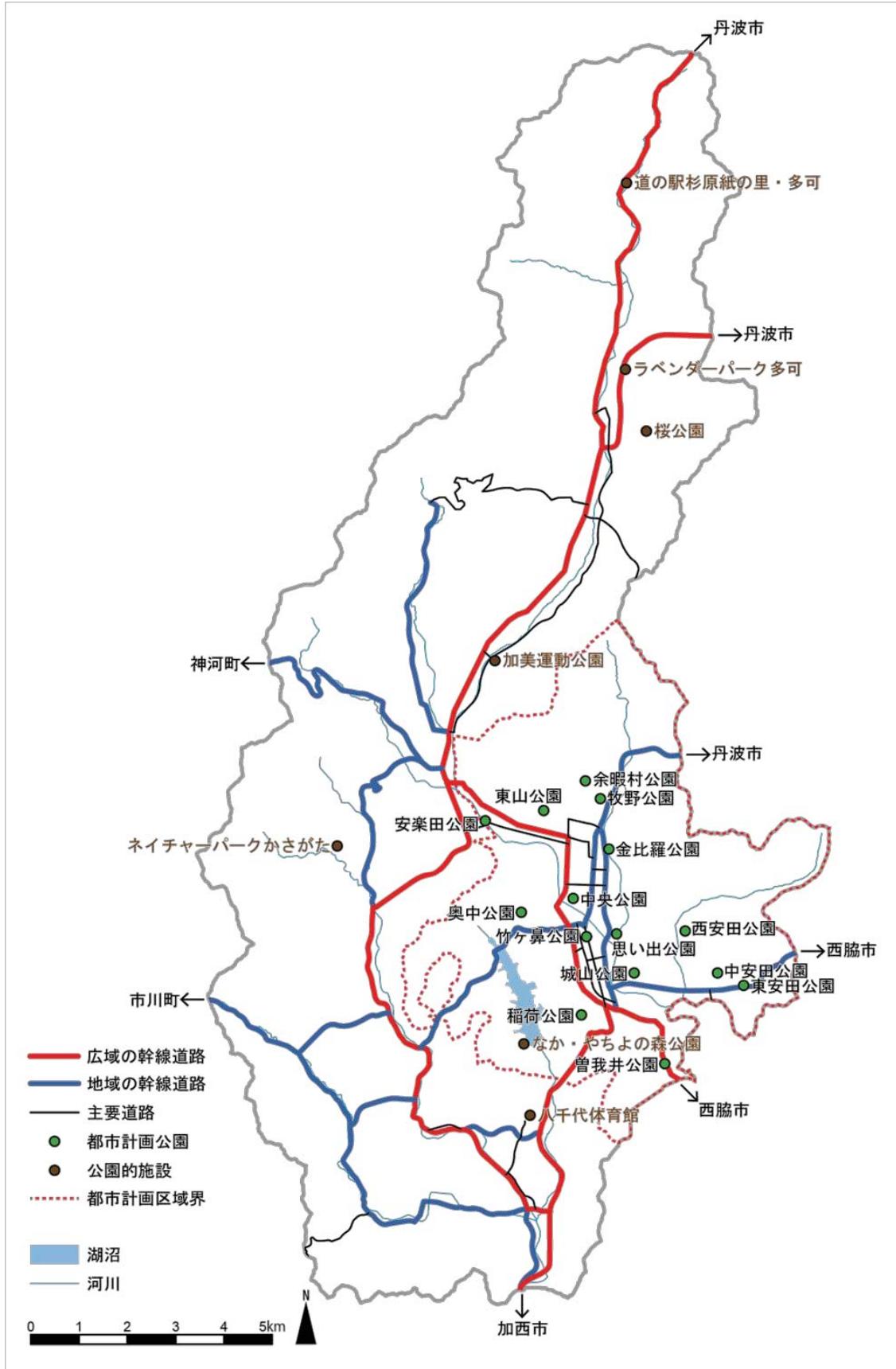
③ごみ処理施設

- ごみ処理施設については、「西脇多可行政事務組合みどり園」において整備されています。みどり園が老朽化していることから、現在、多可町内において新ごみ処理施設の建設設計画が検討されています。

④火葬場

- 火葬場については、「西脇多可広域斎場やすらぎ苑」が整備されています。

■都市基盤施設及び交通の整備方針図



2-3 安全・安心まちづくりの方針

ここでは、地震、火災、風水害といった自然災害に対して、まちの防災性を高め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための方針を示します。

なお、具体的な取組の内容や方策は、「多可町地域防災計画・水防計画」に基づくほか、関連分野ごとの個別計画において定めるものとします。

(1) 基本的な考え方

- ①自然災害の激甚化傾向を踏まえ、「多可町地域防災計画・水防計画」に基づく体系的・総合的な防災・減災対策を図ります。
- ②ハード・ソフトの両面にわたる総合的な取組による、防災・減災のまちづくりを推進します。

(2) まちづくりの方針

【防災基盤】

- ・山地・森林における土砂災害や地滑り等の防止を図るため、林業振興を通じた適切な森林の管理・整備を促進するとともに、県と連携した治山・治水事業を推進します。
- ・農地やため池については、雨水の貯留や浸透など防災面でも大きな機能を担っていることから、農業振興を通じた適切な管理・整備を促進するとともに、無秩序な開発を抑制します。
- ・市街地や集落の浸水被害を防ぐため、河川や水路等の計画的な改修・整備を図るとともに、農地やグラウンド等を活用した遊水機能の検討など、流域治水機能の確保に努めます。
- ・「多可町地域防災計画・水防計画」に基づいて、全町から地域・地区レベルに至る防災拠点や避難所、緊急輸送道路、ヘリポートなどの防災基盤の確保・整備を図ります。
- ・関係機関や事業者と連携して、道路・河川・橋りょうなどの公共施設や公共建築物、あるいは電気・上下水道・情報通信・防災無線等のライフラインの耐震化を推進します。
- ・大規模災害や幹線道路の断絶、さらには広域的な支援や受援などに対応すべく、県及び周辺市町及び町内外事業者等との協定締結など協力・連携体制の構築を進めます。

【まちの安全性】

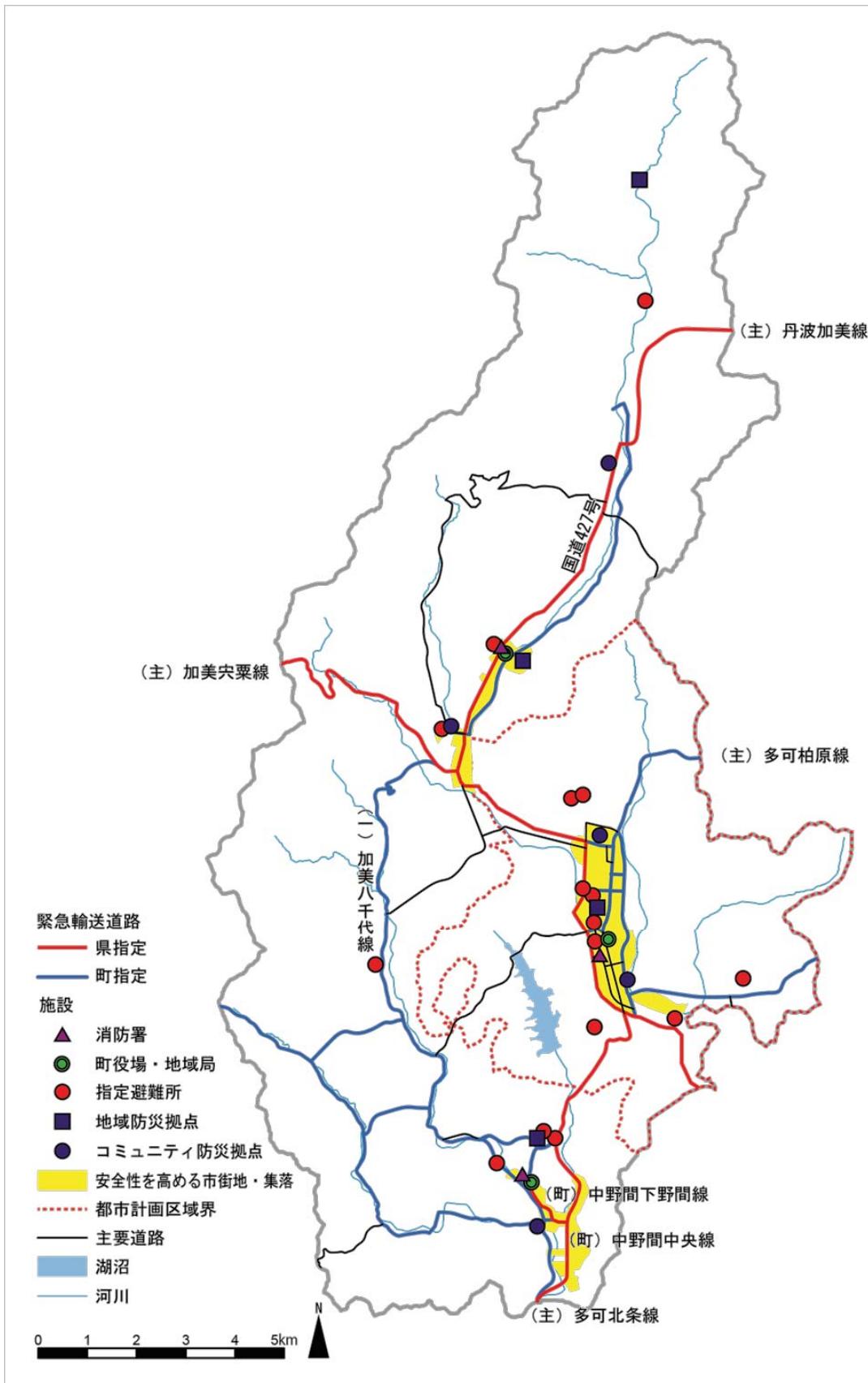
- ・建築物等の耐震化を推進するため、「多可町住まいの耐震化促進事業」の活用促進を図るとともに、建築関係団体等との連携により建築物の安全性向上に関する情報提供や意識啓発を進めます。
- ・地域特性や住民ニーズを踏まえながら、円滑な避難と緊急車両等の通行を確保するため、市街地や集落における幅員の狭い道路の拡幅や改良を進めます。

- ・災害時の防災拠点や避難所としての役割が求められる公共建築物や集会所等は、計画的に耐震化や防災資器材の備蓄等を推進します。
- ・市街地や集落において、防火水槽や消火栓の維持・管理、整備を図るとともに、一時的な避難場所となる広場や防災農地等の確保に努めます。
- ・減災を図る観点から、土砂災害等の危険度の高い区域について、必要性に応じて開発行為や土地利用の規制・誘導などを検討します。
- ・交通安全施設や街路灯・防犯灯の設置など、地域と連携しながら、防犯や交通安全も考慮したまちづくりを推進します。

【自主防災】

- ・ハザードマップなどを活用した災害リスクの周知、防災意識の高揚を図るとともに、地域ごとの避難所整備や防災資器材・食料等の備蓄などの備えを進めます。
- ・自主防災組織の組織化と育成、住民参加による防災訓練の実施、災害時の要配慮者や避難行動要支援者への支援など、自助・共助の取組を促進します。

■安全・安心まちづくりの方針図



2-4 景観づくりの方針

ここでは、本町の豊かな自然景観や景観資源を守り、市街地の良好な景観形成を進めるなど、景観からまちの魅力を高め、暮らしの豊かさを感じることのできるまちづくりを進めるための方針を示します。

なお、具体的な景観づくりの内容や方策は、関連計画において景観に配慮した計画を定めるものとします。

(1) 基本的な考え方

- ①本町の基盤となる森林や田園、河川等の豊かな自然景観を保全するとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を基本とします。
- ②豊かさを感じられる暮らしを育むため、本町らしい魅力的な景観の継承と創造を図ります。
- ③地域ごとの景観資源を活かした個性的なまちづくりを推進します。

(2) まちづくりの方針

①自然景観

- ・森林、里山等の自然環境の維持管理活動等に取り組みながら、季節を感じられる豊かな自然景観を保全・形成します。
- ・山田錦や杉原紙を生み出した杉原川等の美しい水の環境を守ります。親水性や自然環境に配慮しながら、水辺と一体となった景観を形成します。
- ・翠明湖等の自然環境を活かしたレクリエーション空間については、自然景観の保全とともに、自然環境に触れ、親しむことのできる環境づくりを推進します。

②農業・農村景観

- ・森林景観を背景に、集落と農地が一体となって織りなす景観は本町の基盤となる景観であり、農業振興や耕作放棄地の解消等にも取り組みながら、農業の生産が感じられる豊かな農村景観を保全・形成します。
- ・各集落の暮らしの中で受け継がれてきた歴史や伝統を感じる景観資源を尊重し、それらの保全や調和に配慮した集落景観の形成を図ります。
- ・岩座神地区については歴史的景観形成地区の景観形成基準、箸荷地区については景観むらづくり協定を踏まえ、暮らしや生産、風土により形成された歴史・文化感じる景観の保全を基本としながら、住民の景観まちづくり活動等の中で活かします。

③まちの景観

- ・市街地においては、景観条例や屋外広告物条例等を活用しながら、にぎわいの中にも秩序のある良好な市街地景観を形成します。
- ・幹線道路沿道は無秩序な土地利用を防止し、秩序ある景観形成を誘導します。
- ・住宅地については、周辺景観に調和した景観誘導や、住民の景観まちづくり活動等を通して、快適に暮らせ、地域の個性を尊重した景観を形成します。
- ・全町及び市街地の空き家や空き地については、住民と協力し、適切な維持管理や活用を図ります。
- ・工業系土地利用については、景観条例や緑条例等を活用しながら、周辺環境と調和した景観の形成を誘導します。
- ・道路、公園や河川等は住民の参画と協働のもと、良好な景観の形成に努めます。

④景観資源

- ・景観資源については、交流拠点等との連携を図りながら、更なる交流の推進に資するものとして発信します。
- ・住民等が主体となった地域への愛着の醸成や活気を生み出すまちづくりの推進において、景観資源を活かします。

■景観づくり方針図



第3章 地域別構想

1 地域別構想の役割

(1) 地域別構想とは

地域別構想とは、全体構想に基づき、地域の特徴や資源を活かした個性豊かで魅力的なまちづくりを進めていくため、それぞれの地域のまちづくりの目標や方向性を具体的に示すものです。

今後、地域の住民の皆さんとまちづくりを協働で進めるためには、地域別構想をベースとして、この目標や方向性に基づき、取組を行っていくことになります。

(2) 地域の区分

本町の形成過程や住民のコミュニティなどを考慮し、中区、加美区、八千代区の3区分で地域別構想を作成します。



(3) 地域別構想の掲載内容

以下の構成で作成します。

- ①地域の概況
 - ・各区の現状特性や地域資源を整理
- ②まちづくりの将来像
 - ・めざすべき将来像を記載
- ③まちづくりの方針
 - ・全体構想を踏まえながら、将来像を実現するためのまちづくりの方向性を記載

2 地域別構想

2-1 中区

(1) 地域の概況

中区は町の中央部に位置し、丹波市や西脇市と接しています。杉原川が区の中央を流れ、周辺は山々に囲まれています。江戸期からあった木綿織を下地とし、近代織機を導入した播州織が盛んになりました。また、酒米の山田錦発祥の地となります。山田錦は昭和 11（1936）年に誕生し、この山田錦の元となる品種の山田穂が、東安田で発見されたとされています。

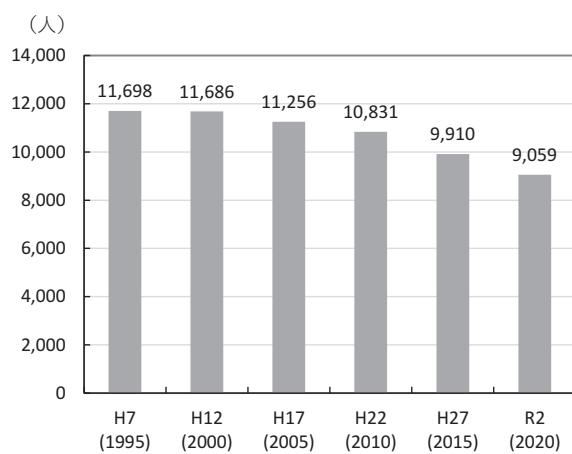
区全域が都市計画区域となり、町役場、文化会館など全町的な公共施設が集まります。



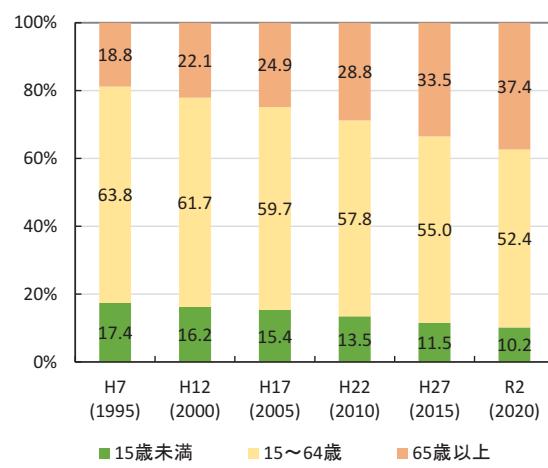
【人口の推移】

- ・人口は、本町の区の中で最も多く、令和 2（2020）年時点で 9,059 人となっていますが、人口減少が進んでいます。
- ・令和 2（2020）年時点の高齢化率（65 歳以上人口割合）は 37.4% となり、少子高齢化が進行しています。

中区の人口推移



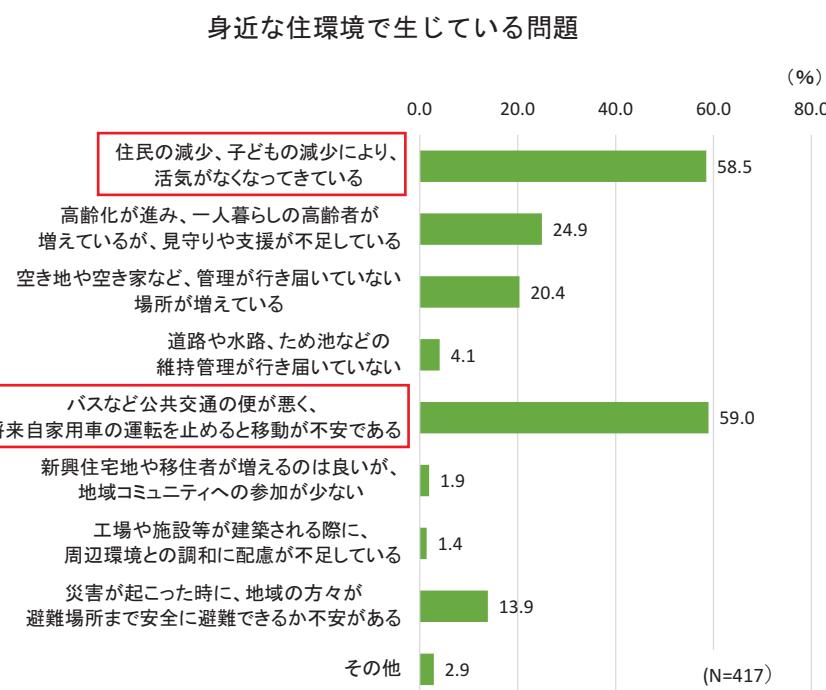
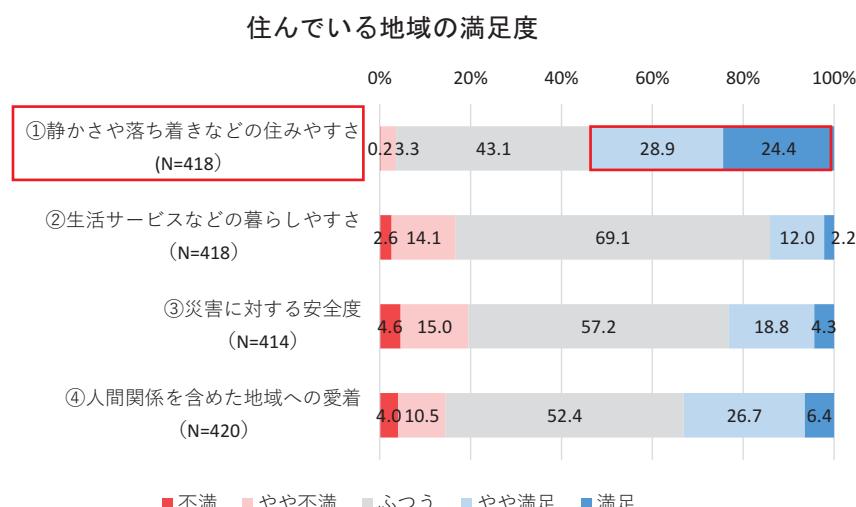
中区の年齢 3 区分別人口割合の推移



出典：国勢調査

【アンケートの結果】

- 住んでいる地域の満足度は、全ての項目に対して「普通」が最も高くなっています。「静かさや落ち着きなどの住みやすさ」に対する満足度が最も高く、「満足」と「やや満足」を合わせると5割以上となっています。
- 公共交通や、人口減少・少子化による活気の低下に対して問題だと感じる割合が高くなっています。
- 地域の景観資源としては、多可町余暇公園や杉原川など多数の資源が挙げられています。



住んでいる地域の「気持ちが良い」「ほっとする」「景色が良い」ような場所 (N=142)

おすすめの場所	件数	割合	おすすめの場所	件数	割合
多可町余暇村公園	64	45.1	東山古墳群	3	2.1
杉原川	27	19.0	竹谷山	3	2.1
大歳金刀比羅神社	15	10.6	中央公園	3	2.1
妙見山	14	9.9	子育てふれあいセンター	3	2.1
翠明湖(糀屋ダム)	13	9.2	恵美須神社	2	1.4
ポッポの道	13	9.2	逆池(曾我井)、稻荷神社	2	1.4
なか・やちよの森公園	13	9.2	多可町図書館	2	1.4
糀屋稻荷神社	8	5.6	いぶきの森	2	1.4
産坂	4	2.8	ベルディーホール	2	1.4
牧野大池	4	2.8	妙見富士カントリークラブ	2	1.4
徳畠天神社	3	2.1			

※割合は、回答者数 142 に対する件数の割合である。

(2) まちづくりの将来像

経済的文化的活力ある、町のにぎわいを育むまち

中区は、町の中央部に位置し、全町的な公共施設や生活利便機能を担う施設が集まるとともに、良好な農地が広がっています。また、多可町余暇村公園、中央公園、なか・やちよの森公園などの大きな公園や道の駅など、町内外の人が訪れる観光交流施設も立地しています。

このような本町の都市拠点としての吸引力を活かし、定住・交流などの様々な取組を促し、人々が集まることにより、経済的文化的活力を育むまちをめざします。

(3) まちづくりの方針

○多様な都市的活動があり、にぎわい形成に取り組みます

- 商店街やその周辺について、空き家や空き店舗を活用したリノベーションの取組など、活用を促進します。
- 道の駅「山田錦発祥のまち・多可」の改修や、地域住民と協働した観光交流施設における催しの企画検討等、既存の観光交流施設の更なる活用を推進します。
- 商工会館の建設、産業政策と連携した既存産業の担い手育成、新規産業の誘致など、産業活力の維持・向上に向けた取組を推進します。
- 文化会館等の改修、生涯学習まちづくりプラザの整備などにより、住民の文化の向上とコミュニティ活動のさらなる活性化を推進します。

○快適で安心安全な住環境づくりに取り組みます

- 定住促進に向け、まちづくりの取組や住環境の整備などを進め、子育て層・新規居住者層が住んでみたいと思える環境づくりを推進します。
- 健康福祉センターの改修などにより、高齢者等の保健及び福祉の向上を推進します。

- ・建物が集積する地区では、不燃化や耐震化等を促進するほか、水害も含めて対策を行い、協働による減災のまちづくりを推進します。
- ・交通安全施設や道路の改良・修繕などにより、快適な交通環境の整備を推進します。

○都市機能の充実を進めるとともに、周辺環境と調和した土地利用の形成に取り組みます

- ・全町的な都市機能や商業・産業・交流等のにぎわい形成に資する機能の充実・強化を推進します。
- ・健康・スポーツ・子育て・文化・そして学び（教育）を加えた全世代が集えるエリア形成を推進します。
- ・既存住宅地の生活利便機能の充実・強化、道路等のインフラの機能向上や良好な景観形成を通して住環境の向上を推進します。
- ・特定地区については、既存工場の拡張や新規産業用地としての土地利用を推進します。

【土地利用方針】

①市街地の区域

【都市活動地区】

- ・商業・産業・交流等の都市機能を充実・強化し、人が集まり様々な都市活動が行われる本町のにぎわいの拠点的地区を形成します。
- ・町役場、商工会館、文化会館、中コミュニティプラザ等、全町的な公共施設が集積するシビックゾーンとしての機能の充実・強化を図ります。
- ・アスパル、中央公園、子育てふれあいセンター、ベルディーホール、生涯学習まちづくりプラザ等を含む一帯を、健康、スポーツ、子育て、文化、そして学び（教育）を加えた全世代が集えるエリアとして機能強化を図ります。
- ・住民等の参加のもと、空き店舗や空き家の活用を進めながら、ストックを活かした市街地環境の維持・向上、及びにぎわい形成を図ります。
- ・公共施設等、建築物のバリアフリー化や耐震・不燃化を進め、誰もが安全・安心で活用できる環境整備を促進します。
- ・国道427号等の沿道において、未利用地については、都市計画法や緑条例等を活用し、周辺環境に配慮した商業・産業等の機能を誘導し、活力の増進を図るとともに、秩序ある土地利用を促進し、沿道景観を形成します。

【住居系複合地区】

- ・日常生活への関連が深い機能を充実・強化し、住居や商店、事業所等が共存する便利で快適な暮らしを営むことができる市街地環境を形成します。

- 既存建築物の適切な管理や更新と合わせて、建築物の耐震・不燃化、個別建替に伴う幅員の狭い道路の拡幅、空き地を活用した広場の確保等を促進し、安全で快適な市街地環境を形成します。
- 空き家や空き地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、住民などの参画のもと、適切な維持管理や地域の活力向上につながるような活用の検討を図ります。
- 緑やゆとりある住環境が形成され、新規居住者が住みやすく、魅力的な住宅地の整備を図ります。

【工業地区】

- 既存工場周辺については、都市計画法や緑条例等を活用し、計画的な土地利用を促進するとともに、操業環境の保全や周辺環境と調和を図ります。

【特定地区】

- 地域活力を生み出す産業振興に向けて、企業や商業施設の誘致など計画的な土地利用を図ります。

②保全区域

- 森林、里山等の良好な自然環境の保全、様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源としての生態系等の保全や、土地の形質の保全を図ります。
- 保安林に指定されているところでは、原則として土地利用の転換を抑制します。
- 自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用等における小規模な施設整備については可能とし、周辺環境との調和を満たすよう配慮します。

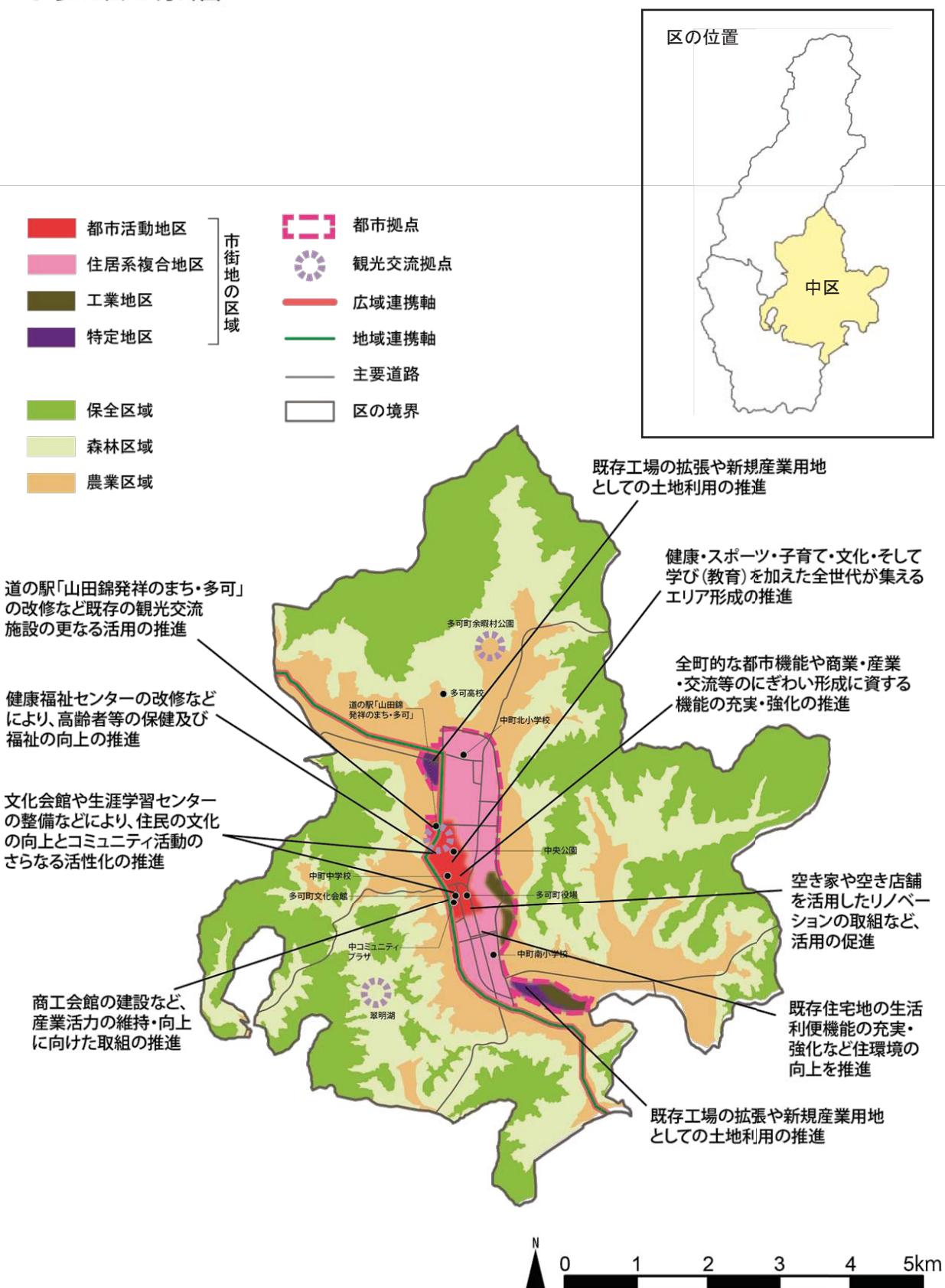
③森林区域

- 森林、里山等の多面的な機能を発揮するため、良好な自然環境の保全を図ります。
- 都市的土地利用や開発を抑制し、自然環境の保全を前提としながら、自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。

④農業区域

- 農業の振興を図るとともに、農業生産活動や集落と関わりのない土地利用の転換を抑制し、農村環境の保全を図ります。
- 観光農業など、豊かな田園環境を活かした体験や交流の場としての活用を図ります。
- 集落のゆとりある良好な生活環境を維持し、快適な生活環境の形成を図ります。

■まちづくりの方針図



2-2 加美区

(1) 地域の概況

加美区は町の北部に位置し、丹波市、朝来市及び神河町と接しています。杉原川が区の中央を流れ、周辺は千ヶ峰、三国岳などの山々に囲まれ、森林資源に恵まれています。

杉原川の清流に育まれた杉原紙の里であり、杉原紙研究所、杉原紙展示・体験工房、道の駅などが一体となった施設は町の大きな観光交流施設の一つです。岩座神の棚田や箸荷の農村集落や、豊かな自然環境の中での体験施設などがある地域です。また、松か井の水は、室町時代末期に播磨の国を支配していた赤松義村が定めた「播磨十水」の一つであり、水を汲みに都市部からも人が訪れます。

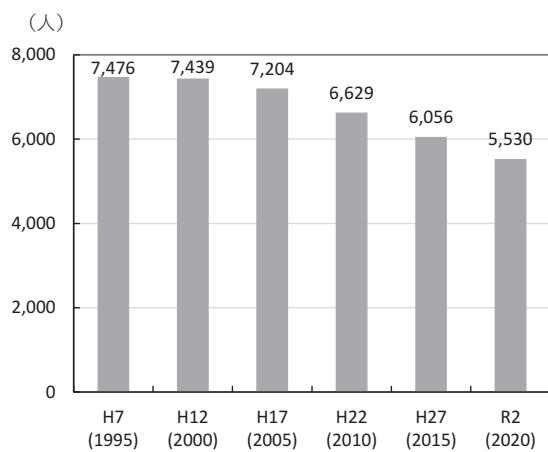
このような環境の中で育つ播州百日どりは特産品の一つとなっています。



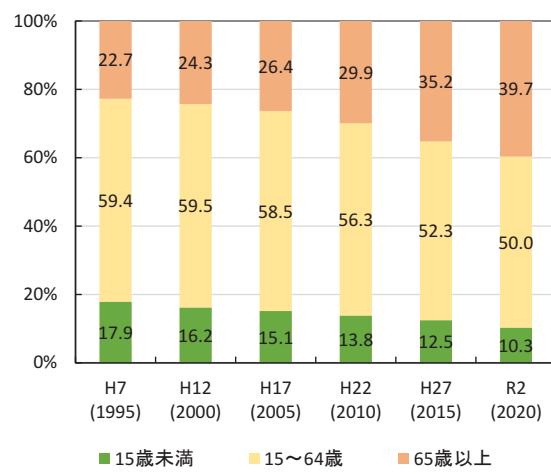
【人口の推移】

- 人口は減少が進み、平成2（2020）年時点で5,530人となっています。
- 令和2（2020）年時点の高齢化率（65歳以上人口割合）は39.7%となり、本町の区の中で最も高齢化が進んでいます。

加美区の人口推移



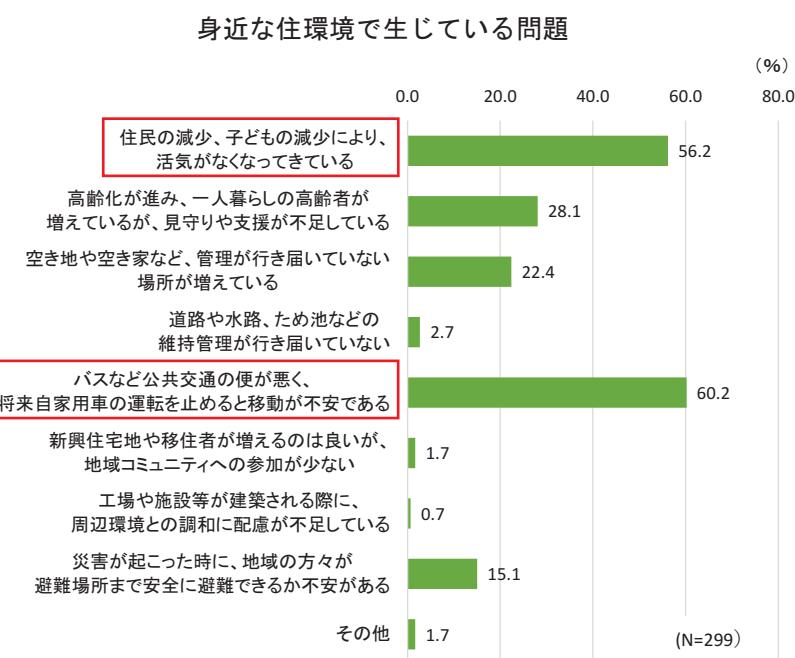
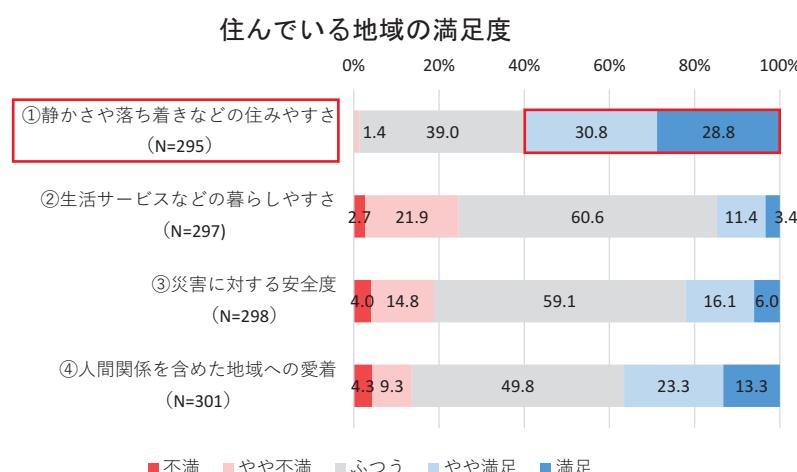
加美区の年齢3区分別人口割合の推移



出典：国勢調査

【アンケートの結果】

- 住んでいる地域の満足度は、全ての項目に対して「普通」が最も高くなっています。「静かさや落ち着きなどの住みやすさ」に対する満足度が最も高く、「満足」と「やや満足」を合わせると5割以上となっています。一方「生活サービスなどの暮らすやすさ」は、マイナス評価が3割程度となっています。
- 公共交通や、人口減少・少子化による活気の低下に対して問題だと感じる割合が高くなっています。
- 地域の景観資源としては、杉原川や千ヶ峰などの資源が挙げられています。



住んでいる地域の「気持ちが良い」「ほっとする」「景色が良い」ような場所

おすすめの場所	件数	割合	おすすめの場所	件数	割合
杉原川	27	19.0	ハーモニーパーク	5	3.5
千ヶ峰	20	14.1	道の駅「杉原紙の里・多可」	3	2.1
ラベンダーパーク多可	12	8.5	加美運動公園	3	2.1
青玉神社	7	4.9	新松か井の水公園	2	1.4
岩座神	6	4.2	青雲の家	2	1.4
荒田神社	5	3.5			

※割合は、回答者数 142 に対する件数の割合である。

(2) まちづくりの将来像

豊かな自然環境を活かして 愛着や安心を育むまち

加美区には、岩座神の棚田や、箸荷の農村集落など、特徴的な農村景観があり、住民による景観保全活動やまちづくり活動が積極的に行われてきた実績があります。その一方で、現在、町内で最も高齢化が進んでいる状況にあります。

そこで、豊かな自然環境を活かしながら、まちづくりや体験・交流、さらには移住定住まで、様々な地域との関わりを育むことで、暮らしを支え合うまちをめざします。

(3) まちづくりの方針

○安心して暮らし続けることのできる住環境づくりに取り組みます

- ・地域との協働により、日常生活に必要な買い物・福祉環境の維持、自家用車に乗ることができない方への移動支援等の生活利便性の維持に努めます。
- ・森林や里山を適正に管理し災害を未然に防ぐことで、安心して暮らし続けることのできる住環境の形成を推進します。
- ・空き家の活用、除去などに取り組み、安心安全に住める住環境の形成を推進します。
- ・バイパス整備や道路の改良・修繕などにより、快適な交通環境の整備を推進します。
- ・加美コミュニティプラザや加美体育館、交流会館の改修などにより、住民の文化の向上とコミュニティ活動のさらなる活性化を推進します。
- ・身近なかかりつけ医として、診療所の改修等に取り組むことで、地域の良好な医療環境維持に努めます。

○体験・交流からここにしかない魅力を磨きます

- ・岩座神の棚田、箸荷の農村集落などの景観保全活動を地域と協働し、継続して実施します。
- ・森林でのレクリエーション、農業の体験、暮らし体験など、自然環境を活かした体験・交

流のさらなる機会の創出に取り組みます。

- ・杉原紙の里として、道の駅「杉原紙の里・多可」や杉原紙研究所等の改修や関係する施設の機能強化や魅力の発信、関係する担い手育成などの取組を推進します。
- ・地域住民と協働し、外部からの UIJ ターン者の地域への定住を受け入れる環境整備を推進します。

○農林業環境を保全するとともに、観光交流機能の強化に取り組みます

- ・地域の暮らしを支える日常の生活利便機能を維持します。
- ・既存の観光交流施設を活かして、地域の活力向上に資する機能の充実・強化を推進します。
- ・空き家等の飲食店や観光交流を目的とした活用を促進し、魅力的な滞在空間を創出します。
- ・豊かな農林業環境の保全を前提とし、農林業の振興、体験や交流への活用、特定地区においては産業用地としての活用を推進します。

【土地利用方針】

①市街地の区域

【生活関連サービス・住居系複合地区】

- ・地域の暮らしを支える日常の生活利便機能を維持し、快適な暮らしを営むことができる市街地環境を形成します。
- ・加美コミュニティプラザや交流会館が立地し、地域におけるコミュニティ拠点としての役割の維持を図ります。
- ・空き家や空き地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、住民などの参画のもと、適切な維持管理や地域の活力向上につながるような活用の検討を図ります。
- ・公共施設等、建築物のバリアフリー化や耐震・不燃化を進め、誰もが安全・安心で活用できる環境整備を促進します。

【観光交流地区】

- ・青雲の家、温水プール、運動公園などが立地しており、スポーツ・レクリエーション機能が集積するエリアとして、周辺の緑豊かな環境に配慮しながら、地域の活力向上に資するよう、観光交流機能を充実・強化します。

【工業地区】

- ・既存工場周辺については、都市計画法や緑条例等を活用し、操業環境の保全や周辺環境との調和を図ります。

【特定地区】

- ・地域活力を生み出す産業振興に向けて、企業や商業施設の誘致など計画的な土地利用を図ります。

②保全区域

- ・森林、里山等の良好な自然環境の保全、様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源としての生態系等の保全や、土地の形質の保全を図ります。
- ・保安林に指定されているところでは、原則として土地利用の転換を抑制します。
- ・自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用等における小規模な施設整備については可能とし、周辺環境との調和を満たすよう配慮します。

③森林区域

- ・森林、里山等の多面的な機能を発揮するため、良好な自然環境の保全を図ります。
- ・都市的土地利用や開発を抑制し、自然環境の保全を前提としながら、自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。

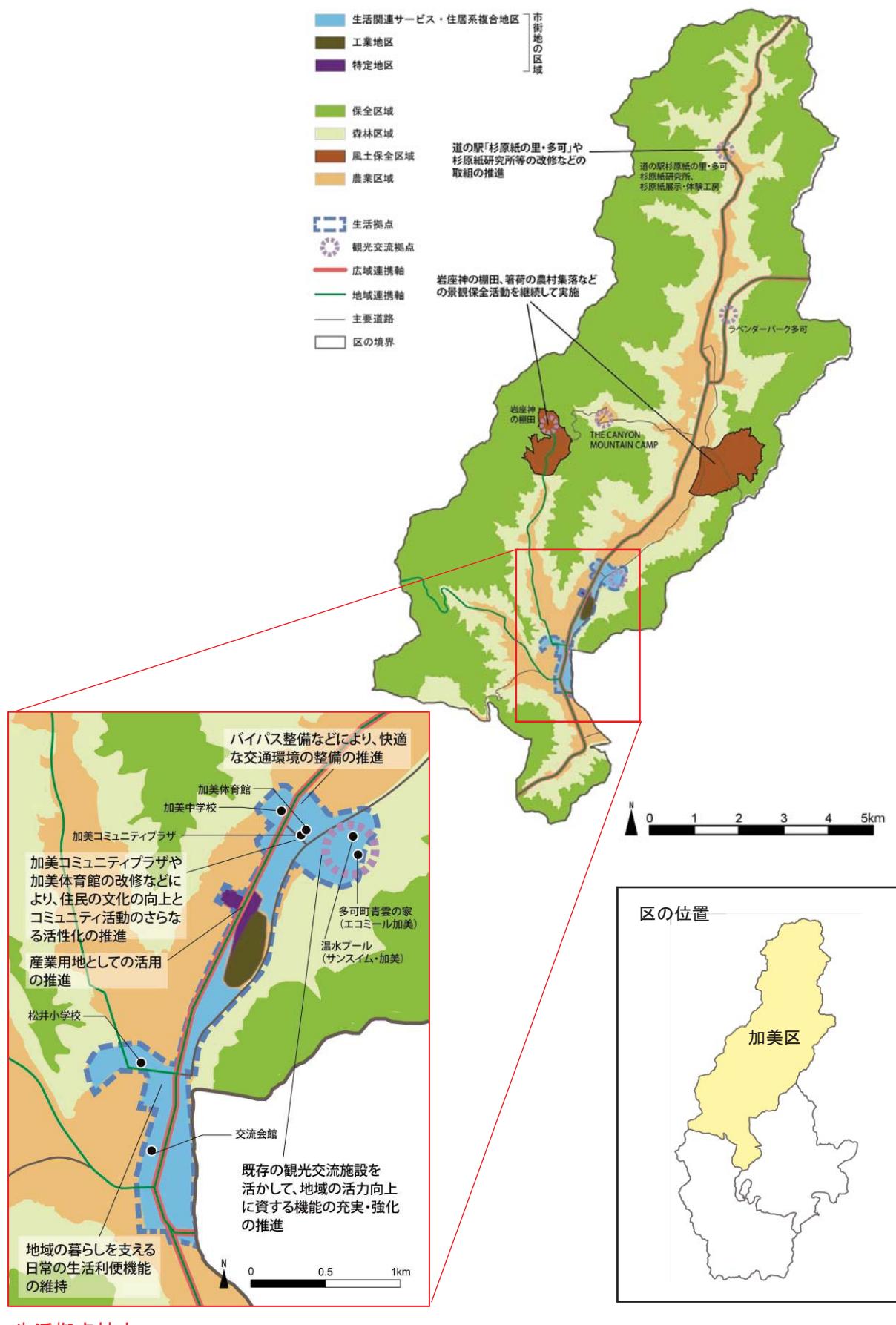
④風土保全区域

- ・地域活動や都市住民との交流を行いながら、自然資源や歴史・文化資源と河川、農地、棚田、集落等が調和した地域の風土を象徴する環境の保全を図ります。

⑤農業区域

- ・農業の振興を図るとともに、農業生産活動や集落と関わりのない土地利用の転換を抑制し、農村環境の保全を図ります。
- ・観光農業など、豊かな田園環境を活かした体験や交流の場としての活用を図ります。
- ・集落のゆとりある良好な生活環境を維持し、快適な生活環境の形成を図ります。

■まちづくりの方針図



2-3 八千代区

(1) 地域の概況

八千代区は町の南側に位置し、加西市、西脇市及び神崎郡と接しています。山あいを流れる加古川の支流、野間川沿いに集落が点在します。「敬老の日」発祥のまちであり、播州織の一大産地として栄え、現在も播州織の産業が継承されています。

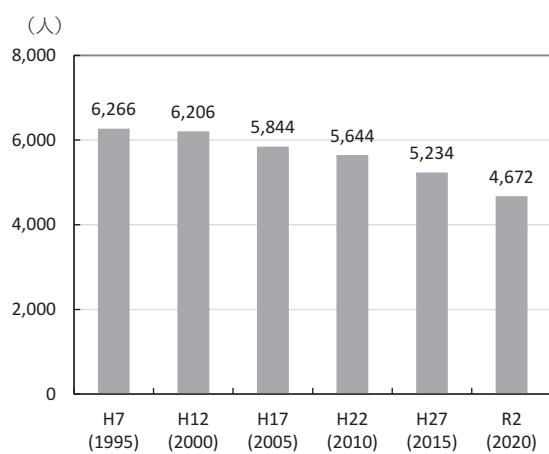
農園付きコテージで田舎暮らしを体験できるフロイデンハ千代やブルーメンやまと、ブライベンオオヤがあり、グリーンツーリズムが推進されてきた地域です。エーデルささゆりを拠点とした健康保養地事業として、自然豊かな地域資源を活かしたウォーキングなど健康づくり活動が実施されています。また、多くの観光客を集めるマイスター工房ハ千代など観光資源が豊富にあります。



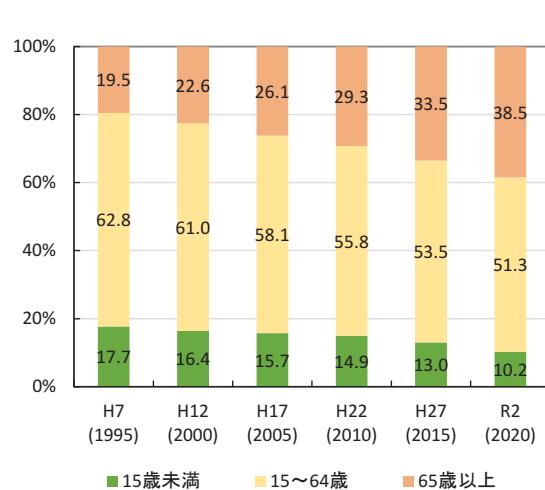
【人口の推移】

- ・人口は減少が進み、令和2（2020）年時点で4,672人となり、本町の区の中で人口は最も少なくなります。
- ・令和2（2020）年時点の高齢化率（65歳以上人口割合）は38.5%となり、少子高齢化が進んでいます。

八千代区の人口推移



八千代区の年齢3区分別人口割合の推移

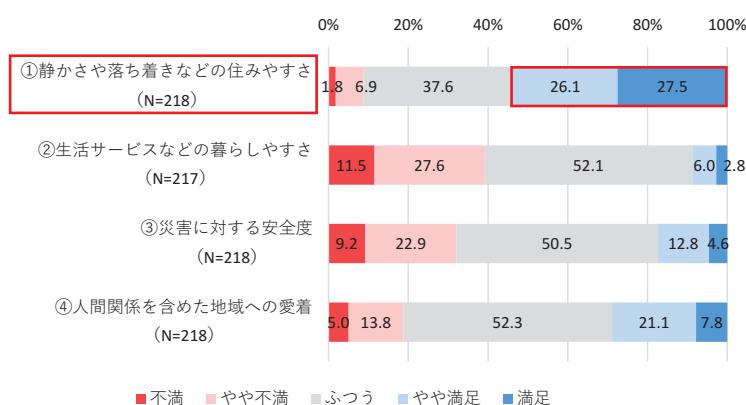


出典：国勢調査

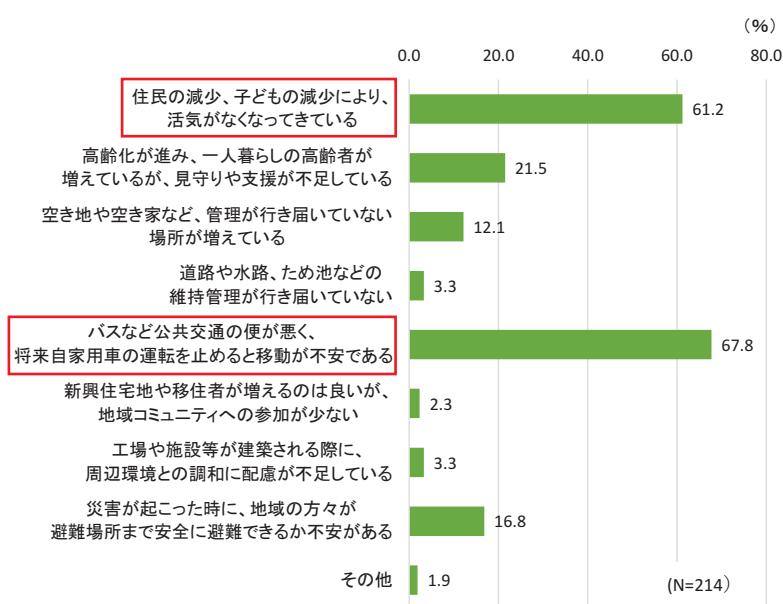
【アンケートの結果】

- 住んでいる地域の満足度は、全ての項目に対して「普通」が最も高くなっています。「静かさや落ち着きなどの住みやすさ」に対する満足度が最も高く、「満足」と「やや満足」を合わせると5割以上となっています。一方「生活サービスなどの暮らしやすさ」は、マイナス評価が4割程度、「災害に対する安全度」は3割程度となっています。
- 公共交通や、人口減少・少子化による活気の低下に対して問題だと感じる割合が高くなっています。
- 地域の景観資源としてはエーデルささゆりやほたるの宿路などの資源が挙げられています。

住んでいる地域の満足度



身近な住環境で生じている問題



住んでいる地域の「気持ちが良い」「ほっとする」「景色が良い」ような場所

おすすめの場所	件数	割合	おすすめの場所	件数	割合
エーデルささゆり	16	11.3	西谷公園	3	2.1
ほたるの宿路	4	2.8	ガルテン八千代	3	2.1
野間川	3	2.1	鹿子神社	2	1.4

※割合は、回答者数142に対する件数の割合である。

(2) まちづくりの将来像

都市農村交流をさらに広げ 多様な暮らしの魅力あるまち

八千代区には、滞在型市民農園のフロイデンハ千代があり、グリーンツーリズムを進めてきたほか、自然環境を生かした観光交流施設が多数あります。また、播州織など地域の伝統的な生業を継承する取組も行われています。

一方、地域全体として、人口減少や少子高齢化が進行している状況にあります。

そこで、都市農村交流をさらに広げるとともに、生業を継承・創出する取組を通して、多様な暮らしの魅力のあるまちをめざします。

(3) まちづくりの方針

○多様な居住魅力のある住環境の創出に取り組みます

- ・多自然居住地として、地域に住みたいと思った人を受け入れるため、既存施設の改修、さらなる田舎暮らし体験の実施や受け入れ態勢の整備等を推進します。また、ワーケーションや二地域居住など多様なライフスタイルをかなえる環境整備も検討します。
- ・地域との協働により、日常生活に必要な買い物・福祉環境の維持、自家用車に乗ることができない方への移動支援等の生活利便性の維持に努めます。
- ・空き家の活用、除去などに取り組み、安心安全に住める住環境の形成を推進します。
- ・八千代コミュニティプラザや八千代体育館の改修などにより、住民の文化の向上とコミュニティ活動のさらなる活性化を推進します。
- ・バイパス整備や道路の改良・修繕などにより、快適な交通環境の整備を推進します。
- ・身近なかかりつけ医として、診療所の改修等に取り組むことで、地域の良好な医療環境維持に努めます。

○地域の生業の持続・発展に取り組みます

- ・ネイチャーパークかさがた、エーデルささゆり、エアレーベンハ千代の既存の観光交流施設の改修などを実施し、さらなる活用を推進します。
- ・産業政策と連携し、播州織や農業など地域の生業の担い手育成、特産品の開発など、地域の生業の持続・発展に向けた取組を推進します。
- ・空き家等の飲食店や観光交流を目的とした活用を促進し、魅力的な滞在空間を創出します。

○日常の生活利便機能の維持と産業機能の強化に取り組みます

- ・地域の暮らしを支える日常の生活利便機能を維持します。
- ・豊かな農林業環境の保全を前提とし、農林業の振興、体験や交流への活用、特定地区にお

いては産業用地としての活用を推進します。

【土地利用方針】

①市街地の区域

【生活関連サービス・住居系複合地区】

- ・地域の暮らしを支える日常の生活利便機能を維持し、快適な暮らしを営むことができる市街地環境を形成します。
- ・八千代コミュニティプラザが立地し、地域におけるコミュニティ拠点としての役割の維持を図ります。
- ・空き家や空き地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、住民などの参画のもと、適切な維持管理や地域の活力向上につながるような活用の検討を図ります。
- ・公共施設等、建築物のバリアフリー化や耐震・不燃化を進め、誰もが安全・安心で活用できる環境整備を促進します。

【工業地区】

- ・既存工場周辺については、都市計画法や緑条例等を活用し、計画的な土地利用を促進するとともに、操業環境の保全や周辺環境との調和を図ります。

【特定地区】

- ・地域活力を生み出す産業振興に向けて、企業や商業施設の誘致など計画的な土地利用を図ります。

②保全区域

- ・森林、里山等の良好な自然環境の保全、様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源としての生態系等の保全や、土地の形質の保全を図ります。
- ・保安林に指定されているところでは、原則として土地利用の転換を抑制します。
- ・自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用等における小規模な施設整備については可能とし、周辺環境との調和を満たすよう配慮します。

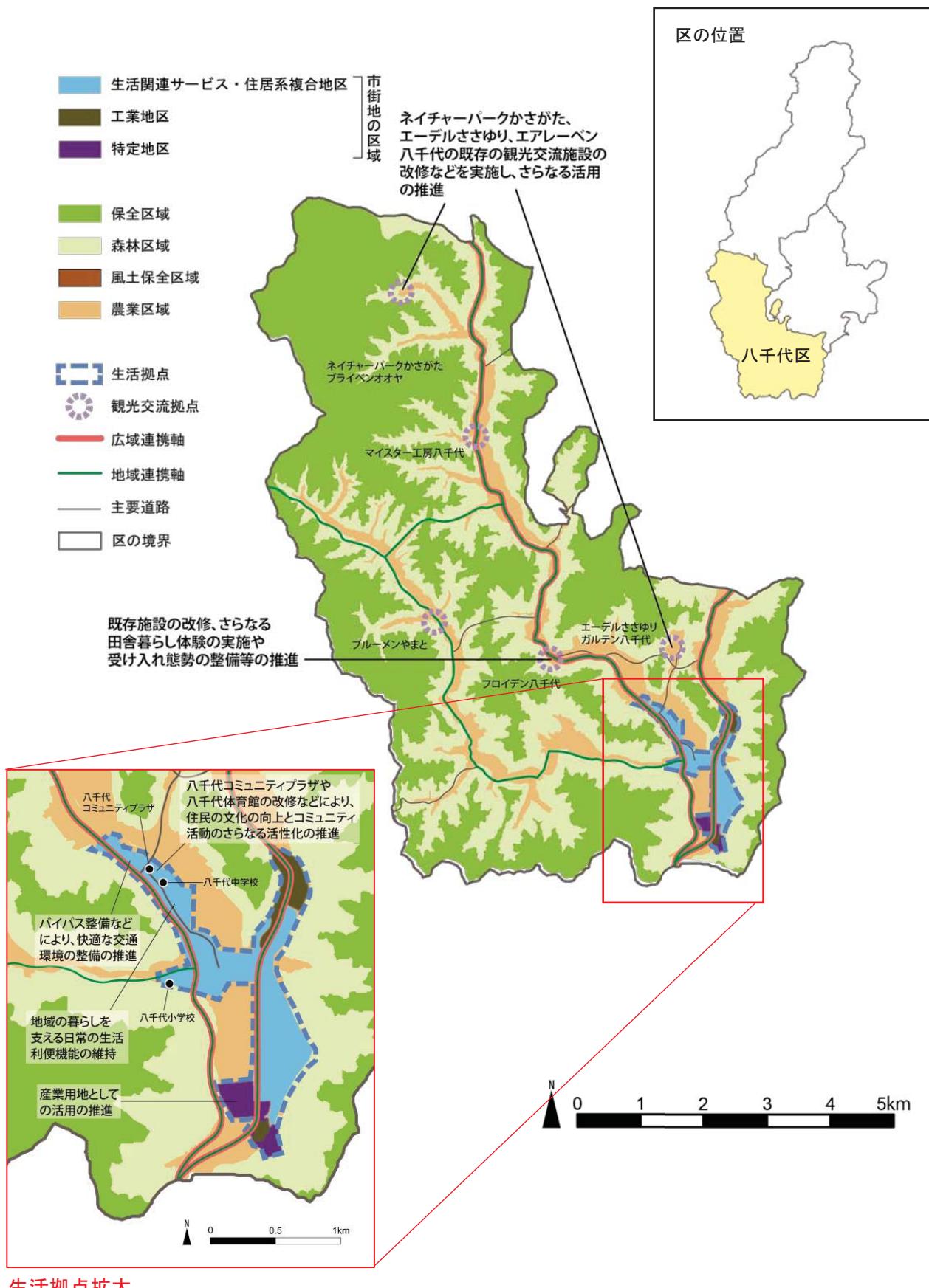
③森林区域

- ・森林、里山等の多面的な機能を発揮するため、良好な自然環境の保全を図ります。
- ・都市的土地利用や開発を抑制し、自然環境の保全を前提としながら、自然環境を活かしたレクリエーション空間としての活用を図ります。

④農業区域

- ・農業の振興を図るとともに、農業生産活動や集落と関わりのない土地利用の転換を抑制し、農村環境の保全を図ります。
- ・観光農業など、豊かな田園環境を活かした体験や交流の場としての活用を図ります。
- ・集落のゆとりある良好な生活環境を維持し、快適な生活環境の形成を図ります。

■まちづくりの方針図



第4章 まちづくりの推進方策

1 参画と協働によるまちづくり

都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進において、「参画と協働」のまちづくりを基本とします。

住民・事業者・町それがまちづくりの主体であることを認識し、適切な役割分担のもと連携することで、効果的にまちづくりを推進していくことをめざします。

【住民の役割】

- 町政への関心を高め、まちづくりに寄与します。
- 地域づくり事業など、地域住民が主体となって取り組むまちづくり活動に参画し、住民相互のもと、良好なまちづくりに取り組みます。
- 町・県が住民団体等によるまちづくりに一緒に取り組みます。

【事業者の役割】

- 地域社会の一員として、事業活動を通じて地域の活性化や魅力の向上などに協力するとともに、事業活動にあたっては周辺の環境やまちづくりへの影響に配慮します。
- 地域のまちづくり活動などに参画し、良好なまちづくりに寄与します。
- 町・県が住民団体等によるまちづくりに一緒に取り組みます。

【町の役割】

- 本町のまちづくりの方向性を示し、都市計画に関する施策・事業を総合的に活用・推進するとともに、関連施策とも連携して、良好なまちづくりに先導的な役割を担います。
- 都市計画や地域づくりに関する調査・研究、情報提供、住民や事業者等の意識啓発とともに、住民や事業者等によるまちづくり活動等を支援します。
- 県、国など関連行政機関に対して本町の考え方を伝え、各種施策・事業の実現に向けた働きかけを行います。

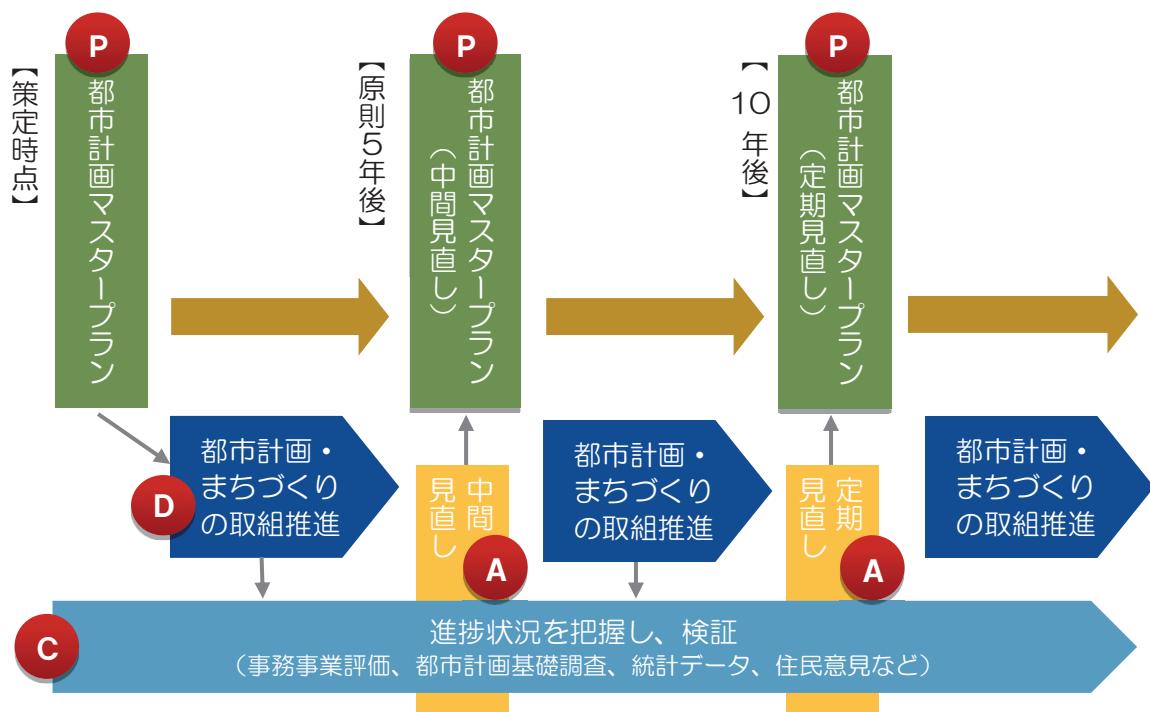
2 計画の進捗管理

(1) PDCA サイクルによる管理

本計画は、概ね 20 年後を展望しつつ 10 年後を目標年次としています。土地利用の変化や都市基盤施設の整備などはいずれも長期間を要するものであり、計画としての一定の継続性が求められますが、一方で昨今の社会経済状況の変化はめまぐるしく、時機に応じた柔軟な対応も求められる時代です。



このため、具体的な都市計画やまちづくりの施策・事業等を計画（Plan）し、効果的に実施（Do）し、その実施状況や結果を確認・検証（Check）した上で、次の計画に反映し改善する（Action）、「PDCA サイクル」の考え方方に即した進捗管理を、概ね5年ごとに行います。



(2) 状況変化への臨機の対応

関連する法制度の変更や急激な社会経済変化、あるいは総合計画や兵庫県による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの改訂を考慮して、必要に応じて計画の見直しや補強などを行うものとします。

參考資料

1 計画策定の経緯、体制

(1) 計画策定の経緯

年月日	内容
令和元年 9月9日	第1回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
10月3日	第2回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
令和2年 1月15日～2月20日	多可町都市計画マスタープラン策定のための住民意向調査
1月15日～1月31日	多可町都市計画マスタープラン策定のための事業者アンケート
2月20日	令和元年度 第1回多可町都市計画審議会開催
8月6日	令和2年度 第1回多可町都市計画審議会開催
10月2日	第3回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
令和3年 2月5日	第4回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
2月15日	第5回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
3月1日	令和2年度 第2回多可町都市計画審議会開催
7月30日	令和3年度 第1回多可町都市計画審議会開催
11月4日	令和3年度 第2回多可町都市計画審議会開催 多可町都市計画マスタープランについて諮問
12月6日	北播磨県民局まちづくり連絡会議開催
12月15日	第6回多可町都市計画マスタープラン府内会議開催
令和4年 1月11日～1月31日	パブリックコメント
1月18日	多可町都市計画マスタープラン（案）住民説明会開催
2月17日	令和3年度 第3回多可町都市計画審議会開催
2月24日	多可町都市計画マスタープランについて答申
3月25日	多可町議会 都市計画マスタープラン「可決」

(2) 都市計画審議会委員名簿

順不同、敬称略

氏名	所属	期間
◎杉山 武志	兵庫県立大学環境人間学部 准教授	令和元年度～令和3年度
山田 正壽	多可町農業委員会 会長	令和元年度～令和2年度
高山 正博	多可町農業委員会 会長	令和3年度
小寺 博史	多可町商工会 会長	令和元年度～令和3年度
藤井 英延	多可町観光交流協会 会長	令和元年度～令和3年度
藤本 一昭	多可町議会委員	令和元年度～令和3年度第2回
酒井 洋子	多可町議会委員	令和元年度～令和3年度第2回
加門 寛治	多可町議会委員	令和元年度～令和3年度第2回
門脇 保文	多可町議会委員	令和元年度～令和3年度
橋尾 哲夫	多可町議会委員	令和3年度第3回
清水 俊博	多可町議会委員	令和3年度第3回
藤原 清勝	多可町議会委員	令和3年度第3回
白井 伸幸	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり参事	令和元年度
吉田 良	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり参事	令和2年度
波戸岡 誠	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり参事	令和3年度
藤田 守雄	多可町区長会 会長	令和元年度
萬浪 督久	多可町区長会 会長	令和2年度
畠中 重信	多可町区長会 会長	令和3年度

◎：審議会会长

2 質問書、答申書

多建第725号
令和3年11月4日

多可町都市計画審議会
会長 杉山武志様

多可町長 吉田一四

多可町都市計画マスターplan（基本方針）について（質問）

多可町都市計画マスターplan（基本方針）を策定するにあたり、多可町都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会にご審議願いたく、ここに質問いたします。

多都審第1号
令和4年2月24日

多可町長 吉田一四様

多可町都市計画審議会
会長 杉山武志

多可町都市計画マスターplan（基本方針）の策定につき、意見を求める
について（答申）

令和3年11月4日付け、多建第725号で質問された「多可町都市計画マスターplan（基本方針）の策定について」は、多可町都市計画審議会条例(平成17年11月1日条例第177号)第2条第1項の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、原案を適當と認めましたことを答申します。

3 用語解説

用語	説明
ア行	
インフラ	インフラストラクチャーの略。産業や社会生活の基盤となる社会資本のこと。
オープンスペース (広場的空間)	建物が建っていない視覚的に広がりのある土地のこと。公園緑地、広場、河川など。
力行	
開発許可	都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。許可の基準として一定の宅地水準を担保する技術水準と市街化調整区域の趣旨を担保する立地基準がある。
グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。
グローバル化	地球的な規模で、人、もの、資本、情報などが様々な形で結びつくこと。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
高速道路 IC	高速道路や自動車専用道路の出入口。
交通ネットワーク	道路交通や公共交通などの交通が張り巡らされた繋がり。
コミュニティ	地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で住民性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。
コミュニティバス	地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型のバス。
コミュニティビジネス	地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決をめざすもの。実施主体は、民間非営利活動団体、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社など。
コミュニティ・プラント	市町村が設置する小規模な下水処理施設。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。
サ行	
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
自然公園	わが国の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養等に資することを目的として、自然公園法に基づき指定される公園。
自動運転	運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断、操作のすべてを代替して行い、車両を自動で走らせること。
地場産業	特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。
人工知能（AI）	人間が持っている認識や推論などの能力を、コンピューターでも可能にするための技術の総称。
浸水想定区域	河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域。
ストック	既にある整備済みの都市基盤施設や公共施設、建築物などの空間や施設、および歴史・文化の資源や観光資源など。

ストックマネジメント	既存の施設などを有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。多様化する需要に対し、これまでのように施設を解体して新築（改築）するのではなく、計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行う。
生活サービス機能	行政や医療・福祉、商業等の日常生活に必要な諸機能。
セットバック	狭あいな道路に面する土地において、道路の中心から後退して建物を建築すること。
総合計画	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、住民と行政の共通の将来目標となるもの。
総合治水	河川や下水道を整備する「ながす」対策に加えて、校庭、農地、ため池などを活用して、雨水を一時的に貯留・浸透させる「ためる」対策、浸水が発生した場合でも被害を軽減する「そなえる」対策を組み合わせたもの。
夕行	
多可町学校規模適正化基本計画	児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行し、児童生徒の教育環境や学校運営が危ぶまれる中、より良い教育環境を作るため、学識経験者、保護者、地域の代表、学校関係者で協議し、作成した意見書をもとに今後の教育の進め方を示した計画。
多可町自転車ネットワーク計画	良好な自転車通行交通空間の整備や安全教育・指導等による歩行者や自転車の安全性や利便性の向上を目的とした計画。
多可町地域公共交通網形成計画	公共交通の整備に関する方向性を示し、住民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、発展させることを目的とした計画。
多可町地域防災計画	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、多可町域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画。
地区計画	良好な環境の形成または保持のため、比較的小規模な区域で合理的な土地利用を行うために都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定め、建築行為や開発行為を規制、誘導することができる。
地方分権社会	国に集中している権限や財源を地方自治体(都道府県や市町村)に移し、住民に身近な地方自治体が、地域の求めるニーズに対して、自らの判断と責任で対処し、地域の特色を活かしたまちづくりをすすめていく社会。
デマンド交通	予約型の運行形態の輸送サービス。
道路ネットワーク	道路交通が張り巡らされた繋がり。
都市機能	商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業、居住など、生活を支える各種機能。
都市基盤	住民の生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置づけられている。
都市計画区域	都市計画法で定められた規制の対象になる地域。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定めるもので、一体の都市として整備、開発および保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。本町は中町が中都市計画区域に該当する。
都市計画公園	都市計画法に基づき都市計画決定している公園。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画として整備が決められている道路。

都市計画法	都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及びその決定手続、各種制限及び事業等について定めている。
都市施設	道路、公園、下水道等の都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めができるもの。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定される、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域。
土地利用	土地の状態や用途といった利用状況のこと、あるいは土地を利用すること自体を表す概念。
ナ行	
ニーズ	必要性、要求。
二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方。
農業集落排水処理施設	汚水処理の方式の1つであり、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。
ハ行	
バイパス	ある地域を迂回させて通過交通がその地域を通らないようにするための道路のことで、多くの場合、その地域に出発地または目的地をもつ地域間交通を円滑に分散し、または導入する役割も果たすもの。
ハザードマップ	火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。
ビッグデータ	ICT(情報通信技術)の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。
兵庫県景観の形成等に関する条例	優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るために、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定めることで、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とした条例。
兵庫県自転車活用推進計画	自転車の特性を理解したうえで、通勤、通学、買物などの日常生活だけでなく、スポーツ、レジャー、観光、配送など、あらゆる社会経済活動において自転車を活用し、地域の魅力を高めることを方針とした計画。
兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）	都市計画法により市街化区域と市街化調整区域とに区分された線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図ることを目的とした条例。
保安林	森林法に基づく森林地域のうち、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに他用途への転用は原則行わないものとした地域。
ヤ行	
用途地域	都市計画法第8条により、建築できる建物の用途を定めた地域。
ラ行	
ライフスタイル	生活様式。社会的、経済的、文化的な条件の基で示す生活のスタイル、生活パターン。
ライフライン	住民の生活・生存に不可欠な、電気、ガス、鉄道、通信・放送施設、上下水道施設など、都市生活を支えるシステムの総称。
リノベーション	刷新、改善、修理、修復を意味する言葉で、近年では、建築物の改造についていうことが多く、特に、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどま

	るリフォームに対し、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造のことを指す。
ワ行	
ワーケーション	ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつ（または引っ越しして）テレワークをする働き方。
A~Z	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
NPO	非営利組織。福祉や環境など多様な公益的活動を行う民間団体。
UIJ ターン者	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。

多可町都市計画マスターplan

発行年月：令和4年3月

発行：多可町

企画編集：建設課

<TEL>0795-30-0855 <FAX>0795-32-4970

<HP><https://www.town.taka.lg.jp/>

令和4年3月
多可町